

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 2 0 年 3 月 1 7 日 (月曜日)

議事日程

平成 2 0 年 3 月 1 7 日 午前 9 時 3 0 分 開議

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 山陰道中山インターについて
2	16	椎 木 学	1. 大山小学校赤松分校の耐震化工事は
3	2	西 尾 寿 博	1. 財政推計はできているか 2. 大山寺の賑わいは帰ってくるか (大山をどげかせないけん) 3. 職員の退職勧奨のあり方
4	20	西山富三郎	1. 文化芸術振興法に基づく施策の策定について 2. 市町村における地球温暖化防止対策のあり方について 3. 住民・企業と協働のまちづくりについて
5	7	川 島 正 寿	1. 水田農家に助成を(稲苗に助成) 2. 行政サービスについて
6	13	小 原 力 三	1. A E D (自動対外式除細動器)の辺地地域導入に 助成を
7	3	吉原 美智恵	1. 指定管理施設と管理者の点検と評価は 2. 「コミュニケーション授業」のその後の取り組みは 3. 香取分校を「香取開拓村の歴史館」に
8	1	近 藤 大 介	1. 保育所運営について 2. ふるさと納税制度への対応は
9	4	遠 藤 幸 子	1. 大山町地域福祉計画について

10	14	岡田 聰	1. 新学習指導要領案の運用は 2. 地球温暖化対策に取り組みを 3. 町長公約の達成度は
11	8	岩井 美保子	1. 観光交流拠点整備事業 2. 大山診療所の存続について 3. 職場内でのいじめについて
12	11	諸遊 壤司	1. 遊休農地解消について 2. 大山賛歌体操の普及について

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢田 正己	1. 山陰道中山インターについて
2	16	椎木 学	1. 大山小学校赤松分校の耐震化工事は
3	2	西尾 寿博	1. 財政推計はできているか 2. 大山寺の賑わいは帰ってくるか (大山をどげかせないけん) 3. 職員の退職勧奨のあり方
4	20	西山富三郎	1. 文化芸術振興法に基づく施策の策定について 2. 市町村における地球温暖化防止対策のあり方について 3. 住民・企業と協働のまちづくりについて
5	7	川島 正寿	1. 水田農家に助成を(稲苗に助成) 2. 行政サービスについて
6	13	小原 力三	1. AED(自動対外式除細動器)の辺地地域導入に 助成を
7	3	吉原 美智恵	1. 指定管理施設と管理者の点検と評価は 2. 「コミュニケーション授業」のその後の取り組みは

			3. 香取分校を「香取開拓村の歴史館」に
8	1	近藤 大 介	1. 保育所運営について 2. ふるさと納税制度への対応は
9	4	遠藤 幸 子	1. 大山町地域福祉計画について
10	14	岡田 聰	1. 新学習指導要領案の運用は 2. 地球温暖化対策に取り組みを 3. 町長公約の達成度は
11	8	岩井 美保子	1. 観光交流拠点整備事業 2. 大山診療所の存続について 3. 職場内でのいじめについて
12	11	諸遊 壊 司	1. 遊休農地解消について 2. 大山賛歌体操の普及について

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壊 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口隆之	教育委員長	小原康正
副町長	田中祥二	教育長	山田晋
大山支所長	河崎博光	教育次長	狩野実
中山支所長	福田勝清	総務課長	田中豊
企画情報課長	小谷正寿	住民生活課長	後藤透
税務課長	野間一成	地域整備課長	押村彰文
農林水産課長	池本義親	水道課長	小西正記
福祉保健課長	戸野隆弘	人権推進課長	近藤照秋
社会教育課長	麴谷昭久	幼児教育課長	高木佐奈江
観光商工課長	福留弘明	大山振興課長	斉藤淳
診療所事務局長	中田豊三	農業委員会委員長	田中定
農業委員会事務局長	高見晴美		(午後1時～出席)

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。本日は一般質問を行ないたいと思います。始まります前に、質問者の皆さん、答弁者の皆さん、的確な答弁をそして質問をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第1、一般質問を行ないます。通告順に発言を許します。18番、沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） おはようございます。私は、山陰道中山インターについてということで通告いたしておりますが、1月の17日の臨時議会の際に開催された全員協議会の中で、町長から山陰道中山インターチェンジが実現することの行政報告を受けました。しかしそのインターチェンジは、米子方面への乗り降りしかできないハーフインターだということでありまして、同僚議員からも中山地区の住民からも、鳥取方面へも乗り降りできるフルインターにという声が非常に多くありますので、町長に是非この実現に向けて、全力投球していただきたいと願うところであります。

山陰道が開通すれば、ナスパルの残された分譲宅地が売れる。9号線からのアクセス道路が整備され必ずナスパルは売れる。そう確信しております。聞くところによりますと、インターチェンジの周辺に温泉があるのは、全国でも数少ないそうであります。中

山温泉とナスパルを全国にPRしていく絶好の機会だと思うのであります。町長の考えを質すわけですが、その前に私、このナスパルにつきまして、これで4回目なんです、一般質問が。何故だろうかということなんです。これは私はあそこにナスパルを計画せと言ったのは、さざんか団地ができたときに、これは町のあれでございませけれども。ところがそこの方が、出られるのはみんな米子の方に向かって出ていくでないか。これではいけんけ、中学校の空き地に宅地住宅を作ったらどうかということを一一般質問したことがございます。そしたら下池町長は、「いや、あそこは工場誘致せないけんけ、それはなりません。他のところに作ります」ということから、是非ともこれを売っていかならんという考え方をもっておりまして、今現在でも45区画残っております。何故売れんだろうかということを考えてみたときに、これは9号線からの入り口が分からん。道がないということで、何とか道をつけてくださいということ町長に再三質問したわけでございます。

ところが安い土地が、4万6,000円。だいたい9号線から看板を見てでも、だいたい8万円から9万円、1坪当たりが。ところが4万6,000円で温泉付きで、何で売れんだろうか。これは先ほど言いましたように、その道路が無いから売れないんだということが考えられます。このことについて、道路が付けば必ず売れるという確信を皆さんお持ちのことと思いますが、あの道路があることによって、45区画がきれいに売れていけば、もちろん中山時代から、世話してもらったもんには、10万円ずつ払いますよということの世話代もついていたことについて、おそらくよそではないような世話料ではないかなというふうに考えます。

次に、温泉の方でございませますが、御承知のとおり、指定管理でこりゃ米子の皆生温泉の方が、指定管理で温泉を管理しておられるわけですが、元を申し上げますと、この温泉につきましては、アルカリ性の高い温泉でございまして、これは全国でも3本の指に入るほどのアルカリ性の高い温泉だということで、非常に評判も良くそれから温泉を使うことによって顔がつるつるする、町長もご承知のとおり、顔が白くて肌がきれいなら七難隠すというのは昔からの言い伝えでございませ。ですから中山の人は非常に美人が多いということが言えるでないかなと思います。

そういうことからして、なんでこの温泉がどんどん使われんだろうかというふうに考えます。特に私は、この道路が付くことによって、トラックの運転手にしてもそれから町外からの入浴客につきましてでも、トラックの運転手辺りに聞いてみますと、だいたい1カ月に3日帰ればいい方だと言っている。その間はどこかの温泉に行ったりどっかにせんととてもトラックの車代が払えんということをおっしゃっておりまして、今現在でもトラックの運転手はぐるぐる回って、温泉に来ておられますけれども、このトラックの運転手が入浴してこれを全国に広めていく、大きないいチャンスではないかないうふうに感じております。そういうことからいたしまして、何がなんでもとにかく片方だけでは

なくして、上り線の方もひとつ努力していただいて、これは町長の腕次第だと思い、私はそれを期待しておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは沢田議員さんの質問に答弁させていただきます。

山陰道、仮称でございますが、中山温泉インター、これについてのご質問にお答えさせていただきますが、山陰道東伯淀江道路は平成10年に都市計画決定がなされ、その時点では、旧大山町と旧淀江町の町界に「淀江大山インターチェンジ」、そして旧名和町に「名和インターチェンジ」、更に旧中山町と旧赤碕町の町界に「赤碕中山インターチェンジ」が計画されておりました。

その後、旧大山町に「大山インターチェンジ」が追加をされ、昨年9月29日に開通したのはご存知のとおりだというふうに思います。

平成18年度には名和インターチェンジから東に向けて下市まで事業化がされ、平成19年度には更に赤碕中山インターチェンジから下市までが事業化をされました。山陰道整備にあたり、中山地区にもインターチェンジ設置の思いが強く、機会ある毎に必要な性を訴え要望はしておりましたが、平成19年10月に正式に国土交通省に対して、大山町長、大山町議会議長、更には大山町商工会長の三者の連名によりまして、フォーラム中山付近にインターチェンジを設置して欲しいという要望を行ったところであります。

町の熱意が通じまして、国土交通省、さらには鳥取県のご理解を頂き、フォーラム中山付近にインターチェンジの設置が決まったところでありますが、議員さんご質問のとおり米子方面への乗り降りしかできないハーフインターチェンジであります。

要望としては、米子方面、鳥取方面へも乗り降りができるフルのインターチェンジで行いましたが、既に建設中であります、赤碕中山インターチェンジとの間の距離が短いということ。また追加のインターチェンジから赤碕中山インターチェンジまでは、県道により結ばれておりまして、鳥取方面への乗り降りについてはこの道路を利用すれば山陰道の利用が容易であること。そういったような理由から、ハーフインターチェンジで計画がなされたというふうに聞いております。費用対効果なり利用度、さらには経済効果等を総合的に判断された結果だと思っております。フルインターチェンジが望ましいということは充分認識いたしておりますが、国土交通省の立場もまたその考えも理解していかなければならないというふうに思うところであります。

インターチェンジの設置は、なかなか容易なことではありません。そういった中、追加のインターチェンジ設置にかける思いや熱意を理解していただいた国土交通省に対し、なかなかこれ以上のお願いをしていくということは難しいというふうに思っております。ご理解を頂きますようお願いしたいと思っております。

山陰道が開通いたしますと米子への通勤など移動時間も短縮をされ、また関西方面からの観光客もこの道路を多く利用されることになるというふうに思っております。イン

ターチェンジに近い中山温泉や宅地の分譲地「ナスパルタウン」、こういったものの魅力も益々高まってくるだろうというふうに思っておりますし、この立地条件を活かして積極的にPRを展開してまいりたいというふうに考えておるところであります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） もともとこれ合併協の中でもありましたとおり、だいたい中山からの要求といたしまして、この道路にはだいたい10億円掛かりますよということを下池町長はさかんにおっしゃっておられたわけですが、ところがそりゃ確かにそりゃ10億円掛かるかも分かん。ところが付けようによっては、そんなに掛からずに付くのではないかなというふうにわたしは素人なりに考えておりますけれど、問題は9号線からのぼちでございますが、あそこら辺がどうかというふうに非常に心配しているところですが、何が何でも先ほど町長の説明では、そりゃあ大変いいことなんだけれど、難しいですよということをおっしゃられたわけですが、難しい中でも一つこれを実現していただくように努力していただくことをお願いし、また質問させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。沢田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今ご質問の合併前10億程度掛かるだろうとっておられる道路というのは、中山温泉フォーラムから国道9号道へのアクセス道路のことではないかなというふうに理解するところでございます。

山陰道のインターチェンジは、逆にその上側の方に付くわけでございますので、今山陰道の新しい追加インター、全力投球で一生懸命頑張らして、力足りずハーフになりましたが、それでも皆さんの思いが伝わって、一応ハーフであれ追加のインターが付いたということではありますが、そこから中山温泉なりフォーラムに出入りするようになるということでもあります。あと議員さんがおっしゃるのは、そのフォーラムと国道9号との接続道路のことではないかなと思っております。これについてもわたしも必要性は十分に認識しておりますし、これも一生懸命、今その道路の整備について要望してまいりたいと思っておりますが、これにつきましては、県の方に県道として何とかインターからのアクセス道路ということで、新たな整備ができないかということで、今要望も挙げているところであります。おっしゃるように、工法としてはいろんな工法があるかと思っておりますので、せめてまっすぐに一つの道路として、フォーラムから国道9号まで通れるような、そういった道路を県道として整備してもらおうように今一生懸命その要望をしながらこれからもその実現に向けて努力してまいりたいというふうに思うところでありますので、よろしく申し上げます。

○議員（18番 沢田正己君） 議長、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 16番の椎木でございます。大山小学校赤松分校の耐震工事はということで、教育委員長の見解を求めたいと思います。

文部科学省では、学校施設整備支援策定に関する調査研究協議会から公立学校施設の耐震化計画平成20年から24年の5年間の報告を受けております。昨年12月定例会におきまして、大山中学校、中山中学校、そして大山小学校赤松分校の耐震化工事を平成20年度予算におきまして、対応するとの見解を得ておりましたが、当初予算を見ますと大山及び名和中学校は、予算計上されておりますが、赤松分校は予算化されておられません。構造耐震指標、IS値といいます、文科省では0.3未満の建物は最優先で耐震化すべしとの文部科学省あるいは鳥取県教育委員会からの通達を受けております。赤松分校のIS値が、0.09であるということは、皆さまも周知の事実であります。二つの中学校では、大山が0.3、名和中学校が0.41からすれば異常に低い数値であります。0.3でも地震による倒壊・崩壊の危険性が高いと指摘されている中で、0.09とは、どの程度の危険性なのか、まず説明を願いたい、そしてまたどのような経過と認識で20年度当初予算に計上されなかったのか、説明をお願いしたい。

地震はいつ起きても不思議ではありません。児童の安心、安全が、財政上の理由と天秤にかけれないということは皆さんもご承知のところであり、いずれにしても緊急の対策、対応が求められています。教育委員長の答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） ただいまの椎木議員のご質問、大山小学校赤松分校の耐震化工事は」のご質問にお答えいたします。

まず、大山小学校赤松分校の構造耐震指標、いわゆるIS値が0.09とは、どの程度の危険性なのかというご質問についてお答えします。

耐震改修促進法等ではIS値の判定基準を0.6以上としており、それ以下の建物については耐震補強の必要性があると判断されます。旧建設省の示したものによりますと、IS値が0.3未満、これは地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が高い、となっております。0.3以上0.6未満の場合でございますが、これは、倒壊し崩壊する危険性があるとされています。IS値が0.6以上の場合には、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低いというふうになっています。具体の程度は数字では示せませんが、IS値が0.09は、大地震がきた場合、非常に危険であると言わざるを得ません。

次に、どのような経過と認識で、20年度計上されなかったのかというご質問についてお答えいたします。教育委員会としましては、子どもたちの安全を守ることが第一の使命であり、耐震基準に満たないすべての学校において耐震補強工事を行いたいと考え

ております。

19年度に耐震工事の設計のための予算を組み、現在、基準に満たないすべての学校について設計委託中、又は設計委託の準備中であります。特に緊急性があるIS値0.3以下の建物は、先ほどもありましたように、赤松分校、名和中学校、大山中学校であります。そのうち名和中学校と大山中学校につきましては、設計業務にやや遅れがあるもののおおよその見通しがつきましたので、当初予算に耐震工事費を計上したところですが、赤松分校につきましては、建物の構造上の問題で設計方法の再検討に入ったこともあり、設計業務が遅滞し、予算編成時点での見通しが立たなかったため、当初予算に計上しておりませんでした。

赤松分校の構造上の問題についてですが、校舎の壁部分の耐震性が極めて低いことが判明し、審査機関から再度設計をし直すよう差し戻されました。現在、壁部分の全面改修を含めた設計作業中ではありますが、工事費が当初想定していた金額の約3倍の5,000万から6,000万に膨れそうな見込みであります。そうした際に、赤松分校の存続の問題が議論されている中で、赤松校区だけの問題としてだけではなく、広く町全体の問題として町民の理解を得ることが重要であります。

椎木議員のご指摘の中に、「児童の安全は財政上の理由と天秤にかけられないとありましたが、まったくその通りだと考えております。しかし、財政的な裏付けや町民の理解なしには耐震工事を進めることはできませんので、設計書などの正確な資料ができあがり次第、対応について赤松校区の皆さんはもちろん、広く町民の皆さまの意見を聞きながら、できるだけ早く結論を出したいものと考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 答弁の趣旨は理解させていただきました。赤松地区だけの問題ではなく町の問題ということも財政的な観点からわたしも理解はいたします。

しかし、詳細な設計書等、正確な資料が出来上がり次第、対応を町民の皆さまと考えるということでございますけれども、ということは大きな地震が来ないことをただ願うだけと、そういう非常に当面不安定な状況で赤松分校の児童は授業を受けるというようなことを承知の、認識していらっしゃるということで理解させていただきますが、大変危惧するところであります。で、昨年から教育委員会の方で、数回にわたりまして、赤松地区の分校存続についてヒヤリングが行なわれています。部落の人あるいは年代層に分けても聞いていらっしゃる。そういう意味で地元の意向は、確認は承知はしていらっしゃる、存続という意向は、確認していらっしゃると思います。赤松地区におきましては、この赤松分校の始めは、安政年間、1850年から寺子屋が始まりまして、明治5年の教育制度を受けて、明治7年に坊領学校の分校として開校されています。明治7年11月の開校以来132年等にもなる状況であり、卒業生は1,000人あまりというふうになっております。こういう地元の大変教育に対する熱心な支援体制等がござい

まして、現在まで続いているわけですが、そういう熱意も十分に承知していただきたいという思いがあります。

また、明治7年の11月開校以来、僻地教育全国大会とかあるいは中国大会、鳥取大会、いろいろと僻地教育、小人数教育の先進モデル校となっております。全国に誇れる先進モデル校として、教育研究の実践校としてさらに生かすべきではないか。存続してそういう面で教育実践の場として、モデル校として全国に誇れる、あるいは教育に生かす施設として早急に事業を行い、教育研究の場として存続させてはいかがでしょうかという見解を持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） このことにつきましては事務局に答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。椎木議員さんのご質問にお答えします。分校教育の意義ということで今お話いただきましたが、教育委員会といたしましても、赤松分校で行なわれた分校教育の成果、あるいはその波及というものについては高く評価をしているところであります。

しかしながら、新しく合併した大山町において、学校教育の在り方全般を再構築しておるところであります。特に議員のご質問にありました赤松分校を始めとして、大山地区の2つの小学校の教育の在り方について、幅広く検討しながら、早期に結論を出していきたいと、こういう具合に考えております。現在大山町の教育委員会には、教育審議会を設置して、中学校教育の在り方について答申をいただいたところでありますが、引き続き小学校教育についても諮問して、そういった意見を踏まえながら町民と合意に達していきたいとこういう具合に考えているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 教育委員会の見解は理解させていただきましたが、西部地震ではたまたま赤松分校被害がございませんでした。しかし、この方向性が出るまで、1年なのか2年なのか、耐震化計画では、平成20年から24年までとなっておりますけども、その間の安全について、今の状態でもやむなしという見解なのかどうかという点、万が一の場合の責任、とれないような責任でござますけれど、こういうところについて、何か緊急の対応、対策があるのかどうか、ということをお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） この質問につきましても事務局に答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 椎木議員さんの再質問にお答えいたします。耐震工事、今0.09というIS値なんですけど、これで大丈夫かということでもあります。教育委員会とし

てもこの数値は重く受け止めております。基本的な考えといたしまして、学校施設の耐震工事と改修工事の二本立ては必要であります、取り分け耐震工事については急ぐことだと思っております。そういう意味で平成20年度には名和中学校と大山中学校、設計ができましたので、そういう段階で予算計上させていただいておりますが、赤松分校につきましては、先ほど委員長答弁にもありましたんですが、耐震工事のみならず、壁を全面的に改装する。そういう中でも耐震性補強が必要だという工事内容でありまして、壁を全部変えるということになりますと、まあほとんど大規模改修に近いものになるのかなと思っております。そういった数値を今専門の業者をお願いしておりますので、近々そういうものが出る中で総合的に判断していきたいと思っております。24年までこれでいくという考えではありませんので、そういう数値が出たことを踏まえて、教育委員会の方で判断をして必要な措置、対応をしていこうと、こういう具合に考えているところであります。以上です。

○議員（16番 椎木 学君） わたしの質問に答弁になっていないような気がしますが…。

○議長（鹿島 功君） 了解しました。答弁者もう少し的確に答弁ください。

○議員（16番 椎木 学君） 仕方が無いのか…。

○教育長（山田 晋君） 議長。仕方が無いという具合には考えておりませんが、今日現在でも0.09ということで授業しておりますので、非常に心配ではあります。しかしやたらに不安を掻き立てるようなことではなくて、専門的な業者の数値を踏まえて見解をいただいて、早急に対応していきたいという具合に考えておるところです。以上です。

○議員（16番 椎木 学君） 了解しました。終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） おはようございます。わたしは通告にあたって、3点質問させていただきます。まず始めに財政推計はできているか、という問題であります。

財政推計は幅広い費用が必要な上、あくまで推計であり、変化していくものだと認識しております。本年度予算95億8,000万円、前年度予算と比べ1億3,000万円少ない予算規模となっております。2年続いての緊縮予算というか、合併時に約140億円の大型予算を組んでいますから、そうそう毎年大きな事業ができるほど、裕福な財政事情ではないと、こういうふうに認識しております。

そこで町の台所事情を踏まえながらの行政運営となるわけですが、町の将来の指針を定める大きな要因に財政見通しがあります。見通しを立てるために財政推計を作成しなければなりません。またその財政推計を立てるにあたっては、不透明な国からの交付金、補助金、町が事業を行うための起債、事業によっては交付金も変わる可能性があるから

です。災害などの突発的な要因、様々あり大変な作業と思いますが、今後の町財政の行方を示してください。

その次に、19年6月「地方自治体健全化法」が施行され、4つの新しい指数を地方自治体に求めることを決められました。この4つの指数はどのようなものでその目的はどこにあるのか、ということをお伺いします。そしてこの4つの指標をすでに取り入れている自治体もあります。これ、いつまでにやるものなのか。これをお願いいたします、

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西尾議員さんの財政推計の質問について答弁させていただきます。

まず、今後の町財政の行方でありまして、財政推計は、将来のまちづくりに向けた施策を財政面に視点を置いて考えるための判断材料の一つとして、平成18年度から、毎年10月に作成をし公表いたしております。本年度は広報12月号に掲載をしておりますし、また住民説明会の折にもこれを公表してまいりました。

本町は、地方交付税や譲与税、交付金などの依存率が非常に高く、国の制度や法改正に大きく影響を受けます。

お示しをしている財政推計は、歳入では、先行き不透明な交付税等を非常に厳しく見込み、また歳出ではこれまでの決算額を基に推計をした結果で、今後の町財政の行方につきましては、非常に厳しい状況であることを示しておりますが、地方再生対策費の創設や、公債費償還の財政需要額の増加などにより、本町では、交付税が増加の傾向となり、少し明るい兆しが見えてはまいりました。しかしながら、更に気を引き締めて、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指してまいりたいと考えておるところであります。

次に、「地方自治体健全化法」による4つの指数はどのようなもので、またその目的はどこにあるのかというご質問であります。4つの指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」で、「実質赤字比率」とは、標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことで、黒字か赤字かを判断する指標であります。

次に「連結実質赤字比率」とは、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことであり、「実質公債費比率」とは、平成18年度からの地方債協議制移行に伴い導入された指標でありまして、公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す比率のことであります。

また、「将来負担比率」とは、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率のことであります。

これらの4つの健全化判断指標を導入して、自治体の財政破綻を早い段階で食い止め

ることを目的としており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたものであります。最後に、「いつまでにやるものなのか」であります。が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は平成19年6月22日に公布をされ、平成21年4月から施行予定であります。が、4指標の算定や公表は、平成19年度の決算から求められておまして、今年の秋には本町の指標を公表する予定といたしておるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） わたしも作成された財政推計を見ましたし、また改めて、見させていただきました。しかしながら、先ほど申し上げましたが、この推計はですね、あくまで推計でありまして、その基になるのがいかなものか、これはやる方によっても数字が違ってくると思いますし、やり方によっては違ってくる。わたしはそういうふう以前から思っております。この町の総合計画の中にもありますように、年次事業計画ということを立てるというふうに示しております。この中身はといいますと、事業が変化する、あるいは止めましたとか、交付税のあり方が変わったとか、ということ年次示すものであると理解しております。わたしも実は初めてですが、見させていただきました。中を見ますとそぐわないものが随分ありました。何故かなと、たぶん作ったのが古いんでしょう、と思いましたがね。年次計画は毎年これを立てる、そしてそれを基にしながら財政推計を立てると。基の数字が違えば当然財政推計も変わってくると、わたしはそのように理解しております。もう少し精度の高い事業計画を作らないと、財政推計もいい加減なものになってしまうんじゃないかなというふうに考えています。そしてこの4つの指針であります。国はこれから連結企業会計でありますとか、特別会計の赤字をあぶりだし、それを数字の中にはめ込んでですね、健全化が大丈夫なものかを図るといような意図が見えます。日野町に例をとりましたも破綻する直前までは大丈夫だと、そのような財政推計の数字を出しておりました。ところが破綻する直前になって危ないというふうな数字を出してきたという経緯がございます。それを直すというか、もう少し早く出さないものかというふうなこれは意図でないかなとわたしは思います。この企業会計・特別会計、大山町もたくさん赤字を抱えています。これを入れ込んだときに、この連携実質赤字比率、これはどうなるか、実は心配でございます。これによりますとですね、新たに導入した連結実質赤字比率は、都道府県は15%以上、市町村は30%以上なら破綻と認定する。認定されると夕張のような住民の負担増や行政サービス低下が想定されると。そして、破綻する前のイエローカードといいますか、その指針は、16%から20%あります。わたしはこれがどのような推移なのか、現れていくのか心配であります。何故かといいますと、今回町長の施政方針の中に、全会計地方債残高267億4,000万円、これは減っていません。増えています。そして、実質公債比率16.6%、これ18%以上になると、国の許可なく起債ができない。少し下回っていま

す。起債制限比率13.7、これ15%を超えるとこれも国の要注意団体というふう
に認定されます。ぎりぎりクリアというふうになってはいますが、これは数字の入れ方によ
っては変わるというふうにはわたしはいつも判断しています。

そして公債費負担比率、これ20.7%、これ施政方針の中に書いてありますよね。
これ15%以上警戒、20%以上危険となっています。もう既にこれ危険なんですよ。
このような数字が出ています。わたしが心配するのは、それ以上に企業会計などの赤字
が、またこのような国のあぶり出しの中ででてくる可能性があるとするれば、これから
うちは本当に大丈夫なのかなど。ましてこの総合計画の中にもありますように、年次事
業計画を立ててないとするならば、この財政推計は、本当で安心していいものか、信用
していいものかということが心配でなりません。とするならば、赤字の企業特別会計が、
これから多くあるのに、今年の秋やるとか、来年6月まであるから大丈夫というよう
なことじゃなくて、もう少し早めに出せないものか、その辺をお伺いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、したが
って先ほどから申し上げておりますように、大山町としても財政的には、暗澹としてお
られる状況にない、非常に厳しい状況にあるということは、お互い認識をしながら事業
を積んでいかなければならないというふうに申し上げておるところであります。そう
いった中で行財政改革についてもできるところから、今どんどん取り組みを進めてお
るところでございます。先ほど答弁申し上げました財政の推計なり今後の状況、どう
いった考え方の中で、大山町の財政推計を立てておるのかということにつきましては、
総務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 財政推計のことですけれども、これの数字につ
きましては前年の決算の時点でないとなかなか数値的なものが示せないというのが
今の現状であります。総合計画の実施計画ということでございますけれど、今年
度も当初予算で見送った事業が何点かございます。そういった部分を盛り込んだもの
ということであれば、予算段階ではできますけれど、歳入の面では交付税でも地
方再生対策費としての国の制度といいますか、今年に限っては出てきています。
そういった部分でなかなか推計というのが難しい、本当にやりづらい。制度的な
ものがずっと続けてありますれば、きちっとしたものが出せようかと思いま
すけれども、その辺はご理解いただけたらと思います。すべて決算に基づいて、
財政推計を出さしていただいているのが現状であります。それから将来的な公
債費の部分でございますが、平成18年度に特に大きな事業を2つ
取り組みましたが、この償還が情報基盤については、10年で償還ということで、
今年度から大きな償還費が出てまいります。ただこれにつきましては合併特
例債ということを大半で使わせていただいております。これに関わる償還、
需要額が7割見ていただ

けるということがございます。こういった制度的に約束された部分がございますので、わたしは日野町のような町には当面はならないのではないかと考えておるところでございます。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、年次事業計画の質問ちょっと答えてください。

○議長（鹿島 功君） 答弁の残りがあるようです。企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 西尾議員さんのご質問の年次計画、これはいわゆる総合計画の中の実施計画と言いまして、3年単位で毎年計画を見直していくと、総合計画をより実現に向けて近づけていくための計画でございます。議員さんご指摘のとおり、前期計画の5年の実行計画というのを立てておりますが、実施計画、毎年見直しは立てて、作っておりませんし、毎年に見直しも実施計画としてはしておらないというのが現実でございます。これにつきましては、早速対応させていただきたいと考えています。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 冒頭に申し上げましたが、この財政推計というのはあくまでも推計であり、変化していくものだというふうに理解しております。執行部もそういった面で大変だろうと思いますが、このようにですね、危険水域、危険域に入ったということがあるわけです。となると、3年前に作ったものとか、5年後というのではなくて、やはりこういったものを年度、大変でしょうけども、埋まらないところまできている、もう執行部も認識しておるわけです。そうなる、明日あさってからないというような状態、たとえばですよ、先ほど言ったように災害などの突発的な要因が入った場合とか、いろいろ考えられます、想定としてですよ。そうなりますと、毎年このようなものを立てていく、これを見ますと、予算がなくなったものとかですね、えらい予算がついてそのままになっています。そうなる、推計自体が実は本当にどうか、先ほど申し上げましたが不安であります。そして先ほど質問に言いました。実はあまり答えに無かったなと思いますが、この企業会計、特別会計の赤字がですね、この一緒に連結に入ってくる場合に、どのような数字が現れるかということをお示ししてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、ご指摘のとおり、町として財政の推計はきちっと立てなくてはいけないというのは、もちろんよく承知をしているところでありますが、先ほど総務課長が答弁申し上げましたように、なかなか今の制度、国の制度も含めてあるいは経済の動向等によって、やはり歳入の部分が非常に不安定なまだ部分でありますので、なかなか町が、町としての財源、これがせいぜい3割程度の確保しかできない状況の中であり、やはり国や県の動向によってやはり財源というものは左右されるわけであり、そういった中で非常に財政の推計が立て難いというのが現状であります、しかしながらかといって5年なり10年という一つのまちづくりの計画というのを立てなくちゃいけないわけありますから、そういった意味

では、その時点で立てられる推計、そういったものを基にやはり事業計画も立て、そして裏づけとしての財政の計画も立てていくわけであります。しかしながらそれを計画を立てたから、だから必ずしなくちゃならないかというところ、そういう考え方で事業をしているわけではない。当然その中で総合計画は10年でありますけれど、5年の前期後期の計画があるわけでありますし、さらにはそれを実施計画という形で3年毎のローリングで見直すというこういう計画もあります。ただ、実施計画が立ててないのは、要は合併プラン、合併協議会で計画がありますので、まずそういったものを基に今事業の順位付けをしながらやってきているところでありますから、そういった意味では、これがある程度、方向が見えた時点で当然総合計画に基づいた実施計画を立てながらやっていくということは大事だろうと思っておりますが、ただあくまでもそう言いましたように、計画に入れたから必ずするといったような考え方をもっておりませんので、そういった意味から毎年毎年の財政の状況を見ながら、1年毎の事業の精査をして計画を立てていく、これがある意味で予算だというふうに思っております。そういった考え方の中でも今年度20年度に向けての予算編成にもあたっても、いろんな要望もありますけれども、やはり歳入を見た中で、やはりその枠の中で何とか治めるということで、当初予算に上げなかったものがたくさんあるわけですが、優先順位をつけながら、20年度についての事業の計画を立て、予算化をさせていただいて、今提案をさせていただいてるという考え方でございますので、そういった意味では、それをそのたびに、10年の計画なり5年の計画を見直すということはできませんから、それは町民の皆さんには一応ご理解をいただきながら、その年度年度にやはりその計画にあっても、できないものについては、状況をご説明し、ご理解いただいて、そして事業を進めていくということ、これが毎年毎年の作業になってくるというふうに思っておりますので、そういった意味では、決して安易な行政運営をしてはいない、今の財政状況は非常にわれわれとしても認識しながらやっておりますし、またこのことは住民の皆さんにも財政状況というのはしっかりとご理解をいただく中で、ご支援、ご協力をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

連結決算についての指標がどんな程度出せるかというのはちょっと、総務課長がちょっとどの程度把握しておるのか分かりませんので、総務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 4つの財政指標のことではございますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率等については、これまで全然示しておらなかった数字でして、そう厳しい数字にはならないとわたしは考えております。それから実質公債比率につきましては施政方針の中で、申し上げた数字が18年度の数値であります。それから将来負担比率、これについても全会計が始めてトータルして示す数字になろうかと思っております。

れはちょっとまだ未知数かなと思っております。現在はそういうところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 次に進みたいと思います。大山寺の賑わいは帰ってくるか、副題として東国原さんの真似をしてみました。「大山をどげかせないけん」これは皆さんと同じ気持ちだと思います。

ご存知だと思いますが、古来、大山は不老の山として不老山と言われてきました。老いない山、そして富士山は不死の山、死なない山というふうに昔からですね、信仰の山として、崇められ奉られた山だというふうに認識しております。そして牛馬市などが開かれ大変な賑わいでした。子どもの頃、大山の祭りに行くのが楽しみでございましたが、今そのような賑わいはございません。

近年になり、厄介だった大雪を利用したスキー場開発、その時に相当潤った時代もありました。現在もそれは続いております。しかし、スキー人口の減少、泊り客の減少、今どうですか。先人の努力と遺産でやっと食いつないでいるのが現状です。瀕死の状態といっても過言ではございません。

今、県も町も様々な工夫と財源をつぎ込んで復興をさせようと頑張っております。そうした中でイベント等もさまざま手を変え品を変えやっていますが、単発でなかなかイベント倒れというような感じがいたします。わたしたちも協賛団体で応援に行きますが、何か疲れた感が最近は見られております。そして最終的に本気になるのは地元の方だとわたしは思っています。そこに関わる人の力だと思っております。その辺りどうでしょうか。意識改革は進んでいますか。

最初にそういったことを含めながら、最初に文化庁が調査に入って寺などの跡地を調べると聞きました。そのことによって、町が計画した県道バイパスなどの道路の拡幅等の計画が先送りになりました。これからの見通しをお聞かせください。

そしてファミリーが温泉を掘るということを漏れ聞いたのですが、どの程度の情報を得ているのか。どのような形で温泉を掘るのか、お聞きします。

3番目、水道料金、固定資産税等の不公平感があると思います。すばやい対応が望まれると思いますが、その辺の考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西尾議員さんの質問に答弁させていただきます。

「大山の賑わいは帰ってくるか、大山をどげんかせないかん」ということでありますが、わたしに言わせれば「どげぞせないけん」というのが、わたしの言葉でございます。

まあ、その質問でございますが、大山周辺を訪れるスキーシーズンの観光客は年々減少傾向にあるところでありまして、グリーンシーズンの観光客は、人数的にはこれは微増の傾向にはあるものの滞在時間は確実に短くなってきているというふうな状況であり

ます。それに併せて、空き店舗や空き地も目立つようになり、大山寺地区の事業者の活力も失われつつあるのではないかと危惧をいたしております。

大山の自然や歴史、文化的資源のすばらしさをより多くの観光客に認知をしてもらい賑わいを取り戻すため、大山寺地区に対するできる限りの支援は喫緊の課題であると認識をいたしております。

そのために様々な工夫や財源によって施設を改善したり、イベントを行ったりすることはできます。しかしながら、便利に、安全に、キレイになったりするだけで来訪者が大幅に増えるということではありません。また、来訪者に満足感を提供できないイベントであればリピーターにも結びつかず、一過性の取り組みとなってしまう、本当の復興にはつながらないというふうに思っております。

議員のご指摘には全く同感でありまして、地元の人やそこに関わる人たち全員が一丸となって、誠心誠意のおもてなしをするという気持ちで来訪者を迎えることによって、大山を何度でも訪れたい場所にすることができれば、必ずや昔のような賑わいを取り戻すことができ、またそれがひいては町全体の活性化につながるものと私は確信しておるところであります。

それでは個々のご質問に答弁をさせていただきたいと思いますが、まずは大山の街なみ環境整備事業、この今後の見通しについてということであります。大山寺の僧坊跡史跡指定についてであります。平成12年ごろから大山寺地区の活性化の取り組みとして進められており、平成15年度から平成18年度にかけて現地の測量調査を行いました。来年度からは試掘調査を行いながら、平成22年度に国の史跡の指定を目指してまいりたいというふうに思っております。

また同じく大山寺地区の活性化の取り組みとして進めておりました「大山アルペンライン地区街なみ環境整備事業」であります。この事業範囲の一部が、大山僧坊跡の史跡指定範囲に含まれることとなり、計画の一部見直しが必要となりました。当初は、今年度に整備方針および事業計画を策定し、来年度から事業にとりかかる予定でありましたが、整備方針の見直しと事業計画の策定のために予定を1年延期して、平成21年度から事業にとりかかる予定であります。

なお、史跡指定の範囲となる部分については、僧坊跡の遺構を損なわない整備を行う必要がありますので、その範囲に含まれる県道バイパス構想は白紙に戻し、今後は文化財担当課と連携しながら、現道の拡幅改良を基本にした事業計画の策定を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、ファミリー株式会社の温泉計画についてであります。これは昨年大山寺参道沿いの廃業旅館を取得され、その後いろいろと活用方策について検討を加えられた結果、温泉掘削を含めた「大山プロジェクト」構想にまとめられ、去る2月19日に稲田社長が講演の中で公表されたものであります。詳しい内容は、今月末に開かれる説明会で伺

うこととしておりますが、一つとして温泉活用による健康増進施設、二つ目として大山の高山植物公園、三つ目として博労座市場の復活、四つ目として地元産の食材を使った食による健康づくり、これら4つを柱としてファミリーだけではなく広汎な出資者や協力者を募って事業を展開される計画で、6月には温泉掘削を開始するご意向であると伺っておるところであります。

この計画は稲田社長自身の出身の地である大山寺に対する強い思い入れから、大山の現状をなんとかしたいと計画されたものでありますので、私も計画実現に大きな期待を寄せると共に、地元と一体となった活用策の実現に向けて、可能な限りの協力を行なっていきたいと考えておるところであります。

次3つ目の「水道料金、固定資産税等の不公平感があるが、これの素早い対応が必要ではないか」というご質問でございますが、固定資産税は、資産価値そのものを基に資産の所有に対して課する資産保有税でございます。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行うこととなっており、原則として3年ごとに評価替えを行います。土地については、特に宅地について不動産鑑定士に依頼をし、売買実例価格や地価公示価格等を参考に評価していただき、家屋については、固定資産評価基準によって再建築価格を基準に評価をいたしております。

なお、大山寺地区におきましては、従来、地価の下落が大きいときには随時価格の修正をしてきており、適正な評価であると認識しておるところであります。上下水道料金につきましては、上下水道料金検討委員会で現在検討中であります。料金改定の検討案は、大山寺地区を含めて大山町内一本化を目指す方向づけがなされようとしておりますが、上下水道料金にはかなり格差があり、数年かけての改正案になる見込みであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、答弁書が3枚もありまして時間がどんどん過ぎちゃいますが、急ぎたいと思っております。遺跡が出たということでうれしいと言いますか、当然出るだろうかと予測しながらの事業だと思っております。しかしながら文化事業は時間が掛かります。そしてそれが即つながるかというとなかなか難しい。しかし県道バイパスなどのハード事業は、わたしは早い方がいいかなと。これ何とか見直しをされてですね、どっか違うところに立てるとかみたいなのはできないものかと、そうしなければ他に流れがどんどん行ってしまうんじゃないかなと思ったりもしております。その辺をもう一度お聞かせ下さい。

そしてファミリーのことですが、わたし、昨年も今年もですが、温泉場好きなんです。特にスキーと合わせた温泉場が好きであちこちに行きますが、夏場はですね、大山は今トレッキングが流行っていますから、温泉があればちょっと温泉に入って体を休めて日

本海のおいしいものを食べるという構図がすぐさまできそうな気もいたしております。ただ聞きますと、温泉を掘る権利というものがあるそうでして、今ファミリーさんがそれを取得しているというふうに聞きました。そうすればなかなか難しいのかなと思いますが、どうも話を聞いておりますと稲田社長は、好意的だというふうに聞いております。一つでは、なかなか皆さんおもしろくないので、どこいってもそうですが、いいところに行きますと、賑わってるところに行きますとですね、3つ4つ、あるいは信州の方に行きますと7つも8つもいろいろな共同温泉があると、それをめぐりながら、宿に帰ってきて、おいしいものを食べながらお酒も飲むというのが楽しみの一つだというふうに思います。わたしできれば大山はそれに変わるのかなというふうに期待をしております。その辺りももう一度お教えてください。

そして料金の話ですが、ふつう料金というのは、高い方に合わせます。そうすると皆さんいろんな文句を言いますから、なかなかいっぺんには合わせられない。ところが大山寺の場合は、高いんです。高いやつを合わせるということは、下げるんですよ、下げるということは、それは喜んですぐ下げれるとわたしは思います。昔は大山は先ほど申しましたようにすごく儲かった時代があります。だからなかなか文句も言わなかっただろうと。

ところが最近はそうではありません。だから文句が出るんだろうなと思います。高い方を下げるのは、原則3年といいますけど、例外があってもいいんじゃないかなと、倒れてしまったらもうおしまいです。わたし、上げるのはさっき言いました、上げるのは難しい。だから徐々に上げていく、あわせていくというのが当たり前だと思います。ところが、高いんだから今まで儲かって高いお金を払っておったんだよと。じゃあ下げたろうかなというようなことはできませんか。ご答弁お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、まず1点目の僧坊跡とバイパスの件でございますが、誤解があるようでございますが、遺跡が出たということではございません。バイパスを予定していた地域が、僧坊の跡として国の文化庁からの指定をするだけの価値のある地域だということを現地で洞察の結果、調査官が言われたということでございまして、したがってそこを改めてバイパスをつけて今の僧坊跡を壊すというようなことはしない方がいいだろうということで、それに変わる方法として、現道がついていますので、現道の県道が、あの県道を拡幅するというような方向でなんとか意向を守りながら計画ができないのかということでもう一度見直しをしているという考え方でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから2番目の温泉の件でありますけど、これについては権利と言いますか、掘削の許可が出たということでありまして、ファミリーさんがこれから温泉の掘削をされるということでもあります。温泉が出るのかどうなのか、出るという期待をしているところで

ありますが、その出た後、それをどういうふうに活用されるのかというのは、先ほど来申し上げましたように、できるだけ多くの方に関わっていただいてこの計画を大山寺の活性化のために取り組みたいということでございますので、やはりそういった自分の施設だけではなくて、あるいはその周辺のところでもそういった希望があれば一緒になっても、もし温泉が湧き出れば、それを全体で活用していくということも考えておられるのかもしれないというふうに期待は寄せておるところであります。

それから水道料金の件であります。これについては、今大山寺だけが高いとか、あるいはこれのどうして料金を統一化していくかという話であります。これはちょっと具体的にちょっとわたしも分かりませんので、今の協議の状況なり料金の状況について水道課長の方から答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西正記君） 現在料金の改定検討委員会をやっていただいておりますが、その中で料金の見直し案ということで検討しております。その中で大山寺地区を含めて、大山地区の営業用の料金はかなり高いということがございます。これの高いところと、現在名和地区の一番安いところの料金を比べますと、100円程度の差が存在するというふうな実態もございます。これをいかに調整を取っていくかということが問題点というふうになっております。

料金を下げるばかりでなく、今現在平成18年度の決算時点で水道会計としては4,300万の赤字でございます。一方的に下げるばかりであれば、当然赤字の額が増えてまいりますので、いっぺんにそれを急激にそれを下げるわけにはいかない。赤字解消のためには、それ相応の負担も他の地域の方に求めていくというふうな格好で、どういうふうな料金体系を構築していくのが望ましいかということで、今検討をいただいております。それについても目標値としては現在答申案として作成をいただいておりますけれども、案147円という数字を基準にしながら、それぞれきすいげんかを見据えてそれぞれ数年掛けて調整すべきだというふうな答申案になる予定でございます。従いまして、いっぺんに大山寺地区の水道料金を下げることは、難しいということをお報告させていただきます。以上です。

（西山富三郎議員 離籍）

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 了解いたしました。次に進みたいと思います。

職員の退職勧奨のあり方ということで題をつけております。行財政改革の答申を受け12人の方が早期退職されました。満期退職の方がおられます。合計で15人退職されました。それにより答申の実施計画より2年前倒しで20年4月1日に230人になるようです。財政の逼迫した自治体では退職金のために起債を起すところもあると聞いております。幸い大山町は、何とか起債まではしないまでも、大量退職ということで20

年度と21年度の2回の分割で退職特別負担金を支払うことにしたというふうに聞いております。

町民にとって職員は地域事情の把握など、行政内部にいる身近な参考人と考えます。それゆえ、地域にとって急激な減少やいなくなるということは、情報の過疎化、あるいは伝達の遅れにつながると心配しております。

そこで、2年前倒しの人員削減で人件費はどの程度削減できたか。また、退職金は一時的なことだが総額はいくらか。

そして地区別で見ますと、人数に偏りがあります。どのようなやり方で早期退職勧奨したのか、そして補充のあり方はどうなのか。偏りがあると言いましたが、見ますとですね、昨年は旧中山町4名、旧名和町5名、旧大山町6名、そして今回、退職予定者はですね、満期を含めてですが、旧中山町9名、旧名和町5名、旧大山町1名、2年間合わせますと旧中山町13名の減、旧名和町10名の減、旧大山町7名減、まあこんなこと言いますとですね「お前地域感情丸出しだな」と言われそうですが、先ほど言われそうですが、先ほど申し上げましたように、公平な人事であって、そして身近な参考人と考えたり、情報の過疎化を考えると、これは大事なことだと思いますので、その辺を答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西尾議員さんの「職員の退職勧奨のあり方」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、人員削減でどの程度の人件費が削減できたかということではありますが、定年退職者と早期退職勧奨による退職者は合わせてこの春15名であります。新規採用職員5人を予定いたしております。それを差し引きをいたしましても1億円を超える経費の節減につながるだろうと試算をいたしておるところであります。

なお、退職金の総額ということではありますが、退職手当は、鳥取県町村職員退職手当組合で支払がなされますので、私の方からお示しすることはできませんので、ご理解をいただければというふうに思います。

また次に、地区別で見ると人数にかたよりのあるのではないかとということですが、20年度に向けた行財政改革のひとつとして、19年度に限った職員の退職勧奨要綱を定めたところではありますが、50歳以上の全職員を対象として早期退職を募ったところあります。

不公平な勧奨を行ったわけではないことを申し上げておきたいというふうに思っております。退職者の補充についてではありますが、定員管理の面からは3割補充を原則としながら取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。以上でございます。

（西山富三郎議員 着席）

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。大変な削減になろうかなと思います。早期退職勸奨の対象者50歳以上、皆さんに肩を叩いたということでもあります。これ対象者は何名だったのかなと、そして勸奨の退職金の上乗せはいくらだったのかということ。もし何人かと聞いてからでもいいのかなと思いますが、もしね、叩いた方が全員辞められると、いった場合はどのようにするつもりだったか。ということもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西尾議員さんの再質問には担当者の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 副町長。

○副町長（田中祥二君） 西尾議員さんの質問でございますが、人数、誠に申し訳ございません、ちょっと職員名簿持って上がっておりませんが、50人ちょっとだっていると思います。その職員全てに、町長部局は私が対応いたしました。教育委員会部局は教育長さんの方で対応していただきました。で、その中で12名の方がご理解をいただいたということございまして、そんなにしつこくしつこく勸奨したつもりはありませんで、だいたい公平な取り扱いで勸奨はさしていただいたと思っておるところでございます。

○議員（2番 西尾寿博君） 上乗せの額は。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 上乗せがどのくらいになったかということございまして、制度上の問題がございまして、平成18年3月31日の現給補償という部分でございまして、勸奨要項では、最高ですね、20号棒上げることでの要項を定めておりますが、手当については、退職手当組合の方で算定が成されます。ただ、わたしどもが把握している部分では、18年3月時点の現給補償ということで、そこを上回る退職手当の加算という部分は、12名のうち2、3人出たのかなというぐらい思っています。具体的な額というのはこちらでは把握できておりません。以上です。

○議員（2番 西尾寿博君） もし全員が辞めると言ったら。

○議長（鹿島 功君） もう一点。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。全員辞めるという想定は全くいたしておりませんでしたので、そういった意味では、50歳以上、全員に退職勸奨ということで、制度上行いましたけれど、全員が辞めるということは想定もいたしておりませんでしたので、対応も考えておりませんでした。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。想定が甘いんじゃないかなと、言われてもしかたがないんじゃないでしょうか。民間でも数年前、今でもまだまだやっていますが、財政

難というか退職勧奨、今でもやっています。あまり辞め過ぎるんで慌てて引き止めたというような事例もあります。その中でですね、わたしが心配するのは、もしですよ、甘いといいましたが、もし誰でもいいような部署であれば、まあそれはしかたがないとしてもですよ、普通民間であれば相当な時間と経験が必要な部署もあったと思われれます。育つのに時間がかかる。ましてそこにぽんと入れた場合に何も分からないようじゃ困るわけです。それを公平に50人に肩をたたきました。誰でもいいから辞めてくれというような勧奨のやり方はいかがなものか。まして冒頭申し上げましたように、例えばですよ、中山地区だけが皆さん辞めるというような事態になった場合にも、これは困るんじゃないかと。逆にですよ、大山地区だけがみんなごそっと辞めちゃう。何かがありましてですよ。原因は何か分かりませんが、いろんな原因が考えられますそれはね。その場合に、それをじゃあ皆さん辞めるから「オッケー、どうぞ」と言うんですか、これ。こんなことになったら本当に行政成り立ちますか、民間だったらこんなことしませんよ。はっきり言ったら、ね。残すやつは残すんですよ。わたしは、それが逆に公正ではないかな、と。頑張ったものは残ってくれよと、あんた悪いけれど、上乘せするからお願いしますと、というようなことが実はあるかもしれません。わたしね、何故心配するのか、その辺ですよ。もう誰でもいいから辞めてくれというようなことで、本当でいいのかなと。地域によっては、本当で大事な人、あるいは執行部でもそうじゃないですか。わたしね、その辺があらうかと思えます。どこでも良かったんですか。誰でも良かったんですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。副町長。

○副町長（田中祥二君） 議長。西尾議員さんから、非常にきつい指摘がございましたけれども、今回の退職勧奨に民間手法というのは入れておりません。確かに民間からすれば甘いということが言えるかも知れませんが、今回の退職勧奨を行なったのは、機構改革による人員減、そして行財政改革の面からの人件費削減、この2つのことから、まあ、経験のある人は残せという具合にも聞こえましたけれど、一定の年齢ということで50歳を区切りにして、50歳以上の方に勧奨をいたしました。で、その勧奨の仕方、できる優秀なものは残せという具合にも聞こえましたけれども、今本町では、人事考課の試行はやっておりますけれど、実際にじゃあ誰が優秀で誰が劣っているのか非常に判断が難しいところ、人それぞれによって分かれる部分があるかという具合にも思ったりしております。そういうことから、出来、不出来ということの視点は、今回の勧奨には取り入れておりません。人員削減、財政経費節減、その辺りから、それぞれの家庭の事情も考慮しながら、私の勧奨の話を理解していただいた方が6名、教育長さんの方からの勧奨者6名、12名がご理解をいただいたということでございまして、まあもうちょっと突っ込んで報告させていただきますと、勧奨を2度3度話し合いを持った人もあります。ただ今西尾議員さんが言われるように、非常に自分の仕事に自信を持って

おられる方もございまして、それをきちっと跳ね除けていただいた方もございます。今勸奨に応じていただいた、承諾をいただいた方は、2度3度勸奨は行なっておりません。1回の話し合いでご理解いただいた方が実績として上がってきているということもございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君の発言、3回となりますので、会議規則第55条の規定によって発言を許しません。

○議員（2番 西尾寿博君） じゃあ誰でも良かった……

○議長（鹿島 功君） 最後、残っておったということで、それはのせます。

○副町長（田中祥二君） それは誰でも良かったかというのは今申し上げましたように、はい、部署も含めて。私、今大山町の職員はそんなに人を固定して特定な人に向かって勸奨するというレベルの低い人はいないと思っていますので、皆さん公平に扱うべきだということから人員削減と経費節減の話をさせていただいたのが、勸奨の中身でございます。

○議員（2番 西尾寿博君） 了解です。

○議長（鹿島 功君） それではここで暫時休憩いたします。再開を11時10分にしたいと思います。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 質問に先立ちまして、多年ご勤務されました課長さん方が定年退職を迎えられます。長年のご功績を称え、今後のご活躍をお祈りいたしたいと思います。大変ありがとうございました。本日は3点質問をいたします。

はじめに、文化芸術振興法に基づく施策の策定についてであります。教育委員長にお尋ねをいたします。文部科学省は、平成13年法律第148号（平成13年12月7日公布）を制定いたしました。文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが法律案を国会に提案したときの理由であります。

法律は35条で成っています。一つ、基本理念は、尊重すると思うが第2条に8項目示している。具体的にどう取り組んでいますか。どう取り組まれますか。二点目、第4条に地方公共団体の責務が示されています。施策を策定し及び実施する責務があります。策定には、着手していますか。三点目、第12条は、生活文化、国民娯楽及び出版物等

の普及であります。どう推進していますか。四点目、第13条は、文化財の保護及び活用であります。対応はどのようでありますか。五点目、第17条は、文化芸術に係る教育研究機関等の整備であります。現状は、また今後はどうされますか。六点目、第22条は、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実であります。高齢者、障害者等の文化芸術等の充実であります。どう推進していますか。七点目、第27条は、地域における文化芸術活動の場の充実であります。容易に利用できるようにするための措置、その他の必要な施策を講じていますか。

○議長（鹿島 功君） 答弁をされるとは思いますが、ちょっとひとつ注意を申し上げたいと思います。先ほどの質問・答弁についてですね、漏れが非常に目立つようございます。答弁漏れが。それは2回、3回目の追及質問にあるようございますので、特に執行部の方でチェックをしてですね、項目漏れがあったら執行部の方から、漏れてるよというような話もしながらですね、議会の方では3回を旨としておりますので、それを超えないようにとっておりますので、ひとつその辺のところよろしく願いいたします。

答弁、町長、あつ教育長、申し訳ございません、教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） ただいまの西山議員の「文化芸術振興法に基づく施策の策定について」のご質問につきましてお答えさせていただきます。

一番目の「基本理念は尊重すると思うが、第2条の8項目について、具体的にどう取り組んでいるか、どう取り組むのか」との質問でございます。心豊かな活力ある社会を形成するための文化芸術振興基本法が制定され、施策の総合的推進化が図られるようになりました。

基本理念は、一人一人が身近に文化芸術に親しめる環境の整備にあると思います。本町におきましては、活動の場として公民館・図書館等をその拠点とし、約140余りの文化教室・サークル・同好会活動等が結成され、自主的な活動がなされております。

公民館が建設された当時は、文化教養講座など、公民館の主催事業が主でしたが、今日では、町民の自主的・創造的な活動へさらには広範な活動へと発展してきている現状でございます。

文化芸術行政は、教育委員会が中心になって、広範にわたって取り組んでいるところであります。

二点目の「第4条に地方公共団体の責務が示されているが、施策を策定し及び実施する責務がある。策定に着手しているかどうか」のご質問でございます。

鳥取県におきましては平成15年10月14日、鳥取県文化芸術振興条例が公布されております。県内の市町村での条例制定等は、今確認されておりません。県の方に問い合わせしましたが、確認していないとのことでございます。

本町におきましても、条例制定はしておりませんが、総合計画基本計画に位置付

け文化芸術の振興を図っておるところでございます。

三点目の「第12条の生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及推進」についての、ご質問でございます。平成14年には鳥取県において国民文化祭が、また平成17年度には全国生涯学習フェスティバルが開催され、本町からも多数の出演、発表の機会となりました。大変、各方面から好評を得たところでございます。

また、公民館活動での書道活動、書き初め、生け花、華道、囲碁、将棋等では積極的に交流活動が行われ、また「志賀直哉を偲ぶ俳句大会」は、県内一円からの参加を得て毎年開催されております。お聞きしますと、毎年100名の参加、昨年で37回続いているんだそうでございます。

四点目、「第13条の文化財の保護及び活用について」のご質問ですが、本町には国指定重要文化財門脇家住宅、大神山神社、大山寺阿弥陀堂をはじめ国、県、町指定の文化財が多くあります。文化財は保護、保存するだけではなくて、活用を図る取り組みが必要であります。

例えば本町では、門脇家住宅のように公開に対応するため保存協力会が結成組織され、期間を定めての一般公開には、多くの来場者に喜ばれているところでございます。

五点目の「第17条は文化芸術に係る教育研究機関等の整備について、その現状は、今後は」とのご質問でございます。この条文には、国の教育研究機関等の整備を定めたものでありますが、我が町には、郷土の特色ある活動に太鼓・盆踊り等、色々あります。保存会や後継者を養成し継承していくため、その支援の在り方についての検討が必要かと考えております。

六点目の「第22条高齢者、障害者の文化芸術活動の充実について」のご質問でございます。高齢者を対象とした公民館の学習活動や、最近では介護施設等での活動が積極的に行われております。今後は、これらの施設と連携し取り組みを広げていきたいと考えております。

七点目の「第27条の地域における文化芸術活動の場の充実について、容易に利用できるようにするための措置、その他の必要な施策を講じているか」とのご質問でございます。文化芸術活動は公民館、保健福祉センター、農村環境改善センター等の公共施設を中心に利用されておりますが、平成20年度事業には学校施設を利用し50歳以上を対象にした「大山カレッジ」を、中山公民館が取り組む新規モデル事業として計画しているところでございます。

今後に、さらに教育施設を効果的に利用した文化芸術活動の場を、設けていきたいと考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あのね、鳥取県の市町村が制定していないというふうなことはね、鳥取県の市町村がこの法律を知らないということですよ。大山町の皆さ

んは知っておったのですか。平成13年にこの法律が出来たということ。ねえ、まあ、多くを追及しませんけれどもね。もう少し、勉強して欲しいと思いますよ。やっぱり質問するからにはね、調査するんです。調査するんですよ、いいですか。わたしはここにね、近代化遺産「鳥取県の近代化遺産」という、このレジメを持ってあります。大山町に近代化遺産とされるものが、どれだけあるかご承知ですか。時間が少ないのでねえ、申し訳ないですけども、いいですか、鉄道遺産としては、大山口の駅の機関車も近代遺産ですよ。橋としてはねえ、上中田の橋、佐摩の橋、ため池ではです、下中田ため池、コガミヤのため池、倉庫としてはです、旧名和村産業組合集積倉庫、漁港の施設としてはです、木料海岸防波堤、酒屋としてはです、角田酒造の店舗、煙突もです、近代化遺産ですよ。それで銀行としては、旧松江銀行御来屋支店、鍛冶屋さんとしては、橋本鉄工所、駅舎としては、御来屋駅、鉄橋としては、名和川鉄橋、橋架としては、榎ヶ坪川拱渠、倉谷川拱渠、真子川拱渠、神社としては、名和神社、牧場としては、軍馬跡地、堤としては、太平ル提、隧道、駅舎としては、下市駅、橋架としては、松尾川拱渠、小松谷川拱渠、久津久志川拱渠、宮川拱渠、それから甲川鉄橋、下市川の鉄橋、牧場としては、軍馬跡の土塁というふうなものが、近代の文化遺産ですよ。

それでは、1975年ですねアムステルダム宣言をご承知ですか。これは、簡単に言えば、簡単なんです、世界遺産といえども、わたくしが今申しました近代化遺産といってもですね、序列を付けるべきでない、これがアムステルダム宣言のですね魅力ですよ。それじゃああなた方に聞きますけどもですね、近代化遺産の魅力とはなんですか。文化財の概念はどうか。それを21世紀にどうつなげようとしているんですか。時間が無いからね、これくらいでしまいますが。もういっぺん言いますよ、アムステルダム宣言が示したこと、近代化遺産の魅力は何か、文化財の概念は何か、21世紀にどうつなげるか、答弁してください。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） この件につきましては、事務局の方から答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんのご質問にお答えいたします。国がこういう法律を作って、知っておるかというこういうご質問でございますが、受けて鳥取県での振興方策ができたのは、平成15年でありますので、こういった辺りの取り組みについては、県の方からの実態把握等もありましたので、流れとしては承知しておるところであります。二つ目のご質問であります、近代化遺産はどう捉えるかということですが、わたしたちが生活をしているその歴史の中で、起きたすべての事柄について、文化という視点であると、やっぱり遺産という要素ってのは、たくさん出てくるかと思えます。その土地土地の歴史や産業などのそういうあり様というのは、遺産という視点で尊いものがあると、こういう具合に捉えておるところであります。魅力というご質問

もございましたが、そういうほかではないその地域の特色というものは、その人、そこに住む人たちにとっては、非常に誇りに思う部分でありまして、そういう辺りは当然魅力につながっていくものだと、こういう具合に解釈しております。それから、アムステルダムのごとでございますが、世界遺産を定めるときに色々な条件をつくりながら、まあ順序とか、価値の順序を定めるという辺りについて、すべきでないという辺りについては、承知しておるわけですが、詳しい内容については、掌握しておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あのね、奈良の法隆寺のお寺も、うちの村にある押平神社もですね、価値としては変わらんよ、大事にしなさいよというのがですね、アムステルダムの精神なんですよ。時間がないから、こちらの方から言ってしまいますけどね、こういうことを大事にしてくださいよ。近代化遺産の魅力というのはね、ひとつには国土の歴史的景観に寄与しておるもの、これですよ。造詣の規範となっているもの。再現することが、容易でないもの。先人が築いた歴史は、大事にせないかんわけです。同時にですね、新しい文化も創っていかないかんですよ。先人の築いた遺産がたくさんあるでしょう。先人の遺産にどう学ぼうとしていますか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） このことにつきましても、事務局の方に答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんの再質問で、先人の遺産にどう学ぶかというご質問でございますが、その先人というのが、まさに郷土の人たちでありますので、その暮らしの中で、知恵やあるいは汗を流したそうその取り組みというものが残っておるわけですから、それを受けて現代のわたしたちが、次世代にこうバトンタッチしていくという、そういう役割があるという具合に考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 次に進みます。二点目は、市町村における地球温暖化防止対策のあり方についてであります。今日自治体政策が直面する重要課題の一つに、地球温暖化があります。地球温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中で高濃度になることにより、地球の平均気温が上昇し、熱波や異常高温、台風の頻発と巨大化、干ばつ、海面上昇等様々な異常気象を引き起こし、人の生命や財産に甚大な被害をもたらす問題であります。

これまで自治体は「温暖化問題は国際的な課題であり、国と国際社会に任せておけばよい」として、消極的な対応にとどまってきた側面があります。

しかし、温室効果ガス排出削減の具体策は、むしろ事業活動や市民生活等に直接係わる地域においてこそ、真剣に受け止めるべきであります。

自治体は現場に近い公共部門であって、地域の自然や産業構造、土地利用等の地域特性を踏まえた対策の構築に絶好の位置を占めてきています。事業者や住民等の活動の実態に即した具体的な対応を立案・調整し普及させること、事業者や住民の声を対策に反映しやすいこと等の利点も指摘できます。

地球温暖化による影響の深刻化が改めて認識されてきた今日、地域の多様な主体の調整を担う自治体こそが、温暖化対策の推進に重要な役割を担うべきであります。

一つ、家庭からの排出抑制。二つ、小規模事業所からの排出抑制。三つ、運輸部門からの排出抑制。四つ、家庭からの間接的な温室効果ガス排出の抑制。五つ、大規模事業所からの排出抑制。六つ、再生可能エネルギーの普及。以上6つの視点が地方自治体には重要であります。どう対応していますか、またどう取り組まれますか。

日常的に社会な仕組みの確立によって、意識する、しないに関わらず、自然と温室効果ガス排出の少ない行動をとらされているような低炭素型社会の構築が急務と言われています。国レベルの対策が遅々として進まない中、市町村の果たす役割は非常に大事だと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、西山議員さんの市町村における地球温暖化防止対策のあり方について、というご質問に答弁させていただきます。

温暖化対策のための6つの視点が重要であり、どのように対応しているか、またどう取り組むかというご質問でございました。

まず一つ目の家庭からの排出抑制についてでございますが、これにつきましては、ごみの分別収集によるごみの減量化や資源ごみの回収に努めておるところでございますし、また、原油の値上がりによる省エネ機器の購入なども、関心が高まってきているところだろうと思っておるところであります。

また、二番目の小規模事業所からの排出抑制については、やはりこれも家庭と同じ様な取り組みがなされてきておるといふふうに解釈しておるところであります。

また、三番目の運輸部門からの排出抑制についてであります。公用車につきましてはハイブリッド車などの低公害車を導入するようにしてきておりますし、また巡回バスには、廃食油の再利用を行ってきておるところであります。

ええ次、四番目の家庭からの間接的な温室効果ガス排出の抑制については、ということではあります。地産地消の取り組みの推進や、買い物の際のマイバッグの持参によるレジ袋の使用抑制などの普及促進が、抑制につながっていくと考えておるところであります。

五番目の大規模事業所からの排出抑制についてであります。大山町におきましては、工業団地の誘致企業がこれに当たるかと考えますが、現在のところは特段の働きかけはいたしておりませんが、今後検討していきたいと考えておるところであります。

六番目の再生可能エネルギーの普及につきましては、風力発電が現在町内に15基稼動しておるところでありますし、太陽光発電につきましても、他町にさきがけて国の補助に町の補助を上乗せして普及を図ってきたところでもあります。現在は、ペレットストーブの普及にも取り組んでいるところでもあります。初期投資が大きいということではなかなか普及していないところでもあります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あのねえ、ご承知のようにねえ、世界の国は129カ国ぐらいだと言われてますよ。平成19年の11月現在、うち国連加盟国が192、それでね、今わたくしがり上げております京都議定書の締結国がですね、去年の12月現在で177カ国、で、市町村はご承知のようにですね、今年の3月1日現在ではですね、市の数が783、町の数が817、村の数が195、俗に1,800といわれますね。これに県が都道府県が47ありますから、1,842あるんです。この1842は、対等なんです。大山町も、東京のどこの、名古屋のどこの、大阪のどこの市も、対等なんです。だから私は、大山町はですねえ、1,800の自治体の中でも、しっかりした施策をやりなさいということをするので、いつもいつもこのような質問をするんです。

今、地球温暖化ちゅうのはですね、大きな外の問題じゃないですか。現実の問題ですよ、現実の問題。でね、安部前総理はね、こういうことを言ったんですよ、去年の5月24日、地球温暖化に関する内閣総理大臣演説というので、美しい星への誘いで、三つの提案、三つの原則。三つの提案、三つの原則を教えてください。それからですね、福田内閣総理大臣は、今年の1月26日に、ダボスで、岡田さんも出るとるダボスで、どう言ったかといいますとね、北海道洞爺湖サミットは、地球の将来を討議することとし、明るい未来への展望を拓く最大のテーマは気候変動問題だと、ダボスで気候変動問題言ったんです。それから、みなさんご承知のようにですね、昨日千葉市で開かれていた、温室ガス削減の環境のゼイ・トゥウエンティが閉幕したんですね。これには日本の提案に対してですね、途上国から反発がある、わたしゃサミットへも非常にですねえ、困難だなあと思っておるんです。ただ、日本が評価されるのは、セクター別アプローチ、セクター別アプローチという、分野別にですねえ、ある程度のを示したから、これがまあ、何とか希望が持てるかなあと思っておりますけどね、ご承知のように一番排出ガスを出しておるのは、アメリカなんです。22パーセント。中国は18パーセント、ロシアが6パーセント、日本が5パーセント、インドが4パーセントです。わたし先日東京に行っておりましたけど、帰ってみましたらね、お墓とかなんとか、黄砂でいっぱい来てました。偏西風に乗ってくるんだったですかねえ。あの中に、こんどはCO2が混じってくるわけですよ。温暖化のね、大変なものが中国から来るわけですよ。こんな課題ですよ。

もう少し具体的に言いますとね、まあ時間がないですね。あの、今日本の国の作業部

会はですねえ、ポスト京都の議論をするのに、鉄鋼、発電、民生、輸送、農業、林業、廃棄物、これらをですね、議論してるんですよ。

それから、とびましょう、仕方がないですね。どういうふうな影響が出てくるかと言いますとね、まず平均気温上昇があるんです。マルナウワーCO2の温度が上がるんです。北極の氷が融解するんです。グリーンランドの氷が融解するんです。日本の真夏日や豪雨が増加するんです。漁業や農業の影響が出てくるんです。米や苗の移植日の変更をせないかんようになるんです。米の品質低下がくるんです。水田の水不足もくるんですよ。果樹のりんごの色づきが高温化になると、なかなか進まんそうですよ。で、生産適地が変わるんです。温州みかん、野菜、トマト、ピーマン、お茶、冷凍地域のこの産物に影響が起きる、品質が移るんです。ねえ、先日テレビを見ておりましたら、さつまいもが北海道で採れるようになる、フランスのみかんが愛媛で採れるようになる、農業全般が、病気の被害が増えてきます。農業全般に害虫被害がでてきます。米、稲の害虫害が増加します。スケソウダラですね漁獲が減る、組合長がおいでですけど、御来屋の沖で沿岸で、素潜りでしている人がおります。温暖化によって、ウニやサザエやね、そういうものが沖の方になっていく。採るのに非常に困っている、苦勞している。こんな現実な問題ですよ、温暖化ってのはですね。わたしが、昭和44年に議員になったときに、同僚議員が、当時の町長に向かって、洗剤を川に流すことを、公害と思いますかと聞いたことを今でも覚えています。

さて、あのね、鳥取県は、ここに鳥取県の資料を持ってきておりますけどもね、市町村と共同し、その区域の実状に応じ推進協議会を作るといっています。鳥取県と市町村協議会の中に、あのどのように取り組んでおるんですか。で、大山町はですね、このあの地球温暖化のですね、推進協議会ちゅうものを作っておるんですか。

で、2番目にはですねえ、アクションプログラム、アクションプログラム、行動計画があるんですか。行動計画。で町民との連携、団体、個人、企業、それから観光、環境教育ですね。観光、環境教育、やっとなるんですか。それから、あの鳥取共生の森の参加推進っていうのがありますね。森林保全税ちゅうのが、17年にできたんですか。いま、町民税を払っておる人は、300円ぐらい払ってますが、新年度からは、500円になるといってますですね。このような森林改革、まああまりにもことが大きいんですけど、答えられるだけ教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） えっ、西山議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、個々の質問は、なかなかわたくしも十分に掌握してない部分もございますが、ただいずれにしても地球環境のその今の温暖化なり、地球環境の問題が、日常生活のわれわれの中に大変大きな影響を及ぼしているということは、これはもうしっかりと受け止めていかなければならない、そういう意味ではそれぞれ、これは世界のよその話ではなくて、

自分自身、それぞれ一人ひとりの課題であるということを、やはりみんなが理解することが大事だろうというふうに、改めてわたしも感じさせていただいて、いただいたところでございます。あの町としては、えっ、まあ今、18年度でありましたけども、新エネルギービジョンというものを策定いたしております。これも、町の、町民の皆さんや色々な方々にご参画いただいたり、アンケート調査等もしたなかで、大山町としての地球温暖化、CO2削減に向けての計画、これを策定をし、全家庭に配布させていただいたところでもあります。そのなかでも、それぞれ身近な課題として、電気をちょっとコンセント抜けば、あるいは水道の蛇口をどのぐらい閉めれば、どれだけの経費として節減ができますよというようなことも示しながら、一人ひとりの取り組みに期待を寄せながら、そういった計画を町民の皆さんに周知をしてきておるところでございます。

よく言われる地球環境の問題は、全世界的な視野で考えて、そしてその行動は、地域地域一人ひとりが行うんだという、そういった考え方のもとで、わたしどもとして大事なことは自治体として、そういった大きな世界の課題、国の課題というものを一人ひとりの住民が、やはり意識をして、そして行動を起こしておくことが、起こすことが大事だということをわれわれは、町民の皆さんにしっかりとお伝えをし、ご理解をいただきながら、共に取り組んでいくということがわれわれ自治体に課せられた大きな課題だろうと、いうふうに思っておるところであります。個々の部分につきまして、分かる範囲のなかで担当課長の方が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 西山議員さんのご質問でございます。えっと、安部首相がああのクリーンアース50でしたっけ、あその内容3本柱を言えということでございますが、あの詳しくは承知しておりませんが、福田首相もああの安部首相のこのクリーンアース50を引き継いで、あの地球温暖化防止に取り組んでいくという決意を述べられたというようなことは聞いております。まあ、その一環としましてでしょうけれども、えっと先日県の方から、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する通知法律案の、が閣議決定されたというようなことで、国の方も、京都議定書の実行に向けて、取り組みを進めてるんだなあというふうには感じてはおります。

それから、えっとですね、推進協議会を作っているかということでもございましたけれども、そういうものはまだ作ってございません。

それから、あの行動計画はあるかというご質問でもございました。あの、この行動計画、実施計画というんですけれども、これあの旧町におきましては、旧大山、中山町には、それぞれございました。で、名和町は作ってなかったんですけれども、それはあの名和町がISOに取り組んでいたために、それで置き換えていたということでございます。新町におきましても、あのISOをずっと取り組んでまいりました。あの、今回町長が施政の中でも申し上げましたけれども、ISOの取り組みは、あの一段落したというこ

とで、今度は地球温暖化防止のこの実施計画の策定に向けて、取り組む考えであると申し上げましたとおり、今年からその策定に向けて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

えっとまだ随分あったやな気がしますけれども、取り敢えずそれぐらいで、答弁はご勘弁いただけたらと思います。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 12時も近づきましたので、次に進みますから、しっかり、ね日常生活の問題でございますので、取り組んでください。

最後の質問です。住民・企業と協働のまちづくりというタイトルであります。まちづくりの語義に、社会資本の三層構造があります。ひとつは、固定資本であり、二つ目は技術資本であり、三つ目が人的資本であります。また住民は租税の負担者であり、公益の執行者、公益の執行人であり、サービスの消費者であります。公益性をどう担保するかという課題が町村にはあります。公益性とはどういうことですか。

2点目、住民には、本当に町政を思うもの。みかけだけの者、脱走している住民に分類できと言われております。どれだけ逃げない人を作るかという課題があります。自治のまち、実現の基礎であります。他人に対するやさしさ、思いやりの心が希薄になってきております。これは心の損失、心の赤字だと思っております。これは回復しなくてはなりません。

3点目、参加から参画、協力から協働へのまちづくりに取り組んでいますが、ひとつ行政と住民は対等であるという認識、その対等である認識は、どうですか。その普及は、どうなされていますか。ふたつ目、住民・行政・企業・各団体のパートナーシップの確立は重要であります。特に企業が本格的に取り組めば効果は大きいわけであります。単なるイメージではなく、実質的な社会貢献が求められています。企業の社会貢献は、「必要不可欠なファクター」要素であります。町内企業とまちづくりの協働の現状と将来像を示してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、西山議員さんの住民・企業と協働のまちづくりについてのご質問に答弁させていただきます。

まず1番目の、公益性をどう担保するかということであります。公益性とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいうこととされており、その担保につきましては、住民・公益活動団体・企業・行政などが公益活動の意義を認め合い、互いに理解尊重し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、協力・連携していくことだと考えております。

次に2番目の「心の損失」「心の赤字」の回復は、というご質問でございますが、聞きなれない言葉でありますけれども、要は、他人のことを考えずに自分さえ良ければいい、というようなことではないかと考えておりますが、この回復については、人権・同和教

育が目指している「共に生きる社会」の構築が不可欠だと考えております。そのためには差別をなくしていく営みや、展望を体得するための施策が必要になります。他人の立場に立ってものを考えることができる人、自分の持っている優しさや思いやりの心を他人のために使える人を増やしていくことが、心の損失・心の赤字を解消していく唯一の方法だというふうに考えております。

次に3番目の、行政と住民は対等であるという認識と、その普及についてはということでございますが、住民と行政の協働によるまちづくりは、上下関係でなく、対等で、各々が自由に判断できる関係であることが前提となります。対等であるという認識によって、より必要で質の高い社会的サービスが確保できるものと考えております。また、普及のためには、パートナーシップを構築していくことが必要だと考えております。

最後に町内企業とまちづくりの協働の現状と将来像はというご質問でございますが、町内企業、誘致企業の皆さんには、まちづくりのイベントなどにご協力をいただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、まちづくりに企業が本格的に取り組めば、専門のノウハウなどを生かすことができ、効果は大きいと考えております。

協働の取り組みをさらに進めていただくことで、社会貢献への取り組みとして企業のイメージアップや住民からの評価にもつながると考えておるところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） わたくしはあの、先日ね、女優の工藤静子さん、あつ工藤静香さんですね、わたしもファンです。工藤静香さんの叔父さんに面会する機会があったんです。その先生のご講演をですね、聞く機会があったんです。で、その本をいただいておりますのにね、どこにやったのか、なんぼ探しても出てきませんので、この程度の質問になったんですよ。あのね、私役場に行きましてもね、職員の皆さんにですね、公益性とはどうだ、なんだと聞いても答える人がおりませんねえ。公益性とはなんだということを、まあ担当課長はよく勉強しておるんでしょうか。

まず、公益性というのは、少しここに答えていましたけどもですね、やっぱり公益性のために事業をやっているんじゃないですか。公益性というのはですね、工藤静香さんの叔父さんが言ったのはですよ、不特定の、多数の、第三者のですね、利益につながることで、分かりやすく言えば特定な人の利益でないということですよ。特定の人のために、町や議会は存在しているわけではじゃないですから。住民がいるわけですから、公益性ということだし分からない管理職がいますよ。昔の職員はよう言ったもんです、名和町時代の課長は。「西山さん、役場てえとこはええとこですわ、銭もらって勉強させてもらいます」と。もう少し勉強してくださいよ。ねえ、公益性。

それでねえ、企業のことだけいきましょう、企業のとこ。やっぱりねえ、市民と市議

会と行政は、あるんです。で、ここにですねえ、私が言いたいのはですねえ、市民公益活動を促進するとなってくれば、そこに企業というのが、ちょっと出てくるわけですね。企業は、確かにお金儲けですよ。しかし、お金儲けじゃないです。社会全般のことにですね、社会全般のことにですね、目を通さなくちゃなりません。まあ、12時で終わろうと思いますから言いませんけれどもね、17項目ぐらいあるんですよ、市民公益活動。市民公益活動。企業とともにです。市民公益活動にですね、今後取り組むようなお考えがございますか。町民をまた市民公益活動にですね、公益活動に巻き込んで住民が参画する。

それから最後に一点聞きますよ。協働という意味はどういうことですか。参加から参画、参画というのは、自分たちも計画に入る。協力から協働、協働の定義、企業へのまちづくりと協働の定義だけでよろしいです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。えっ、西山議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、職員研修がなっていないということのご指摘でもございました。わたしも研修が足りないというふうに思っておりまして、非常に難しいご質問でどう答えたらいいかわかりませんが、あの、またいろいろなご指導をいただければというふうに思っておりますが、市民公益活動と企業活動ということでもありますけれども、まあ、あの、もちろん、まちづくりの中で企業の皆さんにも、大きな力添えをいただいているというふうに思っておりますので、当然そういった町内での企業活動を行ってる皆さんにも、まちづくり町の課題というものをご理解いただきながら、一緒にその中に参画いただいて、ご支援、ご協力いただけるような、そういったことの取り組みをしていきたいなというふうに思っております。単にイベント等や、での参加や、単に協賛をいただくだけではなくて、やはり社員の皆さん共々に、この地域の課題を一緒に取り組めるような、そういったことを呼びかけていきたいなというふうに、改めて今感じさせていただいたところでございます。

まあ、協働の定義ということでもありますけれども、そういった観点からも、やはり問題を意識を共有化するなかで、ともに汗をかくということではないかなというふうに思っております。以上、いたらないかも知れませんが、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議員（20番 西山富三郎君） 担当課長、どうですか、協働。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） えっと、まちづくりにおきます協働と言いますのは、市民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し連携協力して、地域の公共的な問題の解決をめざすこと、ということでございます。

○議員（20番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） これで午前中の一般質問を終わりたいと思います。ここで休憩に入りたいと思います。再開が13時ちょうどにしたいと思います。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 7番、川島です。通告に従いまして二点お尋ねいたします。まず一点目でございます。水田農家に助成を（稲苗に助成）ということでお尋ねいたします。

農業は、わが大山町でも基幹産業の一つに農業が挙げています。時代により産業の発展は違ってくるものの、農業が減れば国が減びるとも言われております。産業の発展・活性化は自主財源に大きく影響し、重要課題であります。現在、わが町では、観光大山を核として農業・水産物等の特産品作りに取り組みが進められており、その期待は大きいものがあります。

しかし、水田農業は、長期の米価の低迷、高齢化による労働力低下、生産コスト高による所得減となり、その経営はどん底といっても過言ではありません。一定の規模の認定農業、担い手は、その制度上により優遇されているものの、その補償額は納得を得るものではありません。一方規模に達しない農家は、老体にムチを打ち、先祖からの水田を譲り、集落農村を守ってもいるのが現状であります。

水田の持つ多面的な機能は大きく評価されている現在、制度に乗れない水田農家に稲苗代の一部を助成してはどうかということをお尋ねいたします。そして農業の将来の展望をどのように描いているか、町長にお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは川島議員さんの「水田農家への助成を」というご質問に答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、水田の持つ多面的な機能については、洪水防止機能等でも大きく評価されておるところであります。その高評価にもかかわらず、現在、米価は下落傾向にあり、国はさらなる価格下落を阻止するため、生産調整の強化を促しているところでもあります。

ご提案いただきました稲の苗代の1部を助成するということにつきましては、この生産調整の現状の中において、なかなかそれは難しいものと考えておるところであります。

地域の農業全体を地域で守り育てていくためには、地域ごとの営農等の仕組みづくりが必要であり、「農地・水・環境保全向上対策事業」及び「中山間地域等直接支払支援事業」といった既存の事業や、また新年度から創設をされます「多様な集落営農支援事業」、これらによりまして、集落での営農活動及び農地の維持管理活動への支援を行っていく

ことが最善であると考えておるところであります。

また、「農業の将来への展望をどのように描いているか」とのご質問であります。現在進行中であり「大山町ブランド協議会」で、本町の農畜産物に「高品質」「安全・安心」などの付加価値をつけ、有利販売ができるよう検討しているところであり、高付加価値の農畜産物を多く作り出すことが、町内農業者の所得向上と、農業後継者の育成を図ることであると思っており、引き続き、将来を見据えた取り組みを進めてまいりたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 議長、ただいま町長は、各事業、中山間地、あるいは集落営農支援によって、農地の維持管理を支援するのが妥当だというふうに言われました。しかし高齢化がもの凄く進んでおります。国の1億2,000万人の食料を今支えている農家数は、130万戸というふうに言われておりますが、その経営する農家の年齢は、65歳以上の方が65%を占めているというふうにも聞いております。やはり底辺をまず支えることがまず第一ではないか。そして現状を見まするに、わが大山町の農家でも、「もう年をとったから、よう水田を維持していかんから頼むけ」というようなことが非常にこの近年多くなってまいりました。しかし、農業水田を守っていくためには、今現在農家の所得が反当7,000円とも5,000円とも言われております。そういったことで、なかなか水田の耕作を引き受けられる農家の担い手、あるいは後継者が少ないというのが現状です。底辺を支えていくには、いくら生産調整があると、で、そぐわないと言われてもこれには誰もが少しでもという感覚があっていいじゃないかなというふうに思います。大山町には約2,000町歩程度の水田がございますが、この多面的機能は、洪水とかそういった防止ばかりではありません。作物を作ることによって、その同科作用によるCO2の削減、そして水田に水を張るということにおいて、地球の温暖化防止の一つにもなりますし、景観形成にも大きく影響いたします。こういった事柄を考えてみまするに、このことを達成するには一定の補助あってもいいんじゃないかなというふうに考えます。

高齢化が進み、今後どのようにして基幹産業の一つとして挙げている農業をどのように育成していくかは、農林水産課の考え方でもありますし、町の考え方でもあるではなかろうかなというふうに思います。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんの再質問に答弁させていただきますが、あの、大山町の産業として、農業を振興し活性化していかなきゃならないということは、同じ思いだろうというふうに思っているところではありますが、水田農業、先ほどからおっしゃいます水田の農業、これの多面的な機能というのは、水田が持つ機能というのは、われわれも承知はしているところでもあります。まあ、あの、しかしながら作物の中で、

今議員さんがおっしゃるのは、水稻・水田に水稻を作付けすることについての助成をしるというご提案でございます。片や今その食糧受給率が40%を満たないという状況の中ではあるものの、米というものは国内では、受給がある意味では余っておって水田の作付けの調整をしなければならない。それを今水田農家の皆さん、農業者が中心になって生産調整をしておるところでありますので、片やそういった生産調整のご努力をいただきながら、片方でそういった零細な高齢者の農家にとっては米が作りやすいようにそれに対しては町が苗代を助成しますよ、というようなことで、さらに米を作ってくださいというふうな施策をしていくっていうのもなかなかその中での整合性は取りにくいのかなというふうに思っておるところであります。従って水田というものの農地を活用していく、それは米だけではなくていろんな作物を作付けすることによって農地としての水田の機能というのは保ちながら、取りあえず他の作物を作りながら農業の生産に力を上げていくというふうな取り組みを今皆さんが取り組んでおられるというところだろうというふうに思っております。

まあ、確かに高齢化が進む中で、今、農家の方々が大変なご努力をしながら、自分の農地を守っておられるというのは十分に承知をしておるところであります。反面、なかなか農地の集積が進まない中で、大規模農家の方々の農業経営が拡大していくということも思うようにいかないというのもまた反面あるわけありますので、そういったことをやはり、まあ、農地の流動化、ということもやはり視野に入れていただきながらやはり農業をされる方と農業が、農地を持っているけれど農業は出来ない方、これについてのやはり役割というのをきちっとお互いに理解し、協力しあうことが大事だろうと思っております。それがあある意味での集落営農であったり、また地域で農業農村を守っていくという農地水環境保全向上対策事業、こういった国が示す事業だろうというふうに思っておるところであります。やはり農業水田も大事でありますけれど、やはり町としては全体の農業としてどういうふうな振興を図っていくのかという観点の中で、これからは農業の振興の政策は取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 町長の言われることも分からんわけではございません。この大山町の水田農家、水田ということ、他の作物をまあ作ることによってCO2の削減というものは図れますが、水田に水を張るということで、地球の温度を下げていくと、大いに役立つと思います。そういった面で今輸出用の米の作付け奨励というものがありますが、大山町ではどのようにその現状を踏まえて取り組みが成されているのか、関連してお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） その状況につきましては、情報を持っておるかもしれませんの

で、農林水産課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 輸出米のご質問でございます。現在大山町では、そういった輸出に対する取り組みは行なっておりません。で、まあ、鳥取の中部の方で台湾の方へとといった取り組みが成されているようでありまして、大山町では現在そういった正式には行なっておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） それでは輸出米のことについて取り組んでいないと…

○議長（鹿島 功君） 川島議員、この件については3問、3回になりましたので、次に進んでいただきますように。

○議員（7番 川島正寿君） はい、分かりました。それでは大きい二つ目として、行政サービスについてお尋ねいたします。

先ほど来、同僚議員からも行政の置ける立場、サービスというふうなことに関連した質問が多くございました。行政は、最大のサービス機関であります。特に合併後は、行政に対する、不平不満の声が多く聞かれております。4月より課の分散が計画され、支所に分かれるということになります。業務の徹底、町民への対応等、どのように指導教育なされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、川島議員さんの行政サービスについてのご質問に答弁させていただきます。

3町合併以降、中山・大山の両支所においても支所管内のことは支所で完結できる体制を取ることでの総合支所方式を進めてまいりましたが、ひとつの業務に3人の職員がかかわったり、支所完結といいながら本庁の決裁を受けないと仕事を進められないなどの弊害が生じ、19年度一年をかけて20年度からの組織・機構の見直しの検討を進め、来月から具体的に新しい体制で行政運営を進めることとしたところであります。

新しい体制の中では、出来るだけ町民がワンストップでのサービス提供を受けることができるように、支所には総合窓口課を設け、本庁にない課の業務は総務課で対応をし、さらには町民に動いてもらうのではなくて、「職員が動く」という姿勢で取り組むこととしております。

広報「だいせん」3月号のお知らせ版に機構改革で変わる役場の事務執行体制を掲載をいたしましたし、議員さんから強く要望のありましたテレビ電話での対応もしていく予定といたしております。

来月当初、新体制でなれない部分は、職員にも町民の皆さんにもあることとは思いますが、健全なまちづくりのため、職員一丸となって住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておるところでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 町長の答えで町民が動くのではなく、職員が動くという姿勢で取り組むと、しておりますということで、誠に結構なことと思いますが、その職員が動く、この一番肝心なことはなんでしょうか。わたしはこの職員が動くという事柄に対して柔軟な、そしてかつ機敏性をもち、やさしさと思いやりをもって対応していきいただきたい。行政は、職員や町長やわれわれのための行政ではありません。原点は町民のための行政というのが大事ではないかというふうに考えます。ともすれば、町の職員の給料と一般的に給料の差でいろいろと批判が高まっています。しかし、その中にもこういった考えがあるのではないのでしょうか。税の上に成り立ってそして行政をしていく職員の皆さん、大変ご苦勞だと思いますが、いくら人事院の勧告等あっても、税の上に言葉は悪いですが、あぐらをかいているようなことではいけないというふうに思います。

そして一つ提案します。心の持ち方です。私は、近江商人の三方良しの法則というものを心にもっていただきたいなというふうに考えます。この三方良しの法則というのは売り手良し、買い手良し、世間良し、これがいわゆる三法良しの法則といわれております。その事柄を町政に当てはめてみれば、職員良し、町民良し、町全体、世間ということは世間が良くなる、そういうふうに当てはまるじゃないかなというふうに感じます。町の職員が非常にサービス丁寧に、迅速に、そして思いやりとやさしさをもって対応していけば、一つのサービスの売り手、売り手良し、そしてそのサービスを受けることによって町民が理解をし、協力をしていく。そうすることによって、世間良し、すなわち大山町全体が良くなっていくんじゃないかというふうに感じます。

もう一つ、市民の公益活動ということもありましたが、相利共生、相手の利をお互いに考えて共に生きる、ということが大切ではないかというふうに感じます。町長はいかにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、議員さんおっしゃるような姿勢の中で職員は対応していくことが必要だとわたしも同感でございます。こういった大きな変化のある時でありますので、お互いに職員、そして住民の皆さん、それぞれに戸惑いもあろうかと思えますし、また意思の疎通がいかずに行き違いの部分もあるんだろうというふうに思っていますけれど、基本的な考え方としては、決して総合窓口だけではなくてこういった総合支所方式から分庁方式、そういったことによる変化ということではなくて、基本的にはやはり職員一人ひとりが住民の立場に立ってどういったことも求めておられるのか、どういった思いをお持ちなのかということをもまず一度受け止め、そしてその対応を的確に行なうということが必要だろ

うというふうに思っています。そういった意味からも、職員が動くというのはそういう意味のことでありまして、当然職員がまずはお出でいただいた町民の皆さん、何を求めておられるのか、何を考えておられるのかということを実際に聞く姿勢、相手の立場に立ってそれを受け止める姿勢、このことをきちっとお互いが持ち合う中で、そしてそれを職員として横に連携を取ることによって、それが来ていただかなくてもまたこちらの方からアクションをかけるということができないかなというふうに思っているところでありますので、今ご指摘いただきましたような思いの中で、一人ひとり努力をして参るように研鑽をしていきたいと思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 期待の持てる答弁をいただきました。私が言いました三法良しのというこの法則も忘れないように期待をして私の質問を終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 13番小原でございます。えー、一点だけ伺いたします。AED（自動対外式除細動器）でございますが、この機械を辺地地域に導入は、ということでございます。

この問題につきましては、2番の西尾議員の方から先の議会で一般質問がされております。そしてまた公共施設に配置されているところでございますけれども、もう一歩進めていただきたいのは、辺地地域にでございます。それでは一般要旨を朗読さして質問に変えさせていただきます。

大山町では、公共施設には早くもAEDが導入されておりますが、そこでもう一歩進めていただきたいのは、救命車が10分以上かかる場所、すなわち辺地地域集落に半額と書いてありますけれども、全額でもよろしいでございます、これ助成はできないかということでございます。

心室細動のまま経過すると、個々の心筋の活動性は、刻々と低下していく。心室細動の発生直後であれば、ほぼ全て除細胞に成功するのに対し、5分後では、成功率は50%に低下するものであります。除細動が1分遅れるたびに7%から10%低下すると聞いております。

そこで救命車が現場到着まで10分以上かかる地域には、AEDは特に必要ではないでしょうか。ちなみに公共、この度の導入されました公共施設のAEDの使用される人数は、今いくらぐらい教育受けられておられるのか、ということも含めてお願いしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは小原議員さんの「AEDの辺地地域の導入に助成を。」というご質問に答弁させていただきます。

まず、町内公共施設での導入状況であります。これまでに役場の本庁・支所、農業者トレーニングセンターなど13の施設に設置をしております。20年度においては小中学校の全ての学校施設に設置をする予定といたしております。

ご質問の救急車が到着するのに時間のかかる辺り地域の集落に導入助成をということですが、まずは取扱いの普及を図ることが第1番と考えておるところであります。西部広域行政管理組合大山消防署員などの指導を仰ぎながら、普及活動を図るとともに各集落のご要望も伺いながら自主防災組織としての取り組み支援の一環として具体的には考えていけないかなというふうに思うところであります。この機械につきましても、取扱いの指導を受けておらないと、なかなか対応が難しいというところでありまして、その都度講習会は開催はいたしておりますが、今何人受講した者があるかという数字は持ち合わせておりませんが、こういった機械を設置しておるところについては、何回かに分けて講習会をし、利用ができるような取り組みは合わせてしてきているところでもあります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 町長は広域消防管理組合、大山消防署の職員などの指導を仰ぎながらということで推進を図っていきなさいというふうに伺っておりますが、部落としても地域、消防団を結成しておりますので、その取り組みの一環として、消防団の取り組みの一環として、これからは普及に部落としてやっていきなさいというふうに思いますので、是非これを早急に実現していただきたいなというふうに思っております。もう一度お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、先ほど来、申し上げましたようにこの除細動器、操作方法、救急救命講習会というのをきちっと受けた人がいないという機械があっても役に立たないということでもあります。そういった意味で、救急救命の講習をですね、これを西部広域の消防署、西部広域等に支援をいただいてそういった研修の機会を増やしていきなさいという意味での支援をということでございます。

まあ、そういった取り組みをこれから各集落に今設置をお願いいたしております。それぞれの自主防災組織があるわけでありまして。地区の各集落の消防団というものも、その自主防災の中に位置づけられているのではないかなというふうに思っておりますが、そういったところの取り組みの中で、今おっしゃるようなことを進めていくようになれば、そこでこういったAEDの導入というものも進んでくるようであればそれに対して町としても何らかの支援策を考えていくということをこれから検討していきなさいということで申し上げておるところでありまして、まずはやはりそういった、こういった公共施設にあるそういったものを近くだったら持っていけばいいわけでありまして、その

そばにあるわけでありまして、それからたとえば各消防の今10分圏あるわけでありまして、そういった非常備消防の皆さん、こういった方々にもそういった講習を受けていただいて、すでに受けている方もあるわけでありまして、そういったところに1台ずつなど配置しておけば、その近くで持っていくというようなことにも救急車で早く行くということにもつながるのかもしれませんが、いずれにしても時間を争う、これは救命活動でありますので、議員さんのそういったご提案も含めて検討してまいりたいというふうに思うところです。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 通告に従いまして、3問質問いたします。1番目ですけれども、指定管理施設と管理者の点検と評価はということで、町長に質問したいと思っております。

平成15年地方自治法の改正によって、公の施設の指定管理者制度が創設されました。そのことを受けて、現在、大山町でも数多くの「公の施設」が指定管理施設となっております。この制度の中で、指定管理者の指定は、期間を定めて行なうこととされています。指定に期間を設けたことは、最小のコストで最大の効果をあげているか。また、指定管理者による管理が適切に行なわれているかどうかを地方公共団体が見直す機会を設けることが適当と考えられたことによるものであります。

「公の施設」は、何のために、また誰のためにあるのかという基本的な問いかけを行ないながら、多様化する住民からのニーズ、要請に効率的かつ効果的に対応しているのか、各施設の管理状態の点検等また管理者の評価の仕組みを質したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは吉原議員さんの指定管理施設と管理者の点検と評価は、というご質問に答弁をさせていただきます。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により設けられた制度でありまして、民間経営者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上、管理手法の活用をすることでの維持管理費用の削減を期待するものであります。

本町では、一昨年9月の二つの保健福祉施設の指定管理を皮切りに、昨年は社会体育施設など町内の21の施設に指定管理者の導入を図ったところであります。

それぞれの施設の管理状況については、定期に又は必要に応じて報告をするよう求めており、管理状況に不具合がある場合には、現地においてその管理を適正に行うよう指導に心がけてきているところでありますが、一部の施設において、利用される町民の方から苦情をいただきました点もありましたので、引き続き適正な管理を指導していき

いと思っておるところであります。

指定管理者の評価の仕組みということではありますが、組織の大きい自治体においては既に学識経験者などで構成をする「評価委員会」を設置をし、施設の管理運営状況の評価を実施されているところもあるのが現状であります。

本町の施設の指定管理期間は3年間ではありますが、専門の評価委員会を設置するかは今後検討することとしたいと思いますが、現実的には、利用される皆さんの反応が一番の評価でありますので、町民の皆さんのご意見・ご要望などに耳を傾けながらサービスの向上と維持管理経費の節減を図っていきたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 先ほどの答弁の中で、必要に応じて報告するということとは管理者制度の中にもうたってありますので当然かと思えます。指定管理料の件ですけれど、当初の目的のように経費削減は、17年度決算が一般財源からは1億1,439万4,000円、19年度の指定管理料は8,937万4,000円と2,502万の削減になっておりますので、効果は絶大であるかと思えます。けれども住民のサービス向上に関してですけれども、答弁書の中にも苦情があったということですが、確かにサービスの点で、第三者の意見といいますか、住民の皆さんの苦情に関してどのように処理されたのか、そういうことをお聞きしたいと思えます。どのように対処されたのか、苦情を聞いて。

それからもう一つ、わたし自身の体験ですけれども、日帰り入浴がささやかな楽しみで、500円で、またナスパルは420円ですね、利用できますけれども、町外の施設で皆生と淀江にあります、あそこもタオルを持っていけば500円で入れます。そしてナスパルは420円で同じようになっておりますけれども、施設的にはちょっと露天風呂が無かったりいたしますから、金額も420円で妥当ではないかと思えますけれど、公のときのサービスと、今のサービスがそんなに変わっているとは思えません。と、言いますか、努力で、サービスの面で住民の満足度はどうなのか、その辺で皆さんが日ごろただ報告書を待つんじゃなくて、実際に行政の方も行ってみられたりまた入ってみたりして、どのように感想を持っておられるのか、そのことをお聞きしたいと思えます。今のままで本当にサービス向上が出来ているのか。そういうことをお聞きしたいと思えます。というのは体育館なんかもそうですけれども経費削減は元より、民間に変わったから公よりもサービスが良くなった、そういうこともまた目指していると思うので、その辺で苦情の処理の対応の仕方とサービス向上についてどのようにお考えになるのか、もう一度答弁願いたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。吉原議員さんの再質問でございますが、それぞれ各管理

を担当する部署がございますので、それぞれが受けております苦情に対する対応の処理、あるいは実際にサービスの今の状況、こういったものにつきましてそれぞれの担当課の方から答弁をさせたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷昭久君） 吉原議員さんからご質問のありました件の中で、社会体育施設を指定管理に出しております社会教育課の方から体育施設の状況をご報告させていただきたいと思っております。

ただいまの町長の答弁の中に一部の施設において町民の方から苦情、ということにつきましてとはたぶん野球場、それから陸上競技場を中心とする屋外施設の管理の状況ではなかったかという具合に認識をいたしております。特に使用を行ないます期間に非常に屋外でございまして、芝・草地・植栽、そういったものがございまして。取り分け非常に活動時期が盛んな頃には、芝とか草地とか、植生が非常に伸びる時期でございまして。わたしが行って見たときには非常にいい状態でも、実はその後何らかの大会が計画されておったり、あるいはたまたまかどうか分かりませんが、町長行かれたときには、非常に伸びておると、あるいはそれぞれの団体、例えばグラウンドゴルフなんかですね、非常に芝が伸びておってボールが転がりにくいというようなことで、何回かそういった苦情をいただいたことがございました。

で、そういった苦情に対しましては、モニタリングチェックシートというのを行なっております。さまざまな項目に分類がなされております。例えば管理の状態が果たして適切なかどうかというような点につきましても項目を分けて、一つずつチェックをしております。そういうものをそれぞれチェックいたしましたものを総合的に今度は改善命令ということで、特に改めていただきたい部分につきましては、改善命令を提出いたしまして、会社の方から代表の方、あるいは常駐責任者の方、そういった方等の協議によりまして、改善命令をしていただいております。

で、その結果、特に前半ではそういった先ほど申し上げました植生等の刈り込みの苦情がかなりございましたけれど、後半では一部機械を購入いただくとか、あるいはリースによって刈り込み機を確保していただくとか、そういうことでかなりの部分で解消にはつながってきております。

それから事業の面でも自主的な事業、後半かなりやってきましたので、そういった辺りを今後モニタリングチェックを一つ一つ充実させながら、取り組みを進めていきたいという具合に思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長。続いて大山スポーツクラブ公園の状況につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。観光商工課が所管をいたしております大山スポーツ公園でございますけれども、こちらの方、主だった苦情というのは幸いにも

受けておりません。利用者の方からのご要望等がありました際には、ただちに指定管理者と協議を行いまして、場合によっては強く指示を出すといったような形で、利用者の立場にたった運営を行なっていたらどうか、日々指導に心がけているところがございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 福祉部署の関係では、福祉センターなかやまと保健福祉センターだいせんの2施設がございます。それぞれ直接には、支所の福祉課の方で指導監督を行なっておりますが、それぞれの施設からは、事業の報告書を文章でもいただいております。例えば中山のセンターの方では、利用者の快適な利用に供するというところで、職員の接遇研修を行なうほか、意見箱なりあるいはアンケート調査も実施して利用者の満足度の向上に努めておられて利用も促進をされているというふうに伺っています。またセンターだいせんでもありますけども、こちらの方につきましてもこの施設は特に子どもとか高齢者なども多くの住民団体が、利用されておりますけども、こちらにつきましても職員の接遇研修なども行なって満足度の向上に努めておられるということでもあります。

なお、こちらの施設の方で、一般浴場がありましてそれを管理の中で行っているわけですが、この入浴者も増加をしております。で、日常のいろいろな苦情なり問題点につきましては、指定管理を受けております社会福祉協議会が対応いたしますし、また町の方に苦情がありますと、といった場合には、直接には先ほど言いましたように支所の方で対応しております。そこで何か解決に問題がある大きな問題があれば、福祉保健課の方に相談をとということになるわけですが、今年度につきましては、こちらの福祉保健課の方まで相談があるような大きなトラブルはありませんでしたので、適正に運営されているものと承知しております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 農林水産課の関係であります。地域休養施設山香荘、それから中山温泉館、指定管理に出しております。

山香荘につきましては特に苦情といったものは入ってきておりません。施設の管理上の点検につきましては、定期的な報告を受けております。必要に応じまして、何かありましたら現地で協議を行なっているといった状況であります。

また、中山温泉館につきましては、運営に付きまして従前の事業の継続、また見直し、管理者独自の発案によります営業時間の変更、また新規事業等を取り入れておまして、運営状況につきましては、別段問題はないというふうに考えています。

○議長（鹿島 功君） 答弁は全部終わりましたか。はい。吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 丁寧に説明いただきました。その中で、指定管理に出しているということはどうですか、いくら経費削減効果があったとしても年間に結局指定管

理料払っているわけですね。ですから住民の皆さんがたくさん、大山町の皆さんがたくさん利用してるかどうかということのをこれから定期的にやはり調査していかなければならないと思うんです。それでやっぱり住民アンケートとかそういうものを通して、住民の満足度、それから大山町民がどれくらい利用があるのか、そういうこともこれから定期的に調べていただいて、全部が全部本当に必要なのか、あれば財政危機の折りですから、社会体育施設もかなりあります。で、温泉館は逆に先ほど午前中に質問がありましたようにファミリーの温泉がもしかしたら出るかも分からないということで余計切磋琢磨、経営に関して工夫を凝らしていかなければならないと思いますし、そういう点で住民アンケート、または業者の方への指導とか、そういうことを行政の方もやっていかなければいけないのではないかと思います。そのことについて最後お答え願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。吉原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、ご承知のように指定管理で管理委託はしておりますけれども、おっしゃるとおり、あくまでもこれは全て町の公の施設でございます。従いまして、最終的な責任は当然、管理責任は町にあるわけでありまして、またそれは、住民の福利厚生のため、住民のためである施設だというふうに思っているところでありますので、やはり町民の皆さんが満足して利用いただけるということ、このことはやはりわれわれとしては、指定管理者に委託している方々にはやはりきちっとそういった指導をしていかなければならないというふうに思っています。住民の皆さん、そういった利用される上での思いとか、また課題がございましたら、それは遠慮なく直接行政の方に届けていただければいいなと思っております。

あともう一点、社会体育施設、たくさん3町が合併してあるわけでありまして。そういった中で、実は来年度取り組んでみたいと思っておりますのは、みたいというか、取り組まなくちゃいけないなと思っておりますのは、たくさん社会体育施設として施設がございますので、これも老朽化してきている施設も中にはあるわけでありまして。従いまして、学校教育で使う施設、あるいは社会体育で使う施設、いろんな活用する方法があるわけでありましてけれど、これを町全体として、どういうふうなあり方があればいいのか、まあ必要によっては大きな修繕が必要になる部分もあるかもしれませんし、必要によっては、やはり機能を集約化することによって、廃止をしていくという施設も出てくるのかもしれないかと思っております。そういったようなところとも検討してまいりたいなというふうに思っているところでありますが、そういった意味で、あくまでも繰り返しになりますが、町民の皆さんにお願い申し上げたいのは、管理者が変わっても町の施設でありますので、どうかお気づきに点がございましたら、指定管理者に対して言いにくければ直接町の方に、行政の方にそういった状況をお知らせ、お届けいただければわれわ

れとしてもきちっと対応してまいりたいというふうに思っておるところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解いたしました。次いきます。2問目は、教育委員長にお尋ねします。コミュニケーション授業のその後の取り組みはということで、平成17年9月定例議会の一般質問において、鳥大医学部准教授の高塚先生が進められているコミュニケーション授業（人間関係体験学習）への取り組みを提言したところ、今年度大山中学校において、「赤ちゃんふれあい授業」が延べ5回実施され、一步踏み出して頂いたと認識をしております。

今日、地域社会は大きく様変わりし、小中学生が自分より小さい赤ちゃんや幼児、高齢者の方とふれ合う機会は、極端に少なくなっています。「そんなことまで学校で」という意見も根強く残っていることは承知しておりますが、学校の授業で行なうことによってすべての生徒が体験でき、その授業を通して多くの生徒が「命の大切さ」「自分や他人を好きになる」「役立ち感」等を実感する気づきの体験学習となっているようです。今日の教育現場でのさまざまな問題を解決する一助になるのではないかと考えますが、今後どのように取り組みを深め、広げていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） ただいまの吉原議員さんのコミュニケーション授業のその後の取り組みについてお答えいたします。

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、いじめや不登校の増加、人の話がきちんと聞けない、他人とのコミュニケーションがとれない等、さまざまな問題が生じてきております。その根底には、人との関わり方を学ぶ体験の不足があると私自身も感じています。人と関わり合う中で「自己肯定感」や「役立ち感」を感じることができ、その土台があってこそ他人を思いやる気持ちが育っていくものと考えます。

先ほど吉原議員さんが紹介されました、鳥取大学の高塚先生の人間関係づくりを学ぶ授業実践「人間関係体験学習」は、そうしたところに視点を当てた優れた実践であると評価しております。

さて、先ほどの大山中学校におきましては、数年前から「総合的な学習の時間」を活用して、保育所交流を行ってきました。これは中学1年次から卒業するまで、同じ保育園児と1対1のパートナーとなって3年間交流を続けるものです。

また、今年度はNPO団体の協力を得て、「赤ちゃんふれあい授業」を5回実施しました。その場に立ち会った職員からの報告でございますけれど、初めは強ばった顔をして恐る恐る赤ちゃんをだっこしていた中学生が、だんだんと慣れてくるにつれ、本当に素直な笑顔で赤ちゃんの小さくやわらかな手を握ったり、ほっぺを撫でたりする姿を見て、こうした体験の重要性を改めて認識したとのことでございます。

以前は生活の中にこうした「人と関わり合う体験」の場があったわけですが、現在は、学校教育の中で意図的に体験の場を設定しなければならなくなったことを残念に思っているところです。

大山中学校の生徒は、保育園児との1対1の交流、赤ちゃんふれあい体験などを通して、少しずつ、命の尊さや相手を思いやる気持ちを学んできていると思っております。来年度におきましても、こうした取り組みを継続して実施する計画だと聞いております。

こうした交流学习は、他の学校でも実践され、例えば大山西小学校では、近くの老人ホームのお年寄りとの交流が続けられ、成果をあげています。

このように町内のそれぞれの学校においては、人間関係を築くスキルを身に付けるために工夫した取り組みを行ってきておりますが、今後、大山中学校の継続的な取り組みの成果を検証しながら、生かせるところは他校にも生かしていけるよう働きかけていく所存でございます。以上で。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 赤ちゃんふれあい事業について、教育委員長さんも重要さをよく認識されておられるということですが、ここにですね、大山中学校の生徒たちの感想文があります、赤ちゃん授業に対して。そのことをちょっと読ませていただきたいと思ひます、時間をお借りしまして。というのはですね、先に読む前に、この子どもたちは、大山中学校、すべての子どもたちが感想文を一人ひとり全部自分の思いを書いておられるんですね。そのことで、他の中学生にはどうかということで、読ませていただきたいと思ひます。他の名和中とか、中山中ありますですね、その子どもたちにも経験させたいという思いを持って読ませていただきたいと思ひます。

「赤ちゃん交流を通して、赤ちゃんとたくさん触れ合うことができました。3回目の赤ちゃんはとても積極的で抱きついてくれたり、自分から近づいてくれてと、とても仲良く遊ぶことができましたと思ひます。だからといって1回目、2回目の赤ちゃんとはあまり仲良くなれなかったというわけではありません。泣いてしまったり、ぐずってしまったたり、いろいろなことがあったけれど、3回目とも違う赤ちゃんに触れ合ったことで、やっぱり赤ちゃん一人ひとりにもちゃんと個性があるんだなと思ひました。なかなかこっちを向いてくれない子、自分から近づいてきてくれる子、抱っこしてもすぐにお母さんに助けを求める子、自分のおもちゃを貸してくれる子、本当にそれを実感しました。しゃべられなくてもその分自分の行動や表情で感情を表現しているんだなと思ひました。将来自分が親になった時も、心と心で赤ちゃんとお話ができるといいなと思ひました。」これは女の子です。次は男の子、「1回目のときは抱っこしたら泣いてしまって、自分もどうしたらいいか分からなくて終わってしまったけれど、3回目になると積極的に赤ちゃんに話しかけることができるようになりました。わたしは初対面の人と接することが少し苦手なので、ぎこちなかったりしたかもしれないけれど、少し苦手でなくなった気

がします。自分にとって赤ちゃん交流では、そのようなことも気づいたし、命の大切さ、親、友だちなどで、周りの人の大切さも気づいたいい経験となりました。そして自分の大切さにも気づきました。今までを振り返って、赤ちゃん交流などで学んだことを生かしてもっと自分を大切にしていきたいです。」「赤ちゃんがぐずったときにどうやってなだめるか、とても勉強になった。将来父親になったら生かしていけたらいいなと思った。」

「赤ちゃんはすぐ泣くしぐずるし、子どもがいると大変なことが増えると思うけれど、その分楽しいことも増えると思った。」きりがありませんけれど、もう少し読ませてください。「赤ちゃん交流を通して思ったことは、僕はこのあまり赤ちゃん交流のような機会に触れ合ったことがないので、いい経験になったと思います。この経験を将来生かすことができたらいいなと思いました。またこの赤ちゃん交流で、命の大切さや重要さを感じることができました。」最後に「1回目よりも3回目の方が結構赤ちゃんと親しく触れ合うことが出来たので良かったです。3回の赤ちゃん交流を通して、赤ちゃんの温かみを改めて実感できました。赤ちゃんの笑顔に癒されてこっちまで笑顔になり、元気を分けてもらったような気がします。自分もこんな時期があって親に凄い愛されて大切に育ったんだなと感じました。今、反抗期で親を困らせたり怒らせたりで凄い迷惑をかけているけれど、お母さんやお父さんがいたからこそ今の自分がいるから、親に感謝しなければいけないなと思いました。自分も親に大切にされたから、次は自分が親を大切にしていきたいなと感じました。それと3回の交流で命の大切さなど、たくさんのことを学びました。」と、ほんの抜粋ですけれども、全ての子どもたちがそれぞれ自分の意見を述べています。そしてまた赤ちゃんにプレゼントも作っていました。手作りの。

こういう経験をですね、学力も大事ですけど、やはり心のIQといいますか、心を育てるその基礎も大事だと思うんです。で、この経験は大山中学校は家庭科の授業にしています。なかなか時間をとるということは本当に大変なことだと思います。人権学習とかもありますし、けれども一番大事なこの授業はですね、人権学習にも通じると思いますし、この素晴らしい感想文を読みまして、是非全町でできますればどの子にも授業を受けていただきたいと思うわけです。

できますれば、今年度は間に合わないんでしょうか。できるだけ早く全町の中学生たちにこの授業を受けさせてやりたいと思いますが、その件につきまして答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 職員からもこの効果について話を聞いていまして、その重要性を痛感していったわけでございますけれど、先ほどの子どもたちの作文をよく聞かせていただきまして、さらにその感を強めたところでございます。この作文の意図するところをまた広げていって役立てていきたいと考えております。なお、大山西小学校の子どもが、近くの老人ホームのおばあさんたちと触れ合っているということを申し上

げましたけれど、おばあさんたちもとっても喜んでおられました。その読まれた俳句を覚えていますので、一つご披露させていただきたいと思います。

「交流の言葉を忘れて梅の花」、子どもたちとの会話がとっても楽しみだ、いろんな話を子どもたちと、おばあさんとの間に交わされたんじゃないかなと思ったところです。ありがとうございました。あと、事務方の方にちょっと譲りますので。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） 少し補足をさせていただいて、具体的なことをお答えできたらと思います。大山中学校、今年19年度から、先ほど紹介いただきました赤ちゃんふれあい授業の方向なっております。20年度継続して実施する予定であります。ただその他の学校につきまして、その他の学校でも同じようにやってはどうかというご提案だったと思うんですが、非常に赤ちゃんふれあい授業の効果の方は、先ほど委員長からありましたように認識はしているわけですが、現時点ではそれぞれの学校が、それぞれの特色にある取り組みをしているというのが実際であります。で、ご存知のように限られた時間内でそれぞれがさまざまな活動をしている。例えば保育所に出かけて交流を持つとかですね、あるいは老人施設の方に出かけて年に数回交流をもっている学校もありますし、読み聞かせに保育所に出かけて、保育園児に読み聞かせを中学生がするというような活動もやっております。で、それぞれの活動には、交流に掛かる時間は1時間ないし2時間ですが、そのための準備を数時間掛けて実際には行なって、そういうものを年間に何回か行なう。ということになりますと、これはとっても効果があるからやるということではなくて、いろんな効果のある取り組みの中から、その学校が自校にあった課題に合わせて活動を今考えているというところでありますので、先ほど一番初めの委員長の答弁にありましたように、取り組みの成果を検証しながら生かせるところは他校にもということだったと思いますので、この大山中の取り組みを参考にしながら今後、学校の方とも相談しながら適切に進めていけたらと思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。次に移ります。香取分校を「香取開拓村の歴史館」ということで再度教育委員長にお尋ねいたします。

先月2月19日第9回の大山学講座が開かれ、「香取開拓の歴史」という題で、現在香取にお住まいの大林光雄氏のお話を聞く機会を得ました。昭和21年6月に満州から命からがら引き揚げて来られてから、今日に至るまでの苦難の歴史の生き証人の魂を揺さぶられるような感動の連続のお話でした。戦後の混乱期中、あちらこちらで入植を拒否され、やっとの思いで、この大山のふもと草谷地区でその年の11月1日に入植式をされ、「香取開拓団」として出発されました。それから食べるものも住む家もなく、テント生活を7カ所で一年間続けられ、食糧はさつまいもだけであったということです。昭

和 22 年には、自分たちの手で小学校を作られ、その後の分校のこどもたちと先生のエピソードはが数知れません。

是非、この貴重な満州引き上げと開拓という日本の歴史の 1 ページに残されるべき事柄を今閉校となる分校で「香取開拓村の歴史館」として後世に伝えてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 吉原議員の「香取分校を『香取開拓村の歴史館』に」のご質問についてお答えさせていただきます。

61 年に及ぶ香取開拓の歴史と共に歩んできた大山小学校香取分校がこの 3 月をもって閉校することになります。児童減によるものであります。地元の方にとって寂しい限りだと心の痛む思いでございます。わたしもそんな方々の思いを共にするために、先ほどの吉原議員さんの大山講座を一緒に受けさせていただきました。全くその思いは先ほどのご感想と同じでございます。

香川県の皆さんが昭和 13 年、当時の国策としての分村政策の趣旨に賛じ、満州国開拓に渡航されましたが終戦を期に命からがら引き上げて来られました。そして現在の土地に入植されました。冬季は寒さが厳しく雪の多い高地であります。原野を切り開き、家を建てたり道路を作ったりするのにも、大変な苦労があったそうでございます。厳しい気象条件の中、土地条件の中、数頭の牛を飼うことから始まった酪農は、やがて大型機械を使用した大規模な酪農に発展を致しました。現在では 1, 500 頭の乳牛が飼育され、牛乳・チーズ・飲むヨーグルト等の乳製品が作られるようになりましたが、ここにいたるまでには大変な苦労があったことは、吉原議員さんのお話の通りであります。香取の人たちの努力や、困難を乗り越える逞しさ、我慢強さ、また仲間を思いやる優しい心など後世に伝えていくため、教育研究所では教材化を図り、小学校 3・4 年生の郷土学習に役立てたいと計画しているところであります。

このような歴史を後世に残すため、町史や記念誌開校記念として写真や文集を CD にまとめているところであります。

さてご指摘の香取分校の校舎を歴史館に利用してはとのご質問ですが、施設が老朽化していることや土地所有者の問題もあります。いずれにしても、地元の方々と協議していくことが必要と考えております。関係、以上であります。失礼しました。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3 番 吉原美智恵君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。香取分校ですけれども、今町としては財政危機がさかんに午前中から叫ばれておりまして、わたし自身も立派な歴史館を作れとか、そういうイメージはありません。ただ香取分校を何とか補修か何かいたしまして、香取分校の歴史とその建物がまた観光にも役立つんではないかと思うわけです。そして、土地所有者の方は、香取農協だと思えます。農協の理事とも

面会して話をしてみましたが、財政的には困難ではありますが、そういう歴史的なものは是非とも残したいと、そういう希望は持っておられますので、まあスポンサーでも見つかるような努力もお互いにしていかなければいけないかと思います。この香取分校といいますのは、どちらかと言いますと県外の方、また全国的にもめずらしい、今だに残っているということがめずらしいということだそうですので、観光の目玉にもできるかと思います。大山から香取の方に下りて、大山町の所子地区の美観地域とか、そうふうに連携して、大きな目で見ること大切だと思います。

それから大林さんの話を直に聞きますと、そのテープを残して、お話を残してそのテープを学校の歴史館といいますか、分校でもしか見学に来られる方なんか聞いていただいたり、そういうこともいいかと思って想像いたします。そして香取分校の子どもたちが確か立派な版画とかそういうものを残していると思うんですけど、そういうものも大切ですし、何とかお互いに知恵を出し合って、残す方向を考えていただきたいと思いますが。そして教育民生がですね、12月18日にPTA連絡協議会、大山町小中学校PTA連絡協議会との意見交換会を夜に持ちました。その時にですね意見が、これからの大山町への提言ということで、香取分校のこれからのあり方として、意見としてですけど、都会の子どもを山村留学のような形態で招致してはいかがか、また不登校児の教育施設に活用してはどうかなどという意見も出ました。いろいろと活用方法あるかと思います。香取分校、是非香取農協さんとも協議されて、このような施設を残すことと歴史館と合わせて考えるということ、もう一度どうかと思いますが、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） このことにつきましては事務局の方からお話をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんの再質問にお答えいたします。香取の歴史というのは本当に貴重なものだと思っていますし、昨年度写真展を含めて、酪農の一部を県立図書館で展示いたしましたら大きな反響がございましたし、合わせて香取、香川県の方もですね是非この展覧会を、展示会を香川県でもしてくれというようなことで、同じ写真やそういう道具を持って行って、非常にまあその取り組んできた足跡を残そうという取り組みは広がっていますし、これは、何らかに形で残していくべきだと思っています。

そういう中で、現在の香取分校を、そういう施設にしてはどうかと、あるいはそれらを宿泊できるそういう青少年の施設にしてはどうかというご提言ではありますが、施設は非常に老朽化しておりますし、耐震工事等も使うとなれば必要となります。非常に難しい問題はあろうかと思いますが、足跡を残すという形については、委員長答弁したとお

り、これから関係者と協議しながらですね、いろんな活用の仕方、保存の仕方を考えていきたいと思っているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は14時25分にしたいと思います。

午後2時17分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 近藤大介君でございます。そうしましたら通告にしたいが、2点お尋ねをいたします。

まず1点目ですが、保育所の運営についてということで教育委員長にお尋ねいたします。

少子化が進む中、大山町でも年々町内で生まれ子どもの数が少なくなってきておりまして、聞きましたら19年度2月末時点では、合併しました旧大山、名和、中山3町合わせて、新大山町で86名というふうになっておりまして、今年度中の出生数が100人をきるような、そういう状況でございます。少子化をどうしていくか、大変難しい問題なんですけれど、若い世代がこの大山町で安心して子育てができる環境を作っていかなければならないとそう考えるわけでございます。大山町でも次世代育成支援行動計画や子ども教育振興計画なども作成し、子育てに対してさまざまな施策に現在取り組んでいるところでございますけれども、新年度から町内10あります保育所全て、ほとんどの方区所ですね、所長補佐は保育所長を務めるというふうになっております。

そこでお尋ねいたしますが、保育という大事な仕事の分野、その保育園で管理職を配置しないのはなぜですか。これが一つ目。

二つ目、保育所の管理・運営上、管理職を置かないことで不都合なり問題はありませんか。

三つ目、先般、教育審議会から答申がありましたが、これからの大山町の教育のあり方についてということの中で、定員に満たない保育所、人数の少ない保育所については統合の具体的計画を早急に作成しなさいとこのような答申があつておるところでございますけれど、この保育所統合については、どのように進めていくお考えか、以上について答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） ただいまの近藤議員さんの質問にお答えいたします。「保育所運営について」のご質問についてでございますが、去る2月26日に開催された本

町臨時議会において「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例」が制定されました。それにより、行財政改革のねらいを具現化するため、平成20年度から町内10の保育所に専任の所長を配置したいと考えております。

管理職を配置しないのはなぜかとのご質問でございますが、保育所の統合も検討中でありまして、10園には各園ごとに所長を配置して、各保育所を管理、運営にあたりたいと思います。専任の所長ということで、現在の数園兼務の所長の場合より、保育士経験の豊かな所長の誕生により、各園において保育の質や運営もより向上させることができるのではないかと期待しているところです。

また、保育所統合はどのように進めていくのかとのご質問でございますが、教育審議会の答申を受けまして、パブリックコメントの募集や保育所の保護者懇談会を開催し、ご意見を伺っているところでございます。

今後、これらをまとめ、教育委員会で審議検討をし、教育委員会としての考えをお示ししたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 再質問いたします。これまでは兼務ということではありましたが、管理職という立場の保育所長が各園に配置されまして、それぞれの園の管理運営を統括してこられました。それが今回は各園に一人ひとりの所長は置くけれども、管理職ではなくて、これまでの課長補佐級、所長補佐級を充てて管理をさせるということで聞いております。で、まあ今の教育委員長のご答弁では、保育士経験の豊かな所長の誕生によって、各園において保育の質や運営も向上もできるであろうということになりました。ということになりますと、管理職でない立場の所長に保育の質や運営の向上を期待をしているというふうに受け取れるわけでございまして、これは実質的には、管理職としての仕事を管理職ではない所長に任せる、期待すると受け取れるわけですので、そうであるならば10園それぞれ所長になれる方を管理職として位置づけてですね、大山町のそれぞれの保育所の管理運営をきちんとやってもらう、そういう責任をもってやってもらう、それでいいのじゃないかと思うんですけど、何故管理職で対応されないのか。もう少し明確に答弁をいただきたい。それからこれがまず追加質問の一点目ですけれども。

二点目としてですね、まあ大山町にあります保育所10園、保育のニーズもいろいろ高くなってきておりまして、1歳以下の園児も年々増えてきております。構成で考えますと、園児のだいたい2割程度が今1歳以下の園児で占められているんですね。で、そうなるとももちろん4歳5歳のお子さんを保育する保育士の方ももちろん仕事の責任重たい大変だと思うんですけども、乳幼児を預かる保育士さんの責任、負担もそれ以上に、やはり重たいものであろうかとわたしは考えるわけです。

そうした中ですね、だいたい10園で80人ぐらいの保育士さんが、これから保育、

それぞれの子どもの面倒は見られるわけですが、その内の10人が今回所長ということで担任を持たない、となりますと70人で子どもの面倒を見る。その内の正職員、正職員の立場の保育士さんっていうのはだいたい20人位しかおらないわけですよ。そうすると保育の質をこれから高めていこうと、就学前教育をこれから一生懸命やっっていこうという中で、その正職員の数がちょっと少なすぎるんじゃないかなというふうに考えるわけです。その辺の人数の構成をアンバランスだというふうには考えられませんか、というのが二つ目でございます。

三つ目ですけれども、そういった正職員と非正規の嘱託の職員さん、嘱託の保育士さんなり臨時の保育士さんをこれから所長さん、管理職の立場ではないけれども統括してそれぞれの保育の管理運営をしていかれるわけですが、そういった中でですね、職員が正職員と非正職員のバランスがちょっとおかしい中でですね、賃金の話ですけど、正職員と嘱託職員の保育士さん、賃金の格差が2倍以上あるというふうに聞いております。おそらくその各園で、どの先生が年長さんを受け持たれるか、どの先生が乳幼児を担当するのか、所長さんが差配されるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった中で同じ仕事をしていながら、あるいは同じような責任を負わされながら、正職員であるか嘱託職員であるかによって給与が倍半分も違うということは、まあそれぞれもちろん待遇が悪いから手を抜かれる保育士さんはおられないとは思いますが、やはり仕事をしていく上でのモチベーションに関わるのじゃないかと思うわけですが、お尋ねしますが、正職員、保育士さん、正職員の保育士さんと嘱託職員の保育士さん、あるいは臨職の保育士さんとは仕事の内容責任には差があるのかどうか、これについてお答えいただきたい。3点になりましたけれど、追加質問でお願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 議長。このことにつきましては事務局の方に答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 近藤議員さんの再質問にお答えいたします。3点あったかと思いますが、まず1点目は管理職として何故配置しないのかということですが、新年度においては、所長という管理職として配置する予定にしておるところであります。課長級、補佐級という言葉もありましたんですが、類似の町のあり方などにしてもやっぱりそういう対応をしているところもありますので、所長という管理職を置くことには間違いありません。

それから、二つ目、正職員と嘱託職員との人数上のアンバランスはあるのではないかと、これはその通りでございます。先ほどの始めの質問にもありましたんですが、町内に10園の保育所があるわけですが、園児の数等で適正な規模の保育所はいかにあるべきかということを一方で協議しておりまして、その辺の見通しが定かでない

という中でなかなか適正な数字はいくらかという数字ははじき出されません。10園を例えば8園にするのか、5園にするのかとかによって随分と定数の状況ってというのは変わってきます。で、この辺りについては、課題として十分自覚をしておるところであります。

それから三つ目のご質問ですが、正職員と嘱託職員の賃金の格差があるんだけど、責任はどうかということですが、以前は正職員の職務を補完するという意味で嘱託職員あるいは臨時職員というようなことでその辺の責任が明確になっていたわけですが、現在ではそういう辺りの責任がはっきりとできないといえますか、嘱託職員にもかなり大きな責任がいておるといことは自覚しております。したがって、そういう場合にはその対応に応じた責任を果たしていただきますけれども、当然それを所轄するのは、幼児教育課でありますので幼児教育課長が、そういう辺りの責任というものは、しっかり受けながら、教育委員会として遺漏のないようにやっていきたいと、こういう具合に考えているところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） そうするとですね、まず一つ目確認なんですけれど、新年度から配置をされる各園に一人ずつ配置される職員も皆さん管理職で対応されるということで間違いありませんね。っておっしゃいましたね、今ね。そういうふうにおっしゃったので、そういうふう理解したいと思いますが、ずれがありますか。まあ、先ほど教育長は管理職で対応されるというふうに聞きましたので、わたしはそのように理解いたしました。

それでですね、これまで3町合併するまでにですね、いろいろ旧3町でも、保育所統廃合する計画があったりするなどで、新規の保育士の採用を手控えたりということによって正規職員と嘱託職員との構成の問題であったりとか、保育士の年齢構成の問題だとか、非常にアンバランスが生じてきております。それは今答弁の中で、教育長も認められたとおりだと思います。そのためということではありません。もちろん、これからの大山町の保育が、子育てがどうあるべきかということからですね、当然今の保育所の統合の問題、これをまず考えなくちゃいけないわけですけども、冒頭申しましたように大山町の、新町の出生数も100人と、単純に10園で割っちゃうと各園10人ずつ、年長さんが10人ずつということになってしまいますので、もちろん地域的に多いところ少ないところもあるわけですが、望ましい保育のあり方、どうすべきかそれを是非ともですね、早急に教育委員会の方で、検討していただく中で、早期に統合の案も作成していただき住民に示していただく中で、統廃合を実施していく必要があるかと思っております。その中でですね、保育士の質の向上、今質が低いというわけでは決してありませんけれど、保育にあるいは子育てに求められているニーズも年々高度化しているところでもあります。保育士さんの研修もこれまで以上に必要だろうとかと思っております。そういったもの

に対応していく人的な配置ですね、採用を増やすのか嘱託さんを正規で雇うのか、いろいろ方法はあるかと思えますけれど、是非アンバランスのまま続かないよう考慮していただきたいと思えますが、その辺りについての答弁を改めてお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） このことにつきましては事務局の方で答えさせます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。近藤議員さんの再質問にお答えいたします。現在は10園の保育所を3人の所長で対応して、巡回しながらやっておるわけですが、もっぱらの職務は、予算執行であるとか施設管理というようなことをして、現場では今の所長補佐が子どもや保護者の対応をしっかりやっていただいております。で、こういう辺りを大きく逸脱しない中で補佐級の所長を管理職として配置しようとするものであります。そういう中でしかるべき姿が出てきたときには、また新たなそういう発想というものは出てくるかと思えますけれども、そういう中で子育てというものをですね、しっかりやっていきたいという具合に考えておるところであります。現在保育士の数が、正職員が少ないという辺りで、職種変更等によってですね、希望者もいくばくか期待できるのかなと思ったりもしておりますので、そういうところの動きも見ながら早期にしかるべき保育所のあり方についていうのも出して理解を得ながら、施策にうって出たいと思っております。以上です。

○議員（1番 近藤大介君） 1点だけ確認していただきたいんですけど。

○議長（鹿島 功君） 次に移ってください。次の質問に移ってください。

○議員（1番 近藤大介君） 先ほどの答弁で町長良かったですか。

○議長（鹿島 功君） 次の答弁の…

○議員（1番 近藤大介君） 次の質問に移りたいと思います。二点目ですけど、ふるさと納税についての対応をどうしますかということで、これは町長に対してお尋ねいたします。

自分の生まれ故郷ですとか、愛着にある自治体に寄附をした場合、その分所得税や住民税が控除されるふるさと納税の制度が新年度20年度の税制改正に盛り込まれました。これを受けまして、年明け早々いろんな自治体で、是非ともわが県、わが町に寄附をお願いしますということのいち早いPR活動を行なっておられる自治体もございます。まあ、近くの例でいきますと、鳥取市は砂丘応援基金というのを設けまして「鳥取砂丘の環境整備に使いますから、是非寄附をお願いいたします」とか、あるいは鳥取県、県の方も鳥取県子供未来基金という基金を創設、これはまだ予定ですかね、創設を予定して、早速県のホームページなどで近々こういう基金を作りますから、寄附をお願いしますというようなことをPRしておられます。また鳥取県の方では、その子ども未来基金のためにですね、新年度予算で寄附募集のためのPR予算も別途計上したというふうに聞いて

ておるわけですがけれども、大山町も自主財源の少ない町でございますので、こうした制度に則ってですね、大山町出身の方ですとか、あるいは大山の自然を愛好してくださる町外の方々に是非とも大山町のまちづくりについて、ご協力をお願いしていかなくちゃいけないのではないかとというふうに考えておりますが、どのような対応を考えておられますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは近藤議員さんの「ふるさと納税への対応」についてのご質問に答弁させていただきます。

いわゆる「ふるさと納税制度」であります。ご案内のとおり「地方公共団体に対する寄付金税制の見直し」という形で、平成20年度から実施されることとなりましたので、条例で定めることにより税額控除方式で一定限度内の寄付金控除を受けることができるといった制度となっております。

本町での対応は、とのご質問であります。私もこの制度の活用については強い関心を持っておるところでありまして、いろいろな角度から検討に着手をしているところがあります。例えばよく言われます、子育て支援とかあるいは高齢者対策、あるいは環境対策はもとよりであります。先ほどもご指摘のような本町の貴重な財産であります大山の自然や歴史、資産の保護活用策など幅広く活用の可能性を検討し、条例化すべきとなりました際には、本町を寄付先として多くの方に選んでいただけるよう、寄付金の使い道やその効果をPRし、「大山町に寄付してよかった」「大山町に寄付したい」というふうに思っただけのような施策を実施していきたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 再質問をさせていただきます。若干話が逸れるかもしれませんが、合併後4年目に入ろうとしております。合併しましてから、近くの例でいきますと、観光行政の話でございますけれども、ローソンとタイアップしてですね、大山町の産品をPRしたりだとか、あるいは誘致企業でありますファミリーとの連携、あるいは登山用品のメーカーでありますモンベルとの提携、連携。そういった部分でございます。鳥取県の後押しも当然あったところではあるんですけども、合併後、山口町長以下、職員の皆さん一生懸命頑張っただいて、大山を全国にPRしていただいております。よく頑張っただいておるとそういうふうに思っております。年々大山の認識もこれまで以上に高まってきてるんじゃないかなというふうに感じるわけですが、そういった中ですね、今申し上げておりますふるさと納税、ちょっと今回はその取り組みが、一歩遅れているのではないかと。他市町村、あるいは他県に比べると、大山町は少し取り組みが遅れているのじゃないのかなと。先ほども言いましたように早い所は、もう年明け、税制改正が国会に出されるということが閣議決定された時点で準備に走ってるん

ですよね。ホームページでPRしたりとか、その自治体の出身者の方にお手紙を送ったりして、一応こういう税制改正がされる予定ですから、その時は是非ご協力、よろしく願います、というご挨拶が一通り済んでいる自治体があるわけですね。まあ先ほども言いましたように大山の知名度も少しずつ、今まで以上に上がっていきこうとしているところですので、是非ともそういった機運にですね、そういった機運を追い風にして、このふるさと納税の制度を一人でも多くの人に利用していただくべきではないかなというふうに考えるわけです。最もですね、これはある意味、寄附という格好ではいただきますけども、血税として実質的にはその方の、本来だったらどっかお住まいの自治体に収めるべき税金の一部をこちらにいただくような格好になりますから、当然その使い道、参政権のない大山町で使わせていただくためには、答弁の中にもありましたけども、それなりの条例整備もしながら目的もきちんと定めて、寄附してくださった方に本当に喜んでいただけるような形での使い方をしていく必要があるかと思います。まあ、いくつか案も考えておられるようですけれども、私思いますに、例えばですね、町外の方からいただくわけですから、何よりも大山の自然を守っていく、自然環境を守っていく、こういったことを重点にした使い道を考慮すべきではないのかなと、その方がまた大山に来られたときにですね、大山の自然の恵み、恩恵を受けれるような形での使い道、1案といたしましては、大山の恵み保全活用基金みたいなものを作ってですね、町もそこに資金を出す、寄附もそこに一旦は入れ、あるいは賛同していただける企業があれば、そこからも資金協力をしていただくような形でですね、出来た資金でもってブナ林を始めとする大山の自然保護に使うですとか、大山の自然を楽しみに来た方が十二分に満足して下さるように、グリーンツーリズム、大山の自然を楽しめるような観光の整備に充てるですとか、あるいは伝統文化の保存、活用なんかもあってもいいと思います。自然保護ということでは海岸清掃ですとか、水産資源を守るための魚付保安林の整備とか、そういった森林整備なども含めて、基本的に自然環境と自然環境を楽しめるソフト整備、ハード整備に使えるような基金を創設してみてもどうかと思いますけれども、そういった案もいろいろあるかと思います。いずれにしても早く、いち早く取り組み、マスコミが騒ぐ、一気にが一と騒ぐ時期があると思うんです。そういった時に大山町ではこういうことをやっていますよと、いうのがぱっとしよっぱなに例で出てくるような取り組み、これをやはり狙うべきだと思いますが、いかがでしょうか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。えー近藤議員さんの再質問に答弁させていただきます。先ほどいただきました思い、全くわたしも同感でございまして、正直わたしも少し取り組みがちょっと遅れたなというのはわたし自身も感じております。実際にはまだ制度としてはこの国会を通らなければ制度にならないわけでありまして、今の国会の情勢の中

でどうなのかという不安もありますけれど、いずれにしてもそれはやはり国の制度として新しくそのふるさと地域への要は財源を移していこうという一つの大きな流れの中です。ありますので、まずこのことは実施に移されるだろうというふうに期待をいたしております。

そういった中での取り組みということの中で、先ほど来、いろんなご意見をいただきました。わたしどもとしても課長会等で議論はしておりますけれど、まだ正案にはしておりませんが、わたしの思いとしては、こういった資金でございまして、一般財源化にしてしまっていて、どこに使ったか分からなくなると、そういうふうな使い方にはならないと思っていますし、また逆に大きな目標を掲げて何か事業をしようと思ってもそれほど大きな財源が寄附として集まってくるというものでもないだろうなというふうに思っています。そういった中では大山町というものを全国にアピールしていくという、一つのそういった目的というものもこのふるさと納税の中に持たすべきだろうと思っているところでありますので、そういった中では、先ほどのご提案のように、やはり大山を核にしたやはりこの雄大な自然なり、この環境、こういったものを全国の皆さんに支えていただく、関心を持っていただくということが一つには大きな目標にもなりますし、また関心を寄せていただくということで目的が達成できるのではないかなというふうに思っております。

ただ、それだけではやはり一つの目的になってしまいますと、どうしても同じような全国の目的の中で、そういった制度を設けてPRされる方もあるでしょうし、またもっと身近な住民の皆さんに役立ちたいというふうなそういった思いをお持ちの方もいるのでありましょうから、まあ先ほど申し上げましたような例えば喫緊の課題であるその子育ての支援、われわれのこの財政の中で大事な課題であるけれども、十分に賄えないものをそういった外からもご支援いただくような、そういったご目的も持たせることも大事だろうと思っていますので、まああんまり広くてはいけませんけれど、2つから3つぐらい、幾つか選択肢も持たせながら基本に据えるのは、何なのかということをやっぱりわたしもせっかくここまでやってきました大山というものに対して知名度を考えれば、全国からはやっぱりこれが一番ご支援をいただきやすいのかなというふうに思っております。

ただ、これも国とか県の管理の中での事業で自然保護やっておりますので、そういった中でこれを充てるとすれば、そういったことにさらに付加価値を高めていけるようなそういった内容で活用できるような基金としても目的を持たせたらいいのかと思っております。早急に内部でその目的というものを詰めてまいりたいと思っておりますし、そういった方向が決まり次第、多くの方々のPRをして、大山町に関心を持っていただくようにつなげてまいりたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議員（1番 近藤介君） 了解しました。終わります。

○議長（鹿島 功君） 近藤議員の質問の終わる前に、委員長、先ほどの答弁漏れという形で、なかなか委員長、三回の質問が微妙なところがございますが、敢えて許しますので、質問漏れの箇所だけを教育委員長お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 教育長に説明させます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 先ほどの答弁の中で、言葉、管理職と申しましたが、管理者に訂正させて欲しいと思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時3分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 遠藤です。通告書に従いまして一問町長に質問いたします。大山町地域福祉計画についてお尋ねします。

地域福祉計画が策定され、安心して快適なまちづくりを進めるとあり、心強く感じているところです。高齢者保健福祉サービスの取り組みも高齢化率が31%にも達している大山町には、支援事業、予防教室共に重要となってきています。予防教室を利用している人の声を聞きました。高齢者生活機能向上（生活機能の低下防止のための筋力トレーニング）事業を利用して、大変効果があると喜んでいたら、機能が基準を上回っているため、今後生活機能が低下したら、再度申し込みをしてください、と利用中止の通知が来たと言っておられました。トレーニングをして保っている機能、若い人であれば保つことは可能かも知れないですが、高齢者にとってトレーニングを中止するという事は、どんなことか、担当者は考えたことがあるのでしょうか。

一方的な通知ではなく、相談、情報の提供が大切であると考えますが、町長のお考えはどうでしょう。

また福祉計画の中に、小地域福祉のネットワーク活動の推進とあります。20年度より実施とありました。同じ地域に住む住民同士、助け合い、協力しあって生活できることは大切なことです。それは今後どのように進めていく予定でしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは遠藤議員さんの大山町地域福祉計画についてのご質問に答弁させていただきます。

はじめに、「高齢者生活機能向上事業」についてのご質問でございますが、この事業は

今年度、「筋力を高め、柔軟性とバランス能力を向上させることと、生活の質の向上」をねらいとし、「65歳以上で事業実施により生活機能の活性化及び生活の質の向上が期待できる方」を対象として、2つの事業所に委託して実施しております。

この事業では、3カ月毎に参加状況や生活改善状況、トレーニングの測定効果等を評価し、運動機能が向上して基準を上回っている場合は、利用を終了させていただいております。

町ではこの他に、健康保持や介護予防を目的として、3B体操や水中ウォーキング等、各種の事業を展開をしておりますし、社会福祉協議会に委託し、地域の集会所等で運動やレクリエーションを行う事業もおこなっているところであります。

高齢者生活機能向上事業で、筋力が一定の基準まで向上すれば、それらの事業を利用していただいたり、公民館等でおこなわれている健康づくりに係るサークル活動や体育協会の事業やクラブ活動等、地域のいろいろな機会をご利用いただくなどして、ご自身の健康増進につとめていただきたく考えているところであります。

なお、該当の方に終了を通知した際、ご相談をいただいた方には個別に対応しておりましたが、「一方的な通知」と受け止められた方があったことは、対応が不十分であったものと反省いたしておるところであります。特に相談がなかった方につきましては、地域包括支援センターの専門職員が早急に戸別訪問し、説明と情報提供をいたします。また今後も終了を連絡する際には、文書による通知だけでなく、個別にご説明等を行うことといたします。

ところで、来年度はこの事業を、「介護予防特定高齢者施策事業」とあらため、特定高齢者を対象とした目的別の事業として、「運動機能の向上」と「閉じこもり等の予防」、これに分けて実施する予定であります。従いまして参加の要件として、健診により特定高齢者と認められることが必要となります。

次に、「小地域福祉ネットワーク活動」についてのご質問でございます。小地域福祉ネットワーク活動は、集落において日常生活を送る上で何らかの支援を必要とする方を、地域住民や関係機関・団体等の主体的な参加による福祉活動により支援していくことを目的とした、支え合いのネットワークの組織化を推進するものであります。

今年度、町が策定をした「地域福祉計画」と、これと連携して大山町社会福祉協議会が推進する協働計画である「地域福祉活動計画」では、それぞれこのネットワークの構築を目標に掲げております。その実現に向け、日頃から生活上の課題について定例的に話し合い情報交換をしたりする小地域福祉ネットワークづくりについて、社会福祉協議会と連携し、年次的に各集落に出かけて話し合いを進める予定であります。

具体的には、要援護者といわれる高齢者などに関して、区長さんや民生委員、民生児童委員さん、福祉推進員さん、老人クラブの方、PTAの方など集落の関係者が、どこに支援を必要としている人がいるか、どんな支援が必要であるのか等について共通認識

していただくため、「福祉支え合いマップづくり」を行い、さらに、自然災害や火災が起こった場合、集落の自主防災組織と連携した見守りネットワークを作っていくことを目標といたしております。当面は毎年10集落位をめどに、社会福祉協議会と一緒に進んでいきたいと考えております。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） あの、一方的な通知の受け取り方ってありますが、やはりその事業を受けている中で、もう少しいろんな形で相談ができるような体制が作っていただけたら、こういう終わるようになってから案内をいただいて、そんな取り方っていうのも少なくなるんじゃないかなって思っております。

それと町長にお聞きしたいんですが、介護予防とは、どういうふうに考えていらっしゃるか、そのことをちょっとお尋ねしたいのが1点。

それと小地域ネットワークの推進の場合、社会福祉協議会と連携しながら、年次的に進める予定とありますが、現在福祉協議会では、ボランティアをいろんな形で集計していらっしゃるんですが、やはりそういうような方たちの取り扱いっていうんですか、そういう方たちとの連携を取りながら、これを進めていく考えでしょうか。それと、ちょっと質問がおかしいですけど。今現在、社会福祉協議会とどういう形で事業を進めていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。と、いいますのはちょっとの間、チラッと大山町の職員、福祉保健課の担当の職員の方だったんですけども、福祉協議会とは連絡が取れない、というような発言をちょっと結構たくさんの方がいらっしゃる場で聞いたものですから、どのような格好で今現在進んでいるのか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。遠藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、まあ最初の一点目はそれぞれどういった経過だったか分かりませんが、今、筋肉トレーニングそれぞれに二つの事業者に委託をしているところであります。そこが指導なり検証しながらやっているところでありますので、そこからの連絡か、まああるいは町としての成果を見て、これで3カ月たって中止をさせていただきますということ、その伝え方かが、どちらの中での問題なのか、あるいはまた訓練をしながらそういったことをお伝えしながらやっていただくということの中で理解を求める方法もあったなと思っておりますが、まあそれについては、いずれにしてもこれからそういったことのないように理解をいただけるように納得していただけるような形でのお互いにやっていくということが大事かなというふうに感じたところであります。

それから介護予防とはどう考えるかということでもありますけれど、まあ、これは広くご承知のように介護が必要にならないために日ごろから生活の中で、元気でいきいきと生きがいをもって暮らしていくということだというふうに思っております。

た意味からもできるだけ自分の力で生活ができるような、そういったことに心がけていくということが介護の予防につながることだろうというふうに思っておりますので、そういった観点でいろんな場面でこれは福祉に関わらず、いろんな部分での介護予防の対策というのがあるんじゃないかなというふうに改めてわたしも思っているところであります。

それからその3点目の社会福祉協議会との協議がどのように進んでいるのかということですが、これについてちょっと私も掌握しておりませんので、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 遠藤議員さんのご質問にお答えいたします。社会福祉協議会の連携ということですが、この今町長の始めの答弁にもありましたように、この今回町は、地域福祉計画を策定いたしました。それと同時進行ですね、社会福祉協議会の方は地域福祉活動計画を策定しております。それぞれの計画にあたりましては、同じアンケートを共有し、また全町で10集落それぞれ2回ずつ出かけて、住民の皆さんと町のいろいろな福祉を含め、全般的な課題を協議させてもらいました。地域福祉座談会も一緒に開催させてもらいまして、そういう共通の題材を町の方では、町の責任分野としての地域福祉計画、で社会福祉協議会の方では、それを積極的な住民活動を中心とした民間の共同計画という位置づけの地域福祉活動計画を策定したところであります。

そしてこの今回のご質問にあります小地域福祉ネットワーク作りが、今回のお互いの計画の今回のひとつの目玉であると思っております。ですので、このネットワークの推進について社協さんと本当に一緒になって進めていくということでもあります。で、具体的な段取りにつきまして、今進めかけておるんですけども、具体的な段取りなりあるいは住民の方との直接の窓口は社協さんの方になっていただいております。現在の進行状況でありますけども、町の方としては、1月の初区長会の際に課の報告ということでごく簡単ではありましたが、区長さんに「この計画策定の報告と地域福祉ネットワークの推進を考えていますのでその場合はご協力下さい」というようなことをさしてもらいましたけれど、その後社協の理事会、私も理事でありますので、その場で社協の中の理事会で民生児童員さんと社協の福祉推進員さんが協力をして各集落での安否確認とか見回り活動等福祉の問題を早期に発見するためのネットワークを具体的に推進していくということを社協の理事会でも話し合われてその方向性を確認させてもらったところです。で、2月の17日、20日、24日にそれぞれ名和、中山、大山で民生児童員さんと社会福祉推進員さんとの合同連絡会ということでそういったような主旨を皆さんにお話を社協の方が説明されまして、わたしも名和の分には出席させてもらいましたけれど、そういうことについての高齢者の方とか障害者の方とか、地域の中での見守りが必

要な方の情報交換をその場で早速行なっておりまして、またその場ではできないところについては、また各集落で取りまとめていただくというようなお願いもされておるところです。で、まだ先ほど答弁に毎年10集落を出かけたいということですが、現在のところ3集落の方から希望がありまして、もう少しこれを進めたいというふうに思っておるところです。

それで、社協と連携、連絡がとれないということは、どういうときにどういう職員が言ったのかまだちょっと把握をしていないんですけれど、先ほども言いましたようにわたしは社協の理事でもありますし、その中で情報交換をしたり意見を出させていただいたり、また担当、うちの課では補佐がこの業務を今担当しておりますけども、お互いに担当者同士でも充分、連絡なり連携をとっています。ただご指摘があったとすれば、うちの課の中です、まだ他の担当の方にその辺の情報が充分伝わってなかったなと思っております、今後、課の中でも大きな問題ですので、このネットワークの推進について職員の理解をよく図って社協さんと一緒になって進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 今、課長がおっしゃったみたいに連絡ミスかも知りませんので、その部分職員の方、皆さんに周知徹底していただくをお願いしておきたいと思っております。で、今年は10集落を計画しているとおっしゃって、今3集落希望がある。それは全体に募集とかそういうのをされてこのネットワーク作りに取り掛かかれるのでしょうか。そういうような計画ですか。そこをもうちょっとお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。遠藤議員さんの再質問につきましては担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） お答えいたします。この集落への情報提供につきましては、先ほどご説明させてもらった中の2月に各地区で開催しました民生児童員と社会福祉推進の合同連絡会の中で、各地区の社会福祉推進員さんにそういうお願いをさせていただいたところ、これは社協の方で説明をされてそういうようなことを是非手を挙げていただければ、ということで申し上げておったところ、で、手を挙げておられるところがまだ少ない現状ですので、これからは社協さんとこちらの方とで相談をしまして、集落の方をお願いをしてですね、いろいろな状況を把握して是非ここにとするところを選定して取り組んでいただくようにしたいと思っております。以上です。

○議員（4番 遠藤幸子君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩したいと思います。再開15時35分にしたいと思います。

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時 36 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 14番 岡田です。私は3項目の質問を通告しております。通告順に沿いまして質問いたします。1項目目、新学習指導要領案の運用は、ということで教育委員長にお尋ねいたします。

文部科学省は今年2月15日に、小中学校の学習指導要領の改訂案を発表しました。

「教育基本法を踏まえた改定と言語活動の充実」がポイントと説明されております。新学習指導要領案の主な内容は、新聞によりますと、主要教科と体育の授業時間を約1割増やす。理数教科を中心とした学習内容を増やす。道徳教育充実のための「推進教師」の導入。国語、社会、音楽などの伝統や文化教育の充実。記録や論述、討論などの学習（言語）活動の充実。小学校高学年に英語を導入。などございます。

教育基本法の「公共の精神、伝統や文化の尊重」を受け、小学校での古文や漢文の音読、中学教育での武道の必須などはそれに基づいたといえます。また、国語以外の教科でも、自分の考えを表現する言語力を育成する活動が新設された。

高校1年生対象の経済協力機構（OECD）の国際学力テストで、日本の成績は毎回下落し、学習意欲も他国に比べて著しく低いという結果から、学力低下への懸念や批判が生じ、学力向上対策を最重要課題としての決定であろうかと考えられます。

ゆとり教育の狙いであった受験戦争過熱、知識詰め込み教育の反省から生まれた、思い切った多様化や個性重視の子どもたちの意欲・関心を重視した「新しい学力観」は、十分な検証を十分示されないまま否定された形となりました。

そこで、（1）教職員の増員や資質の向上、施設、整備の充実など、人的・財政的支援を行なって、学級規模も小さくし、30人学級などですが、教師が余裕を持って教えられる環境づくりが必要と考えますが、どうでしょうか。（2）ゆとり教育では、授業についていけない子どもを減らそうという素晴らしい狙いもありました。新しい指導要領案で知識の詰め込みにならぬよう、子どもたちに自信と希望を持たせる教育を目指すべきと考えますがどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） ただいまの岡田議員さんからの「新学習指導要領案の運用は」についてお答えいたします。

先ほど岡田議員から、この度の学習指導要領の改訂について、「学力低下の懸念や批判が生じ、学力向上対策を最重要課題としての改訂」「新しい学力観は十分な検証をされないまま否定された形となった」との見解が述べられました。学習指導要領の改訂につきましては、私どもの認識を初めに少し述べさせていただきます。

まず、平成10年に告示された現行の学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむについて、この理念は新しい学習指導要領に引き継がれるという点でございます。つまり「生きる力」とは、一つ目が、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとも、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であります。二つ目が、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性であります。三つ目が、たくましく生きるための健康や体力などです。

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、いくつかの課題が提起され、その課題を解決し、具体的な手だてを確立する観点からの改訂であります。

また、学力観について、教育基本法、学校教育法の改正におきましては、教育の目標や義務教育の目標が定められるとともに、学力の重要な3つの要素が明確化されております。一つ、基礎的・基本的な知識・技能の習得。二つ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、もう一つが、学習意欲であります。授業時数は増加しますが、指導内容を増やすことを主な目的としているのではなくて、子どもたちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用する学習、例えば観察や実験やレポート作成、論述など、を行う時間を充実させるのが目的であります。

教育内容に関する主な改善事項は、次のとおりでございます。一つが言語活動の充実、先ほどもございました。一つが理数教育の充実、一つが伝統や文化に関する教育の充実。一つが道徳教育の充実、一つが体験活動の充実、最後に小学校における外国語活動などです。したがって、単に学力テストの結果が低調だから学力向上をめざすとか、「ゆとり教育」から「詰め込み教育」へ転換する、ということではないと認識しているところであります。

さて、「教師が余裕を持って教えられる環境づくりが必要ではないか」というご質問ですが、岡田議員のご指摘のとおり、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保するなど、教育条件の整備が必要であると考えております。具体的には、教職員定数の改善や外部人材の活用、地域全体で学校を支援する体制の構築、施設・設備の充実などが重要であり、今後とも国や県と連携し、時には国や県に働きかけもしながら、町教育委員会としてもしっかりと学校を支援していきたいと考えているところであります。なお、教師の資質や意欲の向上も大きな要素でありますので、教育研究所を中心にしながら、研修機会の提供や研修内容の充実を図っていきたいと考えております。

次に「知識の詰め込みにならぬよう、子どもたちに自信と希望を持たせる教育をめざすべきではないか」というご質問でしたが、先にも述べましたように、子どもたちが学

習にじっくりと取り組める時間を確保することで、わかる喜びが実感でき、そのことが学ぶ意欲の向上につながるものと考えております。

将来の大山町を担っていく子どもたちが、瞳を輝かせて生き生きと学べる学校づくりに尽力していく所存でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 指導内容を増やすことを主な目的としているのではなく、子どもたちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、技能を活用する学習を行なう時間を充実させるのが目的だということでございます。危惧された懸念はございませんので、素晴らしいことだと思います。是非教職員定数の改善などもおこなっていただきたいと思います。

ゆとり教育の槍玉に挙げあげられておりました小学校算数の円周率について、現行の3.14を用いるが目的に応じて「3」を用いてできるという規定がございました。まあこれわたしたちは非常におかしいことを教育するなと思っておりましたが、今回これが3.14を用いるに変更されることになりました。当然の結果だと思っております。

それからゆとり教育の関係ですが、最近インターネットの中で、若い世代がゆとりという言葉が悪口や差別用語に使用しているという現象が生じているそうです。「ゆとり君は何何だ」とか、差別的な発言でゆとり教育を揶揄しているような、そういうことが結構使われているようでございます。まあそれはそれとしましてゆとり教育が学力低下につながったという見方が結構ございました。その点については、もう一度ご答弁をお願いいたします。

それから道徳教育、新たに道徳教育の充実ということがございます。各校の推進教員の下で、一律に内容押し付けるやり方なのか、戦後の道徳教育の考えでございました、学校教育全体を通じ、日常子どもと教員が接しながら、学びとっていくという基本姿勢は必要だと思いますが、どのような教育をなさいますか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 議長。岡田議員の再質問には、事務局の方で答えさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。岡田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。2点あったかと思いますが、ゆとり教育が学力低下につながっていないか、なったでないかというご質問ですが、必ずしもそうは言えないのではないかと考えています。ゆとりというのは、確かに教材は3割ほど削減されましたけれども、必要最低限の教材を元に、子どもたちとじっくり考えながら事業展開したいとこういう辺りでゆとりという言葉を使って、それが成熟する過程の中でいろんな課題が出てきて今回の改正にいたったものと考えております。

したがって否定されたというよりも、ゆとり教育で目指していたものを新たな学習要領を定めることによって、今後10年間、もっと具体的に取り組んでいこうかという考えかと思っておるところであります。

2つ目の道徳教育が前面に出てきたがどうかということではありますが、この背景はご承知のとおり社会規範というようなものに対する認識が非常に甘いというか軽いでないかと、こういう辺りで学校教育の中でもそういう仲間であるとか、あるいは地域社会であるとか郷土であるとか、こういったようなところを少し視点をあててですね、やっていくという、こういうその内容でありますので、わたしたちの大山町では既にそういう辺では共同教材の中に、いくばくかのものも取り組んでおりますし、その他の人権教育等でもこの辺に視点を充てて、仲間づくりというのはしっかりやっていかないけんじやないかなと思っております。道徳教育やあるいは学級指導、学級活動などで、子どもたちの集団の中でのあり方、こういうものをしっかり育てていきたいと考えているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 言語力の低下がこれに対して、言語力の向上を目指した教育はなされるようでございます。各教科にわたって、言語活動に関する項目が新設されたようでございます。言語能力の言語力低下の原因としまして、極端な例は、携帯とかパソコンの目覚しい普及によりまして、全てをメールですませしてしまう。人と人が接するような言葉で人と関わりあうというようなことが非常に減っております。

また便利な社会になり、何も話さなくても生活ができるということなどが挙げられると思います。付き合いが苦手な子どもたちが増えて、そして自分の思いをうまく伝えられず、お互いに意志疎通がうまくやれぬ、こういったことから小さな誤解を生み、それが大きな誤解となっていじめ問題に発展することも考えられます。これらのことについては、どうお考えでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 議長。この関連質問につきましても事務局の方で答えさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。岡田議員さんの再質問にお答えいたします。言語能力といえますか、言語力の低下についてどう取り組むかというご質問でございますが、おっしゃるとおり子どもたちは、メールであるとか、あるいは携帯、パソコン等で非常に安易に自分の意思を簡単に交換するという、こういう利便性っていうのは、進んでいるわけですが、しかしいざとなれば自分の考えを述べる、あるいは相手のいうことを聞く、あるいは説得する、あるいは論議するという、こういう辺り、教育の中ではコミュニケーション能力という言い方で位置づけているわけですが、こういう辺りは今後とても大

切になろうかと思えます。その基盤となるものは、わたしは幼児期からの読書ではないかと思っておるところであります。本町では読む、あるいは調べるといようなテーマで今委嘱事業も受けておりますので、保育所の時代からしっかり本を読む、そしてそういう中で自分の考えをまとめ、それを相手に伝え、あるいは相手のそういう考えをしっかりと聞くと、こういうプロセスを得て、保育所、小学校、中学校の中にそれぞれ位置づけた教育をやっていきたいと。そして言語活動、あるいは言語力を養成する活動というのはわが大山町にとっても非常に大切な領域だと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 次の質問に移ります。この質問は、20番議員さんがやられまして同じ箇所がございますので、できるだけ違った視点から質問したいと思えます。

地球温暖化対策に取り組みを、町長にお尋ねいたします。最新の気候変動に関する政府間パネル、これ国連のものでございますが、これの報告では地球温暖化は疑う余地はないとされ、20世紀以降の平均気温の上昇は、人類が作りだした温室効果ガスに起因するものとほぼ断定されました。地球温暖化は、今や人類の生存基盤にかかる最も重要な環境問題となっております。異常気象の頻発となり、影響を起こすのみならず生態系への影響、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化などわたしたちの経済、社会活動にさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されております。

福田首相は、今年1月スイスのダボスで開かれた世界経済フォーラム年次総会で、各国が関心を持つ世界経済の安定化対策ではなく、7月に開かれます洞爺湖サミットでの主要テーマである気候変動問題を選び、包括的な地球温暖化対策（クールアース推進構想）を発表されました。

いよいよ今年4月から、1997年に採択された京都議定書に基づく、第一次約束期間（2008～2012年）までですが、本格的に開始されます。日本は、1990年度の温室効果ガスの排出量から6%を削減しなければならないことになっています。この6%という数字は、2006年度は、1990年の比較で、6.4%増加しております。6%と6.4%を加えますと、実質は12.4%、このうち3.8%は森林の吸収で、1.6%を海外からの購入枠で7%となるそうですが、従いまして、ノルマの6%達成するためには、現状での排出量より7%減らす必要があります、これは非常に厳しい状況でございます。

そこで（1）自治体の政策課題である地球温暖化対策を強化するため、まずは国の「地球温暖化対策推進法」に基づき、大山町温暖化対策条例の制定や、そして実行計画書の策定が急がれるがどうお考えでしょうか。

（2）地球温暖化防止活動、これは環境省が推進しておりますが、「チームマイナス6%」

の考えを町内に広め、個人や家庭そして事業所などで、身の回りからできることから始めるよう働きかけてはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、岡田議員さんの地球温暖化対策の取り組みについてのご質問に答弁させていただきます。

まず、1番目の大山町温暖化対策条例の制定、そして実行計画の策定が急がれるのではないかというご提案なりご質問でございますが、施政方針でもご説明いたしました、平成20年度からは「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づいた、「地球温暖化防止のための実行計画」を策定をし、全職場において省資源・省エネルギーなど職員の環境意識の高揚拡大と実践に努めてまいります。条例の制定につきましては、今後、検討していきたいと考えておるところでございます。

次に、「チームマイナス6%」の考えを町内に広め、身の回りのできることから始めるよう働きかけてはどうか、ということでございます。深刻な問題となっている地球温暖化の解決のために世界が協力して作った京都議定書で、世界に約束をした日本の目標は、温室効果ガス排出量6%の削減であり、これを実現するための国民的プロジェクトがチームマイナス6%であります。

チーム・マイナス6%では、CO2削減のため、6つのアクションプランを設定しています。内容は、1番目として、温度調節で減らそう。冷房の設定温度は28度、あるいは暖房の室温は20度といった目標を定めるところであります。

二つ目としては、水道の使い方減らそうということで、蛇口はこまめに閉めようというような呼びかけであります。

三つとしては自動車の使い方減らそうということで、エコドライブをしようということでの呼びかけであります。

四つ目としての商品の選び方で減らそうということの中では、エコ製品をなるべく選んで買おうということの呼びかけであります。

五つとしては、買い物とごみで減らそうということで、過剰包装を断るなどの取り組みをしようというような呼びかけであります。

六つ目としては、電気の使い方減らそうということで、コンセントからこまめに電源を抜こうというような呼びかけであります。こういったようなことをみんなができることから実践していこうというものでありまして、議員さんご提案のとおり、広報だいでせんや大山3チャンネル等を通して啓発をしていきたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） リターナブルビンという言葉がございます。ビンの再利用ですが、牛乳ビンや今行われてますのは、牛乳ビンやビールびん、それから酒ビン

などですが、繰り返し使えるリターナブルビンは缶ビールに比べて1本500ミリリットル辺りだそうですが、二酸化炭素の排出量は、炭素換算で130グラム減らすことができる、これはビン再利用ネットワークの資料でございますが、こういうことも言われています。率先してビン、リターナブルビンを利用していったら環境改善に貢献するのではなかろうかと思えます。それから各地域、企業とか取り組みを始めております。

例えば、ジャスコ運営しておりますイオン、環境イオンですが、これは環境財団を作ってみんなで温暖化にブレーキをとるか、これは国内外で植樹運動を展開しておりますが、中国の万里の頂上付近で植樹ツアーをやるとか、あるいはフジゼロックスでは端数クラブといった、従業員らが給料の100円以下を、端数を抛出しまして、自然環境保護や国際支援などの社会貢献に寄附している。それから自治体の方ですが、滋賀県の愛東町、旧愛東町ですが、菜の花プロジェクトを大々的に進めて、菜の花から菜種、そして油を作って燃料に使う、あるいはごみの再利用ということで堆肥化など大々的に勧めているようでございます。

それから山形県長井市などは、9,000世帯あるそうですが、循環型社会を目指して、9000所帯のうちの5000所帯、街中の5000所帯を完全に、生ごみを100%回収して堆肥を作り、これを市内の農家に還元して農産物を作っていく、循環型社会を構築しているということ、まあ、あのう、企業にとってこの環境問題に投資ということは非常に社会的な評価も高くなり、企業のイメージアップにもつながります。実際にももちろん大きなPRにもなると思えます。

ですから以前からわたしも言っておりますし、同僚議員も言っておられますが、生ごみの堆肥化などは大きな貢献できるんじゃないかと思えます。非常に難しい面がありますが、それらの取り組みとか、あるいは他の再生可能なエネルギー、対応とか風力発電、あるいはバイオマスなどもっともっと進めていっていただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、岡田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、午前中の西山議員さんの質問にも答弁させていただきましたとおり、自治体として進めていく上での大きな責務といいますか役割といたしましては、やはり今のようなこの地球環境の問題というのを一人ひとりが意識をして、一人ひとりが行動に移すということから始まるんだということをやはり徹底的に繰り返しながら、皆さんに情報提供して、できるところから取り組んでいただく、そういった和を広げていくことがまずは一番大事なかなというふうに改めて思っているところでありますので、そういった取り組みをやっていかなければならないと思っております。

先ほど来ありますようないろいろな取り組み、新エネルギービジョンを作成する中で、そこでも目標を掲げて住民の皆さんにお示しをしているところでありますし、また先ほ

どご提案いただきましたようなことについてもやはりこれから町として、やはり取り組んでいくには、やはり住民の皆さんの一人ひとりの理解がないと実はできないのが現実であります。生ごみの堆肥化、わたしも長井市には参りましたし、お話も聞いておりますけれども、その区域の中でやっておられるところは、徹底的な分別、生ごみも分けてあります。でないとその生ごみを堆肥化してそれを特定の農家が使って、その農家が作った農作物を有機農作物としてそれをまた消費者としてそこに返していくという循環でありますけれども、堆肥化している工場のところは、運営は実は、事実的な運営はできないということでもありますので、市が支援をしているという仕組みの中でやっているわけでもあります。そういった投資をどういうふうに住民が理解するのか、あるいは分別についてもそういった堆肥化にならないものがそこに混ざっていることによって、全体が駄目になるわけでもありますから、そのことをどこまで徹底して、住民の皆さんが協力していくのかという、そういったようなことが必要になってくるわけでもあります。そういったことがお互いにきちっと守り、理解しあえないとそういうのが仕組みとして動かないわけでもありますので、やはりそういったことを大局的に今それぞれが何をなすべきなのか、何を目標とすべきなのか、何を課題として考えるべきなのかということを一人生の住民の皆さんにまずは理解を求めていくことを積極的に取り組んでいく中で、住民の皆さんとともに取り組めることをどんどん取り入れながらやっていきたいなというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） もう一つ環境省が進めております事業ですが、温暖化対策一村一品知恵の輪づくり事業というのがございます。これは都道府県に地球温暖化防止活動推進センターを設けて、京都議定書の第一約束期間開始に際しても、温室効果ガスの排出削減が、遅々として進まない状況か地域資源を活用したり、地域における風土、産業、文化、歴史などをいかして実践しているさまざまな地球温暖化防止の取り組みを発掘し、自治体間あるいは地域間の連携を深め、対策の効果を広めていくことを一つの狙いとしているということがございます。都道府県温暖化対策推進、失礼しました温暖化防止対策推進センター、まあ都道府県知事が広域法人もしくはNPO法人を指定することができることとされていますが、まあこのセンター、47都道府県あって鳥取県と東京都、徳島県だけが指定していないそうですが、これについてどうお考えでしょうか。まあ県のことですが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、今始めてわたしも聞いたセンターでございまして、承知しておらないと思ったら鳥取県には無いということでございますので、それで分からなかったのかもしれませんが、いずれにしても県全体の取り組みを進めていく上でのそういったことを環境省が都道府県に求めておられる

んだらうと思っておりますので、県もそういった取り組みを熱心にやっておられるんだらうと思っておりますので、また県とも協力しながら地球温暖化防止省エネ対策等については取り組みたいというふうに改めて思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 次に移ります。町長公約の達成度はということで町長にお尋ねいたします。

合併後、早3年が経過しました。国の地方財政が逼迫する中、新大山町の財政運営に苦心されていること敬意を表します。3年前、さまざまな公約を立てられて当選されたところでございますが、新大山町の礎を築くための建設、運営に当たって公約の達成度はどうか。また、大山町の将来象、あるべき姿とのずれはないか質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、町長公約の達成度はどうかというご質問に答弁をさせていただきます。

合併前に策定をされました「新町まちづくりプラン」の実現を公約に掲げて、大山町の町長に就任いたしましてから、ほぼ3年が経過をいたしました。この間、「大山恵みの里構想」を柱にすえ、公約の実現に向けて鋭意取り組んで参りました。

わたしは、所信表明でも申し上げましたし、選挙にあたっての住民の皆さんへお示した資料の中でも申しておりましたが、7つの公約を掲げてまいりましたが、その一端を申し上げさせていただきますと、一つ目は大山を核にした産業の連携であります。「大山恵みの里づくり計画」を策定し、旧町の観光協会の統合や大山ブランドづくりのための推進母体となる財団法人大山恵みの里公社を新設するなど、大山ブランドづくりにつながる観光と物産の推進体制が整ってまいりました。

二つ目としては、若者定住の環境づくりでございます。高田工業団地に企業を誘致できたことは、わたしとしても目に見える成果として思っているところでありますし、またファミリーサポートセンターの充実や地域住民との交流による特色ある保育事業の実施やふるさとに愛着をもてるような子どもたちに育てるための教材づくりなど側面的に定住を促す子育て支援策や教育環境の整備にも取り組んでまいったところであります。

三つ目としては、地域福祉・地域医療の充実であります。高齢者や障害者の方の交通手段を確保するための町内巡回バスを運行したり、地域保健福祉医療連携体制づくりの取り組みにも着手することができました。また、いつまでも安心して暮らせるまちづくりの指針として、このほど「大山町地域福祉計画」も策定ができたところであります。

四つ目としては、人にやさしいまちづくりであります。大山町人権施策総合計画並びに大山町男女共同参画プランを作成し、小地域懇談会など人権啓発の具体的な取り組みを系統的に実施してまいりました。

また五つ目としては、地球にやさしいまちづくりでありました。家庭ごみの分別も徹

底しつつあり、可燃ごみも減少傾向にあります。また、大山町新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電など自然エネルギーの活用についても町民の皆さんの取り組みを支援しながら、省エネ対策の普及と啓発に努めてまいりました。

六つ目としては、地域コミュニティの活性化であります。自主防災組織の育成などを契機に町民と行政がお互いの役割を確認しあいながら協働のまちづくりに取り組む機運は醸成されつつあるものと感じているところであります。

最後に、効率的な行財政運営についてであります。逼迫した財政状況の中、費用対効果を重要視した予算の計画的、また重点的な配分や住民窓口のワンストップサービスに配慮した機構改革などで経費節減を図ってまいりました。いずれの公約も町民の皆さんの理解と協力を得ながら進めてまいりましたので、概ね順調に進行しているものと感じているところであります。

しかしながら、数値目標を掲げた公約ではありませんので、その達成度を数字として明示することはできかねますが、引き続き、様々な角度からの点検・評価を加えながら、目標達成に向けて迅速かつ着実な取り組みを進めてまいりたいと考えておるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 6つの事業意欲的に進められていらっしゃいますので、今後とも大山町の発展に、運営の舵取りをうまくやっていただきたいと思いますが、まあさまざまな角度からの点検評価、これが一番大事だろうと思います。これの取り組みを是非是非、もっともっと強めていただきたいと思います。

それから合併してから3年ですが、町民の方々は、国の財政、そして町の財政逼迫する中で、財政の逼迫は理解しているけれども、自分たちばかり、要するに負担ばかり増えるというような不満がございます。

それと旧3町のつながりといいますか、融和がもう一つという感じがいたしますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。もちろん目標を掲げておる部分、まだ一年残っておるわけでありまして、いずれにしてもさまざまな課題につきまして、それぞれ検証しながら、やはりその状況を見定めてさらにまちづくりに向けた取り組み、しっかりやっていきたいというふうに改めて思うところであります。まあ合併をして住民の皆さん、いろんな思いがあろうかと思いません。現状がやはり変わるという中で、やはりそれぞれまた大きく変わるということに対しての受け止めがなかなか正直言って難しい部分があろうかと思いません。合併によってたくさんいい事もあっておるはずでありますけれども、なかなか合併によってこういうふうな成果が出た、良かったというふうなことを評価としていただくということはなかなか

か難しいことだと思っておりますが、いずれにしてもその合併を決意をし、そして住民みんなで力を合わせ新しいまちづくりをしていくわけでありますから、そういったいい面というものも、しっかりと見ていただいて、やはり前向きにこのまちづくりを考えていただきたいなというふうに思っています。財政非常に厳しい状況ではありますけれど、かといってえらいえらいと何もできんということではなくて、やはり必要などころにはきちっと施策を重点的に投資をし、さらには財政的に厳しくてもやはり力を合わせて、金がなくてもできることはたくさんあるわけでありますから、そういったことを住民の皆さんにもお互いに理解をいただきながら取り組んでいかなければならないなというふうに思っているところでございます。職員ともどもやはりわたしだけではなくて、そういった課題、お互いに確認しあいながら町民の皆さんにご理解をしっかりといただいて、町民の皆さんに協力していただく、一緒になってまちづくりに参加していただくということが必要だろうと思っております。そのことがやはり住民の皆さんの融和、一つのまちとしての融和につながっていくんだらうというふうに思っております。

今度、総合支所方式から、分庁方式という形になるわけであります。そういった中で、それぞれ今まで旧町の取り組みというものを一つの事業を通して、一つのセクションがその事業を集約するわけでありますから、そういった中ではそういったことの取り組みの中でお互いのそれぞれの旧町の取り組みの部分、良かったことはお互いに伸ばしていかなきゃなりませんけれども、お互いに調整すべきことも、今度はそれぞれの仕事の中でできてくるんだらうと思っております。そういったことが、また住民の皆さんにそれぞれ一つのまちとしての思いを理解していただくということに繋がるのではないかなというふうに思っております。そういった意味からも今日、ご答弁の中でも言いましたけれども、住民の皆さんの思いというのは一度受け止めて、そしてそれをその理解していただくような取り組み、そのことをしていくことが、住民に皆さんにとって一つの思いになっていくことに繋がっていくのではないかなと期待しております。これからもご指導のほどよろしくお願い申し上げます

○議長（鹿島 功君） 次、8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番議席の岩井でございます。私は3項目の通告をしておりますが、全て町長に答弁いただきたいと思っております。

始めに観光交流拠点整備事業ということで一番目に挙げております。この事業は皆さんご存知のとおり、総額1億5,000万円の予算が計上してあります。まあこれは予算ですが、いざ事業を展開するようになれば、必ず補正予算が組まれると思っております。そしてですね、2日目の質疑の日にわたしは予算のことで質問いたしました。斉藤課長から答弁をいただきましたが、6,000万の補助金が出る、それから合併特例債を借りるということで、その中の75%が交付金で返ってくるというような説明をいた

だいたと思っています。このカードを一度使ったらば、もう二度と使えんじゃないかと、あと事業する時にはじゃあどのようなことがあるのかということをおもったところでございます。それでですね、用地買収の金額といたしまして、合計してみますと5,193万7,000円の予算が上がっておるわけです。そうしますとほとんどの6,000万の補助金といいますがそれに費やされてしまうということなんですね。あの土地を補助金で買い取るようなことになるとおもうわたくしは見ました。それで国土交通省の買われる土地の見解でそういう予算があがってきたのか、そこのところ伺ってみたいと思います。

それからあの場所が本当に適地であるのかということ、それから、わたしのこれはあれですが、大山支所は交流拠点にすることはできないかということをお伺いいたしますが、以前に大山停車場線という、大山口停車場線という、開通いたしましたときにこういう資料をいただきました。これは大山支所がこちらのこの赤い枠のところにあります、わたしが見たのではここが一番交流拠点にするにはいいんじゃないかとおもったしだいでございます。と、言いますのは道路のアクセスがとてもいいということと、開けているということなんです。名和のあそこの場所が何でいいのかということをお聞きしたいと思います。

それからそういうことでわたしが個人的に思ったことだが、と思ひまして、わたしの周りの皆さんに相談してみましたところ、やはり皆さんがあそこは駄目じゃないかというようなことをたくさんの方からいただきました。やはり町民の理解もないと、こういうあれはできないと思うんですが、今現在のところではこれを進めていかれるということなんです、わたしも質問に挙げておりますので、そこのところもう一度よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、岩井議員さんの観光交流拠点整備事業についての質問に答弁させていただきます。

まず、用地取得費の予算計上をいたしております4,693万7,000円についてであります、これは予算計上にあたりましては、山陰道整備に伴う一般県道旧奈和西坪線改良工事の際の売買実例などを参考にいたしておるところであります。なお、今回の事業に関わる用地取得に際しましては、不動産鑑定士による該当地の鑑定評価を行ったうえで売買単価を設定し、地権者と用地交渉を行う考えでございます。

さらには、補償金の5百万円ありますが、これはビニールハウスの移転補償や倉庫の移転補償、その他の動産移転補償を見込んでおるところでありまして、事前に現場を調査をし、概算で積み上げたものであります。

次に、整備予定地を適地として判断した理由についてであります、第一には「大山恵みの里づくり計画」の中に大山観光への玄関口となる観光・物産・情報の総合的な拠

点づくりの必要性が謳われておりまして、そのグランドデザインには名和インターチェンジ付近が示されているところでもあります。第二としては、名和インターチェンジ付近が本町における山陰道の間接点でありまして、大山寺周辺と御来屋漁港の周辺を結ぶための山陰道の交差点となる立地であることから、観光交流拠点施設の設置にふさわしい場所であるということ、また、このことが「山陰道大山周辺利用促進協議会」の、これは住民の皆さんなり国・県の皆さんも一緒になって設置された協議会ではありますが、その提言にも盛り込まれているところでもあります。さらには、国土交通省のご理解とご協力をいただきまして、当初は名和インターチェンジの料金所予定地でありました広大な空き地を駐車場として有効活用できるということになったことなどが、総合的に判断をし、この場所に決定した理由であります。

従いまして、当該施設を役場の大山支所に整備するといった考えはもっておらないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） えー、町長にも面談いたしまして、1時間ばかりこの話はお聞きいたしております。ですから拠点を持つということに対しては、反対するものではございません。ですけれど、大山町の中にはいろいろと整備された施設がたくさんありまして、この頃になりますと、いろいろな施設がガランガランとしているという情報も入ってきておりまして、大変に危惧するところがございます。やはりあるものは利用して、その財源を浮かすということも大変有効なことじゃないかと思っております。ここの場所に新しく土地を買ったり、建物をしたりということも本当はお金があればいいことなんですけれど、こういう切羽詰まっております時期に関しましては、いろいろともっと考慮されて、本当にここでいいのか、これでいいのかという検討がなされなければいけないんじゃないかと思っております。まあ執行部の皆さんは、このことに向けてずっとかかってこられた時間がありますから、今さらここをこげにするといけんというようなことはあるかと思えますけれど、やはり再考していただければ、再考していただきたいなど、場所をですね。わたしが言った「ここでないといけませんよ」なんて言ったからといってここじゃないといけんじゃないですけど、他の場所でもいいですが、そういうあるものを利用という、施設を使うというような考えはこれからは大事なことだと思っております。何でもかんでも新しく、それは新しくした方がいいんですけど、本当に今はお金がありません。そういうことに関してわたしはひとこと苦言を呈したいと思っております。

それから、わたしは押村課長さんに、1月の臨時議会の終わった後で、押村課長さんのご案内でこの場所を初めて行かせていただきました。その時から、わたし見たときから押村課長さんに「他の候補地はないですか」と聞きました。そしたら押村課長さんは、「いや、ここだけです」という返事だったものですから。「わあ、ここにそういう拠点が

立つんですか」と言ってわたし、まあ、ここなら反対だなあと思ったしだいです。もう見た時から駄目、駄目なんて言ったらいけませんけれど、本当にここでいいんでしょうかという思いがいたしたものでございます。

町長の今の答弁では、皆さんがここが、山陰道大山周辺利用促進協議会の提言にも盛り込まれておったということなんですが、わたしたちはそんなことも知りませんでしたし、今になって聞いてみればそういう協議会の場所でもこういうところが大変いいことだと、いいところだということがあったのかもしれない。町民の皆さんに言わせれば、本当にこれが10年20年先に大丈夫なのかということをおっしゃられます。その保証はありますか。一言お聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきますが、この課題につきましては、何度となく議員の皆さんにもご説明し、そしてご意見をいただきながら、いろんな角度から検討してまいっておるところであります。今、山陰道大山周辺利用促進協議会、この提言を知らないというふうにおっしゃいましたが、大山恵みの里づくり計画ができたときと合わせてこの計画は、きちっと説明させていただいているはずであります。両方とも、住民の皆さんを中心にした組織を作っていただいて、そして大山町全体の産業の活性化を企画いただいたのが、大山恵みの里づくり計画でありますし、山陰道が開通するに合わせて、この山陰道を活用してどういうふうな仕掛をしていけば、どんな道路利用していけば、これが効果的に山陰道生きていくのか、町の活性化につながるのかということの提言をいただいた計画書でありまして、これはもう1年以上前からお示しをしておりますし、われわれとしてもそれに基づいて計画を立ててきているところでもありますので、今初めて聞いたなんて言われると、わたしどもとしても非常にそういった意味では残念に思うところではありますが、まあ、いろんな議論をされる中で、今の名和インターのところを作る意味というのは、やはり道路を利用される方、当分の間あそこから下りて来られるわけでもありますので、確かに空き施設、空いてる施設を公共施設に使うということは大事なことでありますから、当然そのことはわれわれとしてもいろんな事業をしていく中でそういった町にある今の遊休施設、土地も含めて活用するということは当然頭の中に入っているわけではありますが、かといってやはり立地条件というのが出てくるわけがあります。じゃあ、あそこに空いている施設があるからちょっと便利は悪いけど、それを使っておけやと言ったってそこに人が寄ってこなければ、それは生きていかないわけでもありますから、そういった意味では今回の目的とするものというのは、山陰道を利用してお出でになる方々に、そこから町内には何があってもどなところに行けばどういうものがあって、どういうものが大山町にあるのかということを知っていただくということを主目的とした施設だというふうに思っております。

従ってここで全てを完結する町の観光とか物産の販売とかいったもの、いろんな事業

をこの1カ所で完結をするという考え方を全くもっておりません。したがって規模的にも非常に小規模なものを考えてるわけでありませぬけれど、しかしながらそこで必要なものというのは、きちっとこの中に位置づけて、やはりやっていかななくちゃならないと思っておりますので、最低限必要なものはここに盛り込まなくちゃならないというふうに思っております。したがって物産にしてもある程度町内のもの、町内でできる物産や加工品、こういったものはやはりそこにあげるべきだと思っておりますけれども、大きな道の駅のように、ともかくいろんな商品を並べてどこのか分からないようなものをたくさん並べて賑わいを持たせるというふうなことではなくて、やはり町内のものをここで見ていただいて、買っていただき、あるいは情報を得ていただくという意味での規模のものが必要だろうというふうに思っておりますし、またここからちょっといきますと、御来屋漁港まで5分ほどあればいきますよと。そうすると御来屋漁港には、そこで取れたての魚を直売できる、これも水産事業で今、来年度整備をしようとしておりますけれども、そういった場所がありますとか、あるいは魚が食べれますとか、あるいはここから中山方面に行っていただくとまっすぐいくんじゃなくて途中で止まっていただければ、ここに「木の根神社」があつてこういったいわれ、神社がありますとか、あるいは「はまなすの自生地」がありますとか、そういったようなことを情報提供する、さらには春の時期にはそこから大山に上がっていただくと香取の方で酪農が盛んな所があつてヨーグルトの工場がありますよ、あるいはそこから鳥取に向かわれるんなら、春はここに桜のきれいな時期、今咲いていますよという情報をそこで出すとかね、そして中山の桜並木を通していただくとかね、あるいは大山寺に向かつていただくとかね、そういう種の情報でもそこで提供する中で、そこから行動を改めてまた起こしていただく、あるいは計画を変更して町内に少し時間を滞留していただくというような情報を発信をしていく必要があるんだろうというふうに思っております。当面の間、あそこが終着点でありますので、多くの方々が必ず名和のインターに下りてこられるわけでありませぬ。したがってそのところで立ち寄っていただいて、そして町内の情報を得ていただくというようなことはやっぱりあそこでなければならぬのではないかと考えているところでございます。

従つてこれから先のことを考えますと、やはり大きな施設というよりは、山陰道が全線開通した後もやはりある程度運営が可能な規模のものにすべきだろうというふうに思っておりますし、少し道の駅といわれる大きなものよりは規模の小さなものにしておるところであります。

その他の恵みの里公社がもっておりますこれから果たさなければならぬ役割とか機能、こういったものについては、例えばおっしゃるような空き施設とか、遊休施設、これを活用していけばそれはいろんな場面で有効に活用できるんでしょうけれども、やはり車で移動される方々が立ち寄りやすい、そういった場所としては今の大山のインターの下りた支所よりは名和のインターのところ必ず通られるわけでありませぬから、そこが

いいと思っていますし、また提言にもありますように、ここが真ん中でございますので、そういった意味では位置的にはいいんじゃないかと。さらにその他の大きなことを考えていく中でのまた取り組みとしては大山の周辺というのの利便性というのはあるかと思っておりますので、それはそれでまた活用の方法もまた検討は必要だろうと思っておりますけれど、まずはこの山陰道の名和インターの付近、山陰道の開通に合わせてここをまずは情報を発信していく場所としては一番適切な場所というふうにご提言もいただいておりますし、わたし自身もそのように考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 町長のお気持ちはよく分かっております。その上でいくら聞いてもわたしがいくら話しても平行線だなという思いがいたしております。それで3回目の質問になっておりますので、最後にお聞きいたしますが、この補助金の6,000万、交付金の75%というのは、このカードを使えば、使ってしまうとここであとまた事業を思いついたときに幾らでも出てくるんですか。それだけをお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。あの今回事業を予定いたしておりますのは、国土交通省の事業としての交付金事業であります。まちづくり交付金事業であります。これはその一つの計画を立てる中でその計画にあった事業に対して交付金が4割くるという事業であります。

先ほどのご質問の中で少しご誤解があるかもしれませんが、この1億5,000万に対して6,000万を土地代に使ってしまうという話でございましたが、そうではなくて土地代も含めて全体の事業に対しての4割でありますから、土地についても4割、建物についても4割ということになるんだろうというふうに思っております。で、これについては実は範囲を設定しながら事業計画を立てればいろんな中での交付金、国交省事業があるわけでありまして。今回の目的とする地域、これエリアを、一つのエリアを定めてその中での事業計画を立ててやる事業でありますので、例えばその地域の活性化を考える中で、別なエリアを設定した中でそこのまちづくり計画を立てる中で事業計画が成り立って行って認められればそれはできるわけでありまして。同じような事業、例えば大山地区、地域でやるとか、あるいは大山町周辺でやる、中山町でやる。それはこの事業としてはあるわけでありまして。従って交付金事業というのは一つの昔の補助事業でありますけれど、交付金事業の一つ、これを今回計画書を作って計画を立てて、名和インター付近、あの周辺と御来屋周辺と、この地域の周辺を一つのエリアとして活性化計画を立てる中で事業採択をいただいてそれに取り組むものであります。

従ってこのエリアの中で同じような施設をまた造ることはできませんけれど、同じような事業造ることはできませんけれど、別のエリアの中で町全体を考えながらそういつ

た計画が承認され、晴れて承認されればそれはまたできるものだというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 次の質問に入ります。次は、大山町診療所の存続についてでございますが、お医者さんが決まりまして、本当にほっとしたところでございます。助かって住民の皆さんは喜んでいらっしゃると思っておりますが、そのですね、事後処理の問題が大変でございまして、あそこには、職員が18人の体制で取り組んでもらっておるようでございます。その処遇はどうなるのか。18人全員のめどは大丈夫かということとそれから、入院患者は3カ月の間に転出しなければならないということで、これも大変でございます。受け入れ先がなかなかないんだそうでございまして、大変でございますが、町長のお考えを聞きたいと思えます。

それですね、18人全員は解雇ということで、局長が直にお伝えに行かれたそうでございます。最高の責任者である町長は、何故行かれなかったのか。町長さんが都合が悪ければ副町長さんでも行かれて、そういう主旨を説明されなければいけなかったんじゃないかと思うわけでございます。なかなかこの問題は奥が深くて、わたしも質問するかしらないかということで、随分迷いましたけれど、住民福祉から言いますと町長の心が離れてしまってるんじゃないかという思いがしてきました。大げさな言い方かもしれませんが、今ここで解雇されるということの重み、それを通告された身にとってはとても大変なものです。町長が行かれて本当に説明されなければいけなかったんじゃないかとわたしは思いました。お年よりも、そりゃあ説明では、町長さんの説明ではインターもついてるし、高速があるから米子の病院でも町内の施設もたくさんあるから、あそこここにという説明を受けましたが、いざとなってみれば、受け入れる側もそんなに手を開けて待ってるわけじゃないでして、病人を病院から受けるということは大変だそうでございまして、本当に空きがあっても入る人はいいいんですが、病気を抱えていてしかしそれも重症であったりしたら、病院側もちゃんと空いていなければ受け入れてくれるところがないということの実態があるようでございます。それは局長が行かれて十分に説明を受けられたかもしれませんが、悪いですけど局長さんには決定権というのがございませぬから、聞いて帰られて町長さんに報告されたり、ということになってくると思いますが、やはりある場面の大事なところでは町長が出向かれて行かれなければいけないかと思っておりますが、町長この大山診療所のことで何度足を運ばれましたか。まあもし都合が町長さんが悪かったら副町長さん何度行かれましたか、お聞きしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの大山診療所の存続についてのご質問にお答えいたします。

町民の皆様や議員の皆様にご心配をおかけしておりましたが、平成20年4月から大山診療所に勤務いただく医師が内定をいたしたところでございます。

医師の内定に伴いまして、4月から医師の負担の軽減などをはかるため、一般病床10床、介護病床9床の入院を廃止し外来診療だけにしよう準備を進めているところであります。

医師の交代と入院の廃止に伴いまして、職員は6月末を区切りとし、7月から新任の医師のもと新たな体制でスタートする予定であります。この状況につきましては、議会、更に職員と同時に伝えるべきだろうということの中で、わたしどもは議会の全員協議会の場でご説明させていただきました。同時に同じ時刻に事務局長がそれぞれ職員にそのことをお伝えしているところであります。したがって、今議会中でもありますので、職員の皆さんにご理解がいただけないようでありましたら、われわれとしてもまた足を運んで説明をしたいというふうに思っておりますけれど、いずれにいたしましても4月入院、入院施設を維持していくことは困難な状況でございますので、したがって現在の職員の皆さん方にはそれぞれの状況というのをお示しをし、ご理解いただいて対応していかねばならないというふうに思っております。18人ということでしたが、実際14人の嘱託職員がおるわけでございますので、この職員につきましては6月末までの雇用については確約をいたしておるところであります。そういった臨時の職員さんを含め、職員さんの皆さんの再就職先につきましては、職員皆さんの意向を聞きながら、できるだけの支援をしていきたいというふうに考えておるところであります。もちろん、その職員の中には、改めて7月からこの大山診療所の職員として採用するというのも当然考えておるところであります。

また大山診療所には、現在一般病床に8人、介護病床に6人の患者さんが入院をしておられるところでありますが、入院中の患者さんにつきましては、ご家族の方などに入院を無くすに至った経緯などをご説明申し上げ、それぞれにご理解をいただき、転院先などをご紹介し、5月末をめどに転院を完了したいと考えておるところであります。

いずれにしても、外来診療が何とか引き続き継続できるように医師の確保ができたということは、このことは大変わたしどもとしては胸をなで下ろしておるところでございますが、住民の皆さんのこの今の医師不足の現状等ご理解いただきながら、この取り組みにご理解を頂戴したいというふうに改めてお願い申し上げます。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） ちょっとその前に、皆さんにお断りいたします。本日の日程でございますが、このまま行きますと5時過ぎますが運営上継続したいと思います。終わるまで一般質問したいと思いますので、延長をお願いしたいと思います。それでは岩井議員。

○議員（8番 岩井美保子君） 全員協議会の時間に説明をいただきました。同時に局長が、大山診療所の方に説明に上がられたということでございましたが、そのあくる日ですね、日本海新聞にこういう見出しでバーンと出ましてですね、目処が付いたということで。それで大半の皆さんはよく分かったと思います。お医者さんが来るだけ入院施設は無くなるんだなということのあれは分かったと思います。ですけれど、やはりそれは分かったんですけれど、早く町長が出られて、大山診療所に行かれてその気持ちを話されんといけんかったじゃないかと思ったしだいです。それは、大変お忙しいのは分かります。ですけれど、やはり皆さん頑張ってここまでお仕事してくださったにも関わらず、いついつから解雇ですよなんて、パチーンと言われてもですね、やっぱり心はどこにあるのと、みんな思ってるんですよ。そういうことですから、早速にでもいかれんといけんと思いたしますが、よろしくお願ひしたいと思いたします。

それですね、この3カ月のうちに入院患者は出るということで話がしてあるようございしますが、その説明会と言いますか、で、個々で町長さんなりが家族の方には話しておられると思いたしますが、明日の夜6時から大山診療所で説明会があるんです。そうですね、局長さん、そういうことになっております。その明日の夜ですよ、それまで何故もっと早いことしならんかったのかと。していただけなかつたのかと。もう後何日もありませんよ、本当に、今月の3月31日までといたしますと。そういうね、何か思いたすど心が離れてしまっているからこういう事態になるんじゃないかと。もうちょっと執行部の方々は真剣になって住民福祉、頑張っていただかなければ、みんなの気持ちが離れてしまつて大山町から、本当に大げさな言い方かもしれませんが離れますよ、そういうことでは。わたしはそういうことではいけなから、本当に住民福祉に心を持って接しなくてはと思つております。町長のもういっぺんの決意をお願ひしたいと思いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの再質問に答弁させていただきます。非常にわたしとしては残念な思いで今の岩井議員さんの質問を聞かせていただいているところであります。職員の皆さんなり入院の患者の皆さん、あるいは大山診療所を利用しておられる皆さんの思ひ、これにいかに応えるがために、わたしは今までだいぶこの問題努力してきているつもりであります。医師を確保するということは大変難しいことでもありますし、また医師の方、今回お出でいただく医師の方の立場もあるわけであります。そういった中で、やはり公にする時期というのがあるわけであります。今も向こうにお勤めであります。いろんなことを協議をしながら進めてきております。何人も今までお医者さんに当たってまいりました。いろんなところに医師の紹介をいただいたり、あるいはいただいたところにお会いしたり、いろいろしてまいりました。でもなかなか正直申し上げて大山診療所に来てやるという医師は、ありませんでした。そういった中で、情報を見て、大山の診療所で自分がやってもいいということをお申し出いただいたのが、

今度お出でいただく田中医師であります。その方とのつめる中で、これもいろんな条件とかいろんな課題があるわけでありまして、そのことをつめながらわれわれとしては、何とかお出でいただくような体制作りに努めてきたところでもあります。そういった状況の中で、当然入院設備ができなくなれば、職員の皆さんも数がそこまで要らなくなるわけですから、それは一応ご理解いただいて退職いただくということをしないと、必要以上の職員を配置をして、診療所の運営ができないわけですから、そのことは申し上げなければならないというふうに思っていますし、当然入院している患者の皆さんにとっても、入院設備が維持できなければ、当然どこかに転院いただくか、退院をいただくような、そういったことをしていかなくちやならない課題があるのは十分に承知はいたしております。

しかしそのところを、職員の皆さんや患者の皆さんにお話をして、これでどうでしょうか、いいですかということをご相談をしながら医師の確保をしていくというようなことはできる状況にはなかったわけですから、したがって公に発表ができるという段階の中で、議員の皆さんと合わせて、同時に職員の皆さまに、こういう経過でございますので、こういうことでという説明を局長がしたということでありまして、それを以前に職員の皆さんにこういうことだということの説明をするわけにはなりませんし、また入院している患者の皆さんや家族の皆さんに、こうでありますということを説明するわけにはならないわけでもあります。新聞に出ましたのは、当然、議会への正式な全員協議会で説明いたしましたから、そこに記者が同席をしておりましたから、そこで当然あくる日、記事になったということ。要はそういう形で議会の皆さんなり職員の皆様に説明をすればそこで公になるということでもあります。

したがってそこまでは、公にならないようにしながら、何とか確保するためにわれわれとしては努力をしてこうしてきているわけでもありますから、そのことを言うのが遅かったとか、もっと事前に説明しろって言われてもできないわけでもあります。それだけの苦勞をしながら、何とかそれでもこの外来の医師として来ていただける先生が見つかった。それなのに入院がしていただけないから、先生じゃあお断りしますと言ってお断りした場合に、診療所に、大山診療所に今度は医師すら確保ができなくなるというそういった状況の中でどう判断をしていくか、そのことはわたしとしても非常に苦しい決断ではありますけれども、ただ少なくとも大山地区の大山診療所の役割というのは大きいと思っていますから、そこに外来の診察がきちっと安定的にできるという環境、そのことをまずは今のこの医師不足の状況の中では優先せざるを得ないという判断をさせていただきました。それ以上のわたしとしての判断はできなかったということでありまして、あの時点で入院が見ていただけないなら先生お断りしますということが本当にわたしの判断として良かったのかといわれれば、わたしはそれは返って大山地区の医療を行なっていく上での住民の皆さんの安心感を保っていく上では、わたしはこれはこの判断とし

ては、わたしは最善の判断をしたんだらうと思って自分自身おりますし、これしかなかったのかなという、そういった思いであります。

そういった中で、もちろん職員の皆さんや患者の皆さんにご迷惑かけます。しかしながら今の状況というのは、ご理解いただく中でわれわれとしてはできるだけ転院先であったり、あるいは再就職先、そういったことをしっかりと探してご支援していただくこと、これがこれから私がやらなくちゃならない、一番重要なことだらうというふうに思っています、それは精一杯取り組んでいきたいというふうに思うところでございます。どうかご理解いただくとともに、もし入院でもやってやるという岩井議員さん、そういったお医者さんがおられるようでありましたら、ご紹介いただければわたしもそういった対応を早速にとってまいりたいというふうに思うところであります。それだけ、大変な状況の中で何とかここまでこぎつけたということをどうかご理解を重ねて住民の皆さんも含めていただきたいというふうに願うところであります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） わたしの言い方がまずかったかもしれませんが、この新聞に出る以前に説明しなさいということではなくてですね、この新聞に出てしまったから皆さんはこれで承知をしたんですよ、住民の皆さんはこれで承知をしたんですよねということだったんです。えらい言葉足らずで申し訳ございませんでした。それでですね、町長の気持ちはよーく分かります、ほんにそれが本当だと思っておりますし、今度新しく来ていただく先生が決まりまして、わたしたちもほっとして、ああ良かったなと思っておるところでございます。

あの、次に入らせてもらっていいでしょうか。はい。

次に3番目の3項目目でございますが、職場でいじめがあるのかということをお聞きしたいと思います。

私は以前、平成17年の12月議会だったと思いますが、児童生徒にいじめはないかということで教育長に質したとことがありました。それに関連いたしまして、職場でのいじめがあるんじゃないかということが耳に入ってきましたので、いじめ問題はなかなか見えてこないこともあり、的確な情報を得ることは大変困難であります。

だがそれを見逃しますと、重大なことが起きてから知ることになってしまいますので、これは一般的な例であります、本町では、同和対策、人権対策に力を入れておりますので、いじめがあるなんてとてもわたしには信じられないという気持ちでありました。町長の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岩井議員さんの職場でいじめがあるかどうかというようなご質問に答弁させていただきます。

各職場の管理は所属長が行っているのが現状であります、いろいろな問題が発生し

た場合で所属長で解決できないことがあれば、上司に報告協議がなされると思っております。また、職員組合との労使協議の中でも問題が発生すれば、その問題を明らかにし解決に向けてお互いが対等の立場で協議することといたしております。

また、職員に対する人権・同和問題などの解決に向けた取り組みは以前から重要な課題として取り組んできているところでありまして、職場内部での問題があれば、所属長の責任において逐次解決がされてきているものと考えておるところであります。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解いたしました。終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩したいと思います。再開を5時10分にしたいと思います。

午後5時2分 休憩

午後5時11分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。最後の質問となります。11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 11番議席の諸遊でございます。最後の一般質問になりました。執行部の皆さんも議員の皆さん、そして傍聴の皆さんも多少お疲れでしょうですので、気に入れて質問しますので、わたしより気に入れて答弁をよろしく、農業会長よろしくをお願いします。

まず始めに、遊休農地解消について答弁を求めたいと思います。中国のギョーザ事件が大問題になったように、安全な農産物を食べたいという国民の要望に反比例しながら、年ごとに進む遊休農地、耕作放棄地解消について、遅ればせながらやっとな国も県も本腰で取り組む姿勢になったようでございます。

先日2月27日ございました。県や県農業会議主催で遊休農地解消事例研究会が米子コンベンションセンターで開催されました。この研究会に農業委員の皆さん、そしてわれわれ議員の皆さん、役場の職員さんもたくさん参加しておられました。

国では、昨年11月に耕作放棄地解消の基本方針が示され、5年後をめどに放棄地ゼロを目指すとあります。耕作放棄地の解消に向けた具体的取り組みフローを見ますとまず第一に、耕作放棄地の現状把握、そして二番目に耕作放棄地解消ガイドライン、三番目に耕作放棄地解消計画の策定、そして四番目に耕作放棄地解消の推進、最後に五番目に耕作放棄地解消状況の確認及び公表と記してありますが、わたしは農業を営むひとりといまして、遊休農地解消に取り組む具体的な施策、政策が非常に乏しいと思うわけでございます。いかにも公務員が考えたような案でございます。

それよりも何よりも、遊休農地を解消するために、解消するためには復元費用がいるわけでございます。その復元費用に対してどの程度、つまりどの割合、国が見るのか、県が見るのか、そして町または個人がどのような割合で負担するのか。それが肝心では

なかろうかと思っております。そしてその復元して元の農地に戻ったら、町としてまた町の特産品と合わせてどのような作物の作付け指導していくのかなどがより具体的な施策が示されるべきであるとわたしは思っております。

今現在、日本の耕作放棄地は、39万ヘクタール、鳥取県の総面積が35ヘクタールとわたしは記憶しています。鳥取県の総面積よりも日本各地で投げられた荒れた農地がよけあると、たくさんあるということでございます。町内の耕作放棄地は、農業委員会が今年の2月調査をされておられます。畑を中心に33ヘクタールあると発表されております。わたしにしてみれば、これは甘い数字でないか、もうちょっとあるではないか、この倍ぐらいはあるのではないかと考えておりますが、それはさておきまして、今後、農業委員会としてどのように耕作放棄地に解消のため取り組むのか、そして町として、農業委員会と一緒にどのような姿勢で取り組んでいかれるのか質したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 農業委員長。

○農業委員長（田中 定君） 田中定でございます。ただいま諸遊議員さんの遊休農地解消についてのご質問に答弁させていただきます。

農業委員会では、一昨年、昨年と2カ年かけて、町内の遊休農地を把握するために調査を実施いたしました。その結果、ご質問にありましたとおり、町内で33ヘクタールの遊休農地を確認しました。この遊休農地の大部分は、国営事業で畑地造成工事を行った場所でございます。水田につきましては、中山間地等直接支払い制度の補助事業により、遊休農地の発生はほとんどみられませんけれども、遊休農地の大部分である畑地につきましては、適切な事業等がなく対応に苦慮しておるところでございます。

畑地の遊休農地の多くは、梨の棚や木がそのまま残っておりまして、耕作に支障をきたす状況でございます。農業従事者の皆さんも高齢化し、後継者不足などで、あと5年もすれば現在の何倍の遊休農地が発生するのではなかろうかと懸念をいたしております。

現状を農地に戻すことは容易ではございませんが、農地の所有者に自分の土地だからどうしてもいいということではなく、農地は適切に管理をしなければいけないということ、意識の啓発が必要であろうかと考えております。また、これ以上遊休農地を増やさないための活動として、パトロール・広報活動・農家相談を行ってまいりたいと考えております。現在ある遊休農地については、特定法人貸付事業などで法人への貸付を行うことにより大規模な解消及び生産性の向上につながる、一つの方策とも考えております。

山陰道の開通により交通のアクセスが良くなり、法人の農業参入につきましても、本町を含め、他町村でも相談を受けるようになってきております。

そのなかで、「大山」というブランドの力の法人の誘致を行うなど、農林水産課等と連携をとりながら遊休農地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、遊休農地を解消するため、復元費用に対しての負担の件でございますが、現在「耕作放棄地解消の方策」としては、担い手アクションサポート事業、強い農業づくり交付金事業、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業などで取り組めるようになっております。

しかし、解消の方策を進めるため、組織をどうするのかあたりまえが議論されていない状況であります。今後関係機関と協議を行い、その方向性を見出したいと思っております。その中でどのような作物が適当であるかなどについての選択肢も議論が必要かと考えております。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、町長からの答弁はないですか。あ、いいんですか。まとめて。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。町長の答弁が。

○議員（11番 諸遊壊司君） 本当は欲しいんですけど、あ、追及でしますので、その時になら答弁をもらいましょう。用意してないなら。はい、議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長が今1回目の答弁をされんということにして、追及で欲しいと思えますけれど、町長は絶えず大山町は農業と観光のまちだと言っておられます。ね、今日も言うておられましたね。わたしも事実そうだと思います。ですけれどもね、町長。これまでいろんな議員が、合併して3年間、今日も川島議員もおっしゃいましたけれど、農家にいろんな助成がしてもらえんかと、町単独の助成が無いものかと、過去にいろんな議員がおっしゃいました。ところが町長の答弁は、一生懸命頑張るけれど、国や県の制度にないものは、つまり国や県の制度にあったものはするんだと、何かあって国が何ぼの補助、県が何ぼの補助、町が何ぼの補助をなさいたいということには積極的にするけども、単独の助成は考えていないという答弁であったとわたしは思っております。うそですか。うそなら結構です。で、わたしはね、この農地解消、遊休地、遊休農地解消にどううすればいいかと思ったわけです。今農業も漁業も観光業もみんなが苦しいです。苦しい中でまんだ苦しいのは、こういっちゃあ失礼だかもしれんですけども、建設業が一番苦しいと思っております。ね、で、例えば、一反のその荒れた田んぼをきれいにする、元通りにする。これを例えば5万円掛かるとします。これを地元の建設業さんをお願いする。もちろんそのどっこも荒れたところを直すではなくして、復元するのでなくして、土壌がいい、ね、それから道路の便利がいい、傾斜があまり無い。そういうところを作りたいという農家が希望されたならば、これを農業委員会を通して希望されたならば、町は独断でも単独でもすべきではないかと思っております。で、そのことを町内の建設業をお願いされることによって、建設業の仕事も増えます。建設業の雇用も増えます。そして農家は、例えば今大山町の特産になっておりますブロッコリーもあります。今、芝もだいぶん復活して勢いがついております。また新たな、

うーん、落花生ですか、こういうのを検討もありますね。それからわたしがいつも言っております菜種なんか、菜の花、そばも特産品になりつつあります。こういうものを希望があると。ほ場には町単独の費用を投じてでもすべきではないか。これも川島議員がおっしゃいましたように、これはあそこの滋賀県の何商人でしたかな、近江商人、ね、三方よし、農業もよし、農家もよし、建設業もよし、そして町も遊休農地が解消してこれもよし、そして農家がそこで儲けることによって、所得が向上して税金も入ってくる。これはみんながうまくいくわけじゃないでしょうか。こういうご決断をもう町は単独の費用は出さないではなくて、出すときには出す。これが本当の農業町だとわたしは思うわけですがけれども、町長はどうでしょうか。この件について、委員会の会長にもどうか聞きたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。わたしは決して、町が単独で農業の支援はしないというふうに申し上げたつもりはございません。ただ、こういう財政状況の中で、何もかにもお金を配るといような補助のあり方はどうかと申し上げておるわけでありまして。従って農業の振興をしていく、そういう方の中で、農業だけが大山町だと思っておりますので、農業・漁業・それから商業・工業、全て産業がうまく有機的に連携することによって、それぞれが相乗効果を上げていく、その核として大山という大きな観光資源があるのではないかと常々申し上げておるところでありますので、そういった意味からも農作物への付加価値を高めていく、そういった取り組みということで農業の所得の向上につなげていく、生産力の向上につなげていく取り組み、これは全体の大山町としての農政の取り組みであります。これは決して国や県の指示で行なっているものではありませんし、国や県の助成で行なっているのではないわけでありまして。ただ少なくとも今ある制度、国や県が持っている制度は、しっかりと活用して欲しいということをお願いしております。従って個々に今日もございましたけれど、零細農家に苗代を出すとか、あるいは個々の作物に補助金を出すとか、というような形の中で支えていくということが本当に農業の振興につながっていくのかというと、わたしはそれは非常に疑問に思うところであります。

ただ、今おっしゃいますように、遊休農地、耕作地が増えてきているのも現状であります。ただこれを解消していくというのは、当然これは農業の振興だけではなくて、やはり大山町の美観、環境を守るという意味でも大事なことだというふうに思っておりますので、そういう遊休農地の解消、荒地を解消していくということは、これは町として積極的に取り組んでいく課題だというふうに思っています。これは町どころか国をあげて県をあげて、今大きな課題になっているところであります。これも単に荒れている農地を耕作をして、ほ場として使える農地に復元したとしても、そこに作付けをし、所得を上げていくということが、農業の振興の中で成しえていかなかったら、結局また荒れ

て同じことの繰り返しになるわけでありますから、やはりこれは全体のその農業振興の中でやはり農地が足らなくなるぐらいな、ある意味では施策を展開していくことが必要なんだろうと、なかなか難しいことではありますけれど、一時は今荒地になっている農地のほとんどが、先ほど農業委員会長が申しあげましたように、農地が足りないということで開墾して、隣地を開発した農地が荒れているというのが大きな要因になっておるわけでありますので、やはり、その一つの要因としては、わたしは農業をしたい人と、農地を持っている人、農地の所有者と農業をやりたいという人が、うまく農地の活用ができていない中で、やはり農業がやりたくても農地が無いから新たに農地を作ったりせないけない時代もありましたし、農地が、持ってるけれども、よう作らるので、荒れたままになっていることもあるんだらうと思いますから、農業振興の中でそういった作物の付加価値を高めることと合わせて農地の流動化というものをきちっと進める中で、新規の参入のしやすい、農地を求めやすいような環境を作っていくこともこれは大事ではないかなと思っておるところであります。そういった環境ができていく中で、本当に農業をやりたいくてこの農地を求めた中でそこが荒地になっている。だからこれを整備するのでの支援をとということでありますから、そういう積極的な前向きなことについての支援、これは考えていく余地が十分にあるのではないかなというふうに思っておりますし、また叱られるかもしれませんが、国や県も今そういった遊休農地についての要は解消に向けての補助事業、いろいろ仕組んで事業、仕組んできております。そういったところにのるばかりではなくて、おっしゃるように、町としても、そういったような農地をやりたい、使いたい、荒れているところを何とかしてやりたいというような、そういったお申し出に対して、応えていけるようなこともちょっと仕組みとしては考えていく必要があるのかなということもわたしも感じておるところであります。ただしそれは永続的に耕作がなされ、所得が上げられていくことが前提になろうかというふうに思っています。わたしの方からは以上であります、

○議長（鹿島 功君） 農業委員会会長。

○農業委員会長（田中 定君） 諸遊議員さんの再質問に対してわたしの分かっている範囲内でお答えをしたいと思います。

予算につきましては、あまり私は金に縁のない男でございますんで分かりませんが、遊休農地解消について予算が必要かどうかという問題、それから確かに予算が必要でございますけれど、果たしてそれが解消できるほどの予算が付けられるかどうか。まあ、わたしが言うまでもなく、議員さん、一番ご承知の通りでございますが、大山町の財政も非常に楽な方ではございません。ですからそれよりも、できれば国の予算で、そういう遊休農地を解消していく方が一番ベターではないかと思っておりますけれど、関連になりますけれども、先のコンベンションセンターで行われました遊休農地の解消事例の一つに、牛の放牧というのがございました。議員さんもお出席でございますので、ご承

知のことでございますけれども、しかしながらあの事例には、予算的な裏付け報告等がございますので、非常にこれが果たして一般農家の皆さんが受け入れできるだろうかと疑問に思っておるところでございます。

そして、国営で造成した関係でございまして、転用もままならず困っているところがございますけれど、わたしは建前は捨てて、現況をよく把握して、そして森林等への転用を認めさせて、そうすれば今問題になっております地球温暖化にも少しでも貢献できるのではなかろうかと考えておるところでございます。

水田のいわゆる遊休農地、僅かでございますけれども、方法は、諸遊議員さんはじめ、認定農業の皆さん、そして担い手であります、担い手の旗頭であります諸遊議員さんがそうしたところをどんどん借りて、そして作っていただければ、そうすれば非常に解消につながることは間違いないと考えております。それだけのメリットがある、現在の農業政策ではなかろうかと思っています。

先ほどの質問の中に公務員の考えた政策だということを言われました。しかしながら、議員さんに反発するわけではありませんけれど、今の政策こそあなた方が一番恩恵を受けておられるではなかろうかと、わたしは考えておるところでございます。十分に意に沿わん答弁だったかもしれませんが、以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 答弁にね、耕作放棄地解消方策として、担い手アクションサポート事業とか、強い農業作り交付金事業、農山漁村農山下村活性化プロジェクト交付金事業などがあるとおっしゃいました。実はね、2月27日、その研究会がすんでから、米子振興局の足立局長と本当にこんな資金があるのって言いましたら、実際遊休農地、荒れた田んぼを復元するための費用は、はっきり言ってないですわ。これが実際です。いろんなことを書いてありますけども、実際はこの資金が、荒れた農地を作るための資金でないようです。これが事実でございます。ま、それを言うておきまして、まあ町長がおっしゃいましたように、会長がおっしゃいましたように、農地が荒れたのは訳があるわけです。訳があるわけです。その訳は、結局何を作っても儲けにならんから農地が荒れたわけでございます。これは誰もが分かっていること。そういうことです。

ところがね、発想の転換といいますでしょうか、逆転の発想、つまり今大山町は特産品を作ろうとしておられます。ね、従来あるブロッコリーとか、梨、芝、米、それはもちろんのこと、新たな特産品を作っていこうと頑張っておられます。特産品にはね、やっぱり有機無農薬が必要なんです。そげせんとなかなか特産品になりません。そうする意味で今現在のほ場を有機無農薬農場にするにはなかなかハードルが高いわけでございます。その点、この何年も何十も荒れた田んぼは、すぐ、すぐっていうわけにならんかもしれんですけど、短期間で有機無農薬に取り組むことができるわけでございます。

決してこれは、大変だ、大変だでなくして、国や県そして町の力強い助成があれば、

そしてもちろん農家のやる気があれば、これを解消して特産品に一番近づける、有機無農薬の特産品が一番できやすい状況だとわたしは思っております。

そしてもう一つ、今度は農業委員会長に、農業委員会は、ね、これ以上遊休農地を増やさないための活動して、広報活動や、農家相談を積極的にしていきたいというご答弁でした。誠にその通りです。農業委員会も議会も、われわれ一生懸命仕事をしているつもりでございますけども、そのことが町民に分らなければ、一体議員は何をしておるだいや、農業委員はなにしておるだいやということに成りかねないと思っております。是非ともこういう立派なことを掲げておられるならば、町報ですか、町報に今現在農業委員会はこういうことをしてるんだということを積極的にアピールされて、アピールされたからには、積極的に実行されて農業解消、農地・農遊地解消のためにご努力願いたいと思います。ご答弁町長と委員長お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、先ほど答弁申し上げましたように、そういった農地を活用して、遊休地でも活用して意欲的にやっていこうというような取り組みに対しましては、町としても仕組みづくり考えていく必要があるのかなということを答弁をさせていただいた、その通りでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 農業委員会会長。

○農業委員会長（田中 定君） 再質問にお答え申し上げます。先ほど農業委員会の仕事が皆さんに理解できていないということでございます。私もそれは、痛感しているところでございまして、先の区長会の席上で、農業委員会の報酬が高いでないかというような批判も受けたわけでございますけれど、これはひとえに広報活動、一般の皆さんに農業委員会の活動が理解されていなかった点であろうと反省をしております。それはひとえに私の不徳の致すところでありまして、深く反省をしているところであります。そして先ほど申し上げましたように、皆さんに理解をしていただくために、各地区中山、名和、大山それぞれの地域で、月1回ずつの農家相談をするように、事務局を含めて検討をしておりますし、そして広報活動でございますけれど、予算的なものもございまして、農業委員会だけの広報紙を出すことは困難でございますので、町報の一隅をお借りしまして、そうしたことについて農業委員会の活動について皆さんの理解を深めるように努力をいたしたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 次の質問に移りたいと思います。

大山賛歌体操の普及について意見を述べたいと思います。このたび、大山町では健康づくりや介護予防に役立たせるため、町民愛唱歌「大山賛歌」のメロディーに合わせ、2種類の体操が製作されました。考案に携われました関係者各位に心からの感謝と敬意を払いたいものだと思っております。

構成は、広報の1月号に載っておりましたように、高齢者向けの「介護予防編」と若い世代向けの「健康づくり編」の2種類がございます。それぞれの体力や症状に合わせる工夫がされております。

2月の中旬、高麗地区にコミュニティーセンター祭というのがありまして、そこに福祉課長の戸野課長が指導員で来ておられました。教育長、教育次長も一緒に踊りましたけども、皆さんが本当にいいものができたなと喜んでおられました。このせっかくできた「大山賛歌体操」をより多くの町民に愛着をもって親しんでもらい、そのことが健康づくりや介護予防につながり、町全体の健康度が向上し、ひいては高齢化比率、今現在31%ですね、これがだいたい1年間に1%ずつ上昇しております。また国保の医療費も年平均7%、平成14年から18年の5年間で28%医療費が上昇しております。平均で割りますと7%上昇しております。金額でいいますと、18年度は18億9,000万。1年間にだいたい1億円ずつ医療費がアップしているということでございます。

この体操を全町民に普及することがわたしは急務、急ぐことではなかろうかと思うわけでございます。町では、地域で行なう健康教室や各種イベント、ケーブルテレビ放送で紹介し、普及に努めるとありますが、もう少し積極的に、例えば体操の講習を受けたら、インストラクターのDVDやビデオテープを講習終了証という形で無償配布されたらいかがなものかと思うわけでございます。何故ならば、これこの体操できたらすぐしようというもんじゃないようでございます。戸野課長もよくご存知ですけども、下手な、見よう見まねで下手なことをされると余計筋肉が痛むからきちんとした講習を受けてから皆さんに町民に広めてくださいという考案者の考えだそうでございます。そうですね、課長。はい、はいって言うておられますよ。でね、そのDVDやビデオテープがいったい幾らぐらいするのって尋ねてみました。職員250名おられますけれど、その中で一番詳しい観光課長の福留課長、この人は詳しいですね。聞きました。だいたい500円から600円で一本できるじゃないかということでございます。1,000本作って50万、60万、仮に2,000本作って100万ちょっとです。このことによってね、皆さんにこの体操が広まれば、わたしはね、みやすい投資だと思うわけですけど、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは諸遊議員さんの大山町賛歌体操の普及についてという質問に答弁をさせていただきます。

まず大山賛歌体操の普及についてでございますが、現時点での計画をご説明をいたします。この体操は、12月の制作委員会で最終協議したものを、専門の理学療法士の先生のところで最終調整をしていただき、1月の中旬頃に完成をいたしております。

前後して、町の健康教室や地域でのイベント等で指導や紹介をいたしておりましたが、制作にかかわっていただいた先生の意向もあり、本格的な普及は、普及員養成講座の終

了以後にすることにしております。

このほど先生との日程調整ができましたので、介護予防編の普及員養成講習会を、3月29日から毎週1回、計4回の講習会として開催をする計画をたてました。ただし定員が20人ですので、今回は介護施設と健康づくり関係団体の方を対象として実施する予定であります。その後は、福祉保健課と地域包括支援センターの職員が指導者となり、一般町民向けの普及員養成講習会を随時開催してまいりたいと思っております。

普及員養成のためでない一般の方を対象とした普及活動は、介護予防編、健康づくり編とも、新年度になりましてから、普及員の協力をいただきながら講習会を開催したり、イベント等の機会を利用しておこなっていきたいと考えております。

さて、講習の修了者にDVDやビデオを配布したらというご提案ですが、町として制作することは考えておりません。むしろ、大山町チャンネルで定時に流すことが、経費及び効果の観点からより有効ではないかと思っておりますので、このことにつきまして、今後、制作をご指導いただいた理学療法士の先生と調整し、実現を図りたいと考えておるところであります。

なお、県では健康づくり事業の一環として、県内各市町村で制作しておりますご当地体操の普及啓発活動を進める計画をもっておられます。その計画の中で、ご当地体操がない市町村にも大山賛歌体操を使っていただけのように、県の事業で大山賛歌体操のDVDを制作される予定であります。大山町のPRにもなることでもありますので、是非これが実現するよう県と調整を進めていきたいというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） ちょっとわたしは、拍子抜けなご答弁ではなかったかと思っております。町長は大山町民1万9,000人の代表の方でございますね。そして町長は、ちょっと悪く言うならば、メタボリックの代表選手でなかろうかと思っております。わたしもあなたに負けないように、3日前に腹囲を図りましたら105センチありました。完全なメタボリックでございます。ね、情けないことです。あなたもですよ。でね町長、これ平成20年度、つまり4月からね、特定検診でメタボリック該当者予備軍をまず見つけます。で、これが平成24年に10%の減、27年に25%の減ということを目標にしておられます、この達成率の数値を比較し、後期高齢者医療支援金の減算になったり、加算になったりするわけです。ね、この目標が数値が下がらなかった場合は、医療費の支援金は少なくなるし、数値がメタボリックが少なくなれば、支援金が多くなるということでございます。つまりどっちにしてもメタボリックを無くさんと町民の支出が多くなるということでございます。まず、このこと町長はご存知でしょうか。この目標を達成できなかつたら、後期医療費の支給支援金が増えるのか、少なくなるかということをご存知でしたか。そこをまずお尋ねしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、具体的に何%かうんぬんとか言うところまでは詳しくは存じておりませんが、少なくともこれは保険者に対して課せられる課題であります。したがって、町が運営しておりますのは、国民健康保険でありますから、国民保険事業者として、その保険事業の該当者に対してそういったことを課せられるわけでありまして、また75歳以上の後期高齢者、これは今度新しくできる後期高齢者医療制度、この中でやるわけでございます。その一因としてその大山町にもそういった責務が出てくるというのは理解はいたしております。ただし、かといってその方々だけを健康管理をすればいいのかというと町はそうはならない、ということでもありますので、国保の該当者や75歳以上の後期高齢者の方だけではなくて、やはり町民全体のそういう意味での予防事業、これはやはりやっていかなければならないと思っております。ちなみにわたしは、95センチであります。そういった中でこれから4月からわたしは悪の象徴のように言われるのではないかなと思っております。私自身もしっかり痩せる努力をしなければならぬというふうに思っておりますが、そういったような状況にこれから事業者として保険者としてあると、責任があるということとは自覚はいたしております。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長、ここにね、おもしろい資料があります。これはね、18年度基本検診の問診結果よりというのが戸野課長からいただきました。多分、基本検診問診された時いろいろアンケート出されたのだと思います。たくさんアンケートがありまして、そのうちの4つ挙げてあります。まず食習慣、早食い、いっぱい食べる、食事が不規則の方、鳥取県の県内では、29%の方が食習慣が悪いと言われております。大山町は33%ね。それから運動の欄、運動不足とか運動習慣が無い人、鳥取県内が71%、大山町は93%の人が運動不足や、運動の習慣が無いということです。まだまだ悪いのがあります。歯の手入れをしない、鳥取県は平均3.9%平均、大山町は6.1%の人が歯の手入れをしない。不眠の訴え、県の平均が28.5%、大山町は33.5%の方が寝られない。ね、たった4つの項目、今課長に出してもらいましたが、いかに大山町民の健康意識が低いということです。いいですか町長。ですからね、このせっかくできました大山賛歌体操、これをケーブルテレビで流す。これは結構なことですよ、ですけど、テレビで流すということは時間が決まっています。人それぞれによって時間が違うんですよ。朝5時ごろから起きるね、高齢者の方もいらっしゃいますし、ね、昼わたしはしたいという人もあります。この健康体操、ずーと流すわけにはなりません。わたしはやっぱりね、講習を受けられたら講習記念としてわたしは全額と言っておりますけれど、全額でなくても結構、半額でもどうぞやってください。そしてメタボリック治しましょう、健康な町にしましょう。これがやっぱりトップとしての

責務ではないかと思っております。その50万、100万、大山町民が健康度が増して、本当に健康になれば安い投資だと思います。是非とも、今現在はそういうことは考えていच्छゃらないと答弁が出ておりますけども、是非とも考えてみたいと、このご答弁をお願いしたいと思っております。

議長、これが最後ですかね、わたしの質問は。最後ですので、最後きちんと。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは再質問に答弁させていただきますが、正にわたしのことを言われているのかなというふうに感じましたが、わたしも早食いで困りますし、どうしてもこういった状況でありますので、時間が無い時に食事をしなくちゃなりませんし、また食事の時間も不規則になってしまいます。なかなか運動する時間もなくて、本当にこの頃意識して運動せないけんなど思いながら、運動不足は感じているところであります。歯はまあ、まだ入れ歯ではありませんが、こういう歯をして丈夫な方ではありません。不眠、夕べも今日は一般質問だと思つと寝れませんでした。そういったようなところの中で不眠の状態もたくさんあるわけであります。これはわたしもある意味では、そういった症状がこういった体にきているのかなとある意味では感じてはおりますけれども、冗談はともかくといたしまして、決してこういった取り組み、健康づくりの取り組み、メタボ対策、このことをわたしは消極的に取り組むということ言っているつもりはございません。せっかくできたこの大山賛歌体操、これをですね、きちっと効果をあげてそして普及していくには、ただ配ってしまうということではなくて、やはりきちっとその効果が発現できるような体操をしてもらうためには、指導者をきちっとまず養成しなくちゃならないというのが、この考案された先生もやはりまた担当課で今考えていることだと思っております。

従つてそういった指導をしていただく地域の中で、直接的に指導していただくような人を増やすということ言をまず取り組みたいということで先ほど来から申し上げておることあります。あとDVDの製作でありますけれど、実はこれは町が作るということも考えた時期はありましたけれど、県がせっかくのこういった事業の中で、県下の市町村の中であるそういった体操を広めていきたい。その中でDVDの製作を県がするということの予算化がなされているところであります。できたものは確かに1枚4、500円できる、5、600円できるかもしれませんが、制作費というのは結構かかるものでありますので、そういった意味でわたしも実は県のそういった情報、キャッチいたしましたから、県がそういったのを作られるということで、是非とも20年度の予算に計上して欲しいということで、わたしも実は知事をお願いをしたという経過もございません。

そういった中でわれわれとしては、大山賛歌体操というものをそれを普及していく指導員をまず養成しながら、そして製作されてきたDVD、これを活用してこれをいかに

安くあるいは町の中で普及していくということが出来るか、このことはこれから当然考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても諸遊議員さん、いろんなものを配ると、非常に配ることがお好きのようでありますけれど、今そういう時代ではございませんで、やはりそれなりの価値をもって、それを求めていただかなければ、そのただ配布をしても無駄になりますので、そういった意味で、まず前段としての取り組みをしつかりと担当課としては効果があるものにしたいということで、まずはそれからかかっていく中で、その体操を普及していきたいという同じ思い、同じ諸遊議員さんと同じ思いで健康づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。次会は23日に会議を開きますので、定刻までに集合してください。ご苦労さんでございました。

午後5時59分 散会